

パブリックコメント用

第3期嘉手納町

デジタル田園都市

構想総合戦略（素案）

沖縄県嘉手納町

## 総合戦略

### 第1章 基本的な考え方

#### 1. 地方版創生総合戦略策定の趣旨

人口減少社会を迎え、地方の過疎化や地域産業の衰退などが大きな課題となる中で、近年、テレワークの普及や若年層の地方移住への関心が高まるなど、社会情勢は大きく変化しています。また、デジタル技術は急速に進歩し、人々の生活に広く活用される段階に移行しつつあります。こうした社会情勢を踏まえ、国は第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。（令和4年12月23日閣議決定）

市町村においても、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」を策定するよう努めなければならないとされています。また、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など、時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略の策定、改訂に努める必要があるとされています。これらのことから、「第2期嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定します。

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、嘉手納町人口ビジョンの将来展望を踏まえ、目標や施策の基本的方向、具体的な施策等を取りまとめます。なお、本町は、地域の82%が米軍用地として占有されており、まちづくりや土地利用、地域活性化等を進める上で大きく影響を及ぼしています。人口ビジョン、さらには総合戦略においても米軍用地の動向を見据えて検討する必要がありますが、基地返還の見通しが立たない状況において、現状では、既存市街地の有効活用が求められています。総合戦略においては、人口ビジョンを踏まえて、米軍用地以外の既存市街地における展開を基本とし、人口ビジョンにおいても同様に既存市街地における推計とし、今後の基地返還の動向等が明らかになった段階で、適正に見直し等を図ることとします。

#### 2. 第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略と国・県の総合戦略との関係

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」及び、「第1期・第2期嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や基本方針等を勘案し、整合性を図りながら策定することとします。また、近年の社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるさまざまな影響を踏まえた施策や、デジタルの力を活用した施策を展開していきます。

## ■デジタル田園都市国家構想総合戦略

### 目指す社会

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」

### 施策の方向

- 基本目標① 地方に仕事をつくる
- 基本目標② 人の流れをつく
- 基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 魅力的な地域をつくる

## ■沖縄 21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

### 人口の状況

現在も増加基調にあるが、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、令和12年前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれている。

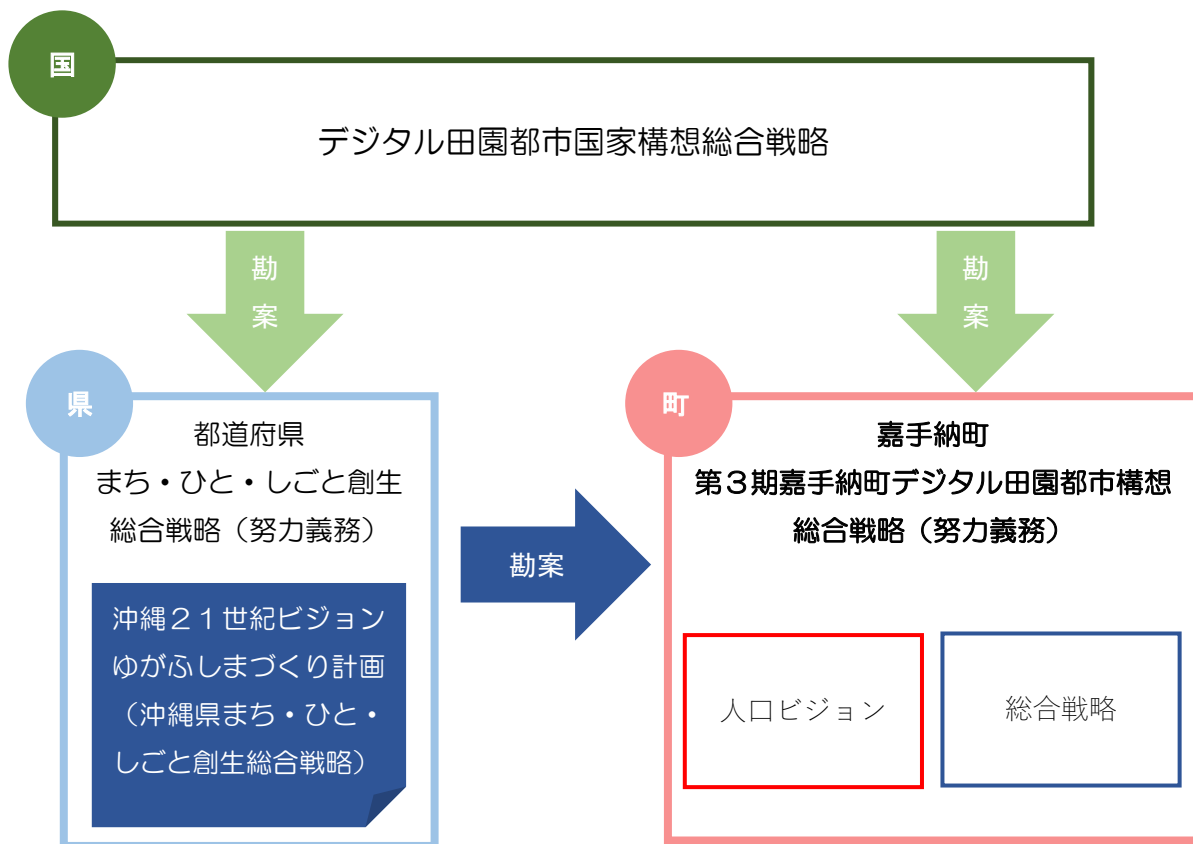
### 沖縄が目指すべき社会

地域における「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことが重要であり、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むとともに、「沖縄県SDGs推進方針」を踏まえて、持続可能な沖縄の発展を目指すことが必要である。

### 取り組みの方向性と各主体に期待される役割

- ①活力ある持続可能な社会の実現に向けて、「家庭・地域社会」「事業者」「行政（県・市町村）」の相互連携による県民気運の醸成が重要であることから、それぞれが期待される役割を果たすことが求められる。
- ②結婚、出産、子育てを支え、仕事と両立できる環境づくりのためには、「家庭・地域社会」や「事業者」の理解と協力が不可欠である。
- ③増加する人口を支える就業の場を創出するためには、「事業者」の努力と、事業者の経営課題解決等に向けた「金融機関」の支援が必要となる。
- ④「行政」には、県と市町村のそれぞれの役割に応じて目指すべき社会の実現に向けた施策を総合的に推進するとともに、県及び市町村並びに市町村間相互において連携した取組を進めることが求められる。

■国・県の総合戦略とのフロー図

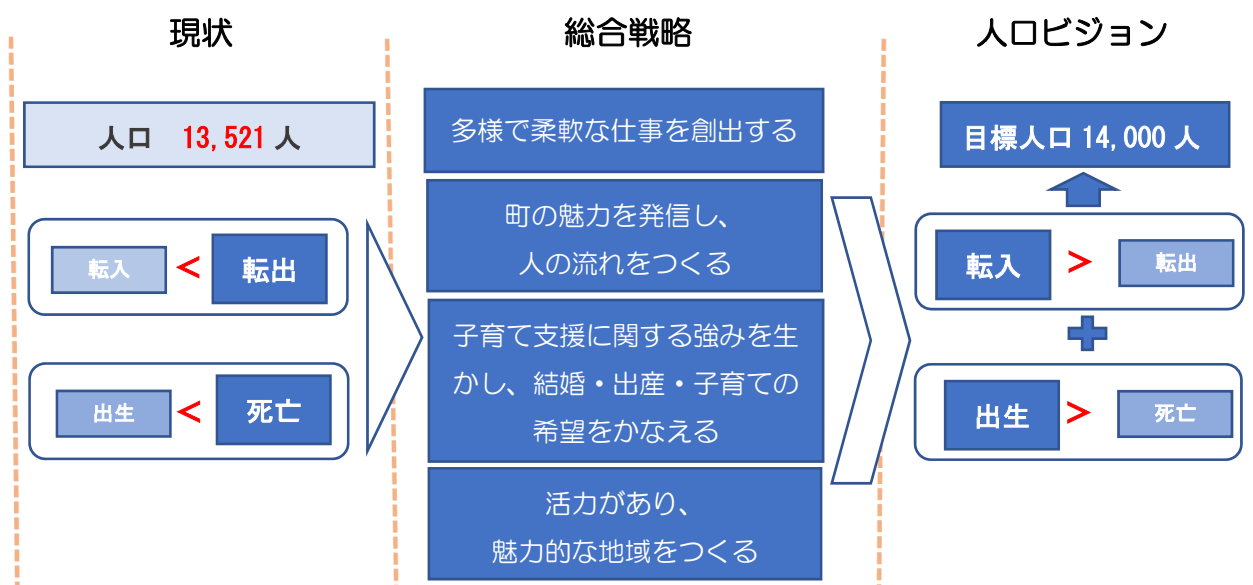


### 3. 嘉手納町人口ビジョンと総合戦略の位置づけ

第5次嘉手納町総合計画で、目標年次である令和10年における嘉手納町の将来総人口に設定している、14,000人に近づけるために、「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」において自然増、社会増による人口増加に関する各種施策を実施していくことが必要となります。

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、国が策定する施策の方向等を勘案し、整合性を図る事を踏まえ、「多様で柔軟な仕事を創出する」、「町の魅力を発信し、人の流れをつくる」、「子育て支援に関する強みを生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「活気があり、魅力的な地域をつくる」の4つの基本目標を設定し、各基本目標において人口増加に関する施策を展開するものとします。

#### ■人口ビジョンと総合戦略の位置づけ



※現状の人口は令和2年国勢調査を基にしています。

## 第2章 嘉手納町人口ビジョン

### 1. 嘉手納町人口ビジョンについて

本町の人口ビジョンは、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」並びに、沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を勘案し、本町における人口の現状・動向を分析するとともに、人口等に関する町民の意向を把握し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来ビジョンを示すものです。

そのため、本町の最上位計画である嘉手納町第5次総合計画を踏襲するとともに、まち・ひと・しごと創生の実現のための基本的な指標となることを認識し、人口ビジョンを設定するものとします。

### 2. 嘉手納町人口ビジョンの対象期間

人口ビジョンの対象期間は、「第2期嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、第5次嘉手納町総合計画の目標年（令和10年）までに14,000人を実現し、さらに令和42年まで14,000人を維持することを目指していることから、令和42年（2060年）とします。基準年については、国勢調査を基本とし、令和2年を基準年としますが、直近の動向把握のため、住民基本台帳等のデータを参考データとして活用することとします。

対象期間：令和42年（2060年）

### 3. 人口の現状及び分析

#### (1) 男女別人口・世帯数の推移

- 沖縄県の人口が増加傾向であるのに対し、嘉手納町の人口はほぼ横ばいではありますが、平成 27 年以降は微減傾向を見せており、令和 3 年の値は平成 13 年以降で最小となっています。
- 人口とは相反し、世帯数は増加傾向にありましたが、令和元年以降は世帯数も、微減傾向に転じています。
- 女性人口の推移を見ると、沖縄県は緩やかな増加傾向であるのに対し、嘉手納町は概ね横ばいとなっており、平成 30 年以降は微減しています。
- 男性人口の推移を見ると、沖縄県は平成 13 年から令和 3 年まで継続して増加傾向にあります。嘉手納町では平成 16 年から平成 18 年にかけて減少傾向に転じ、その後若干の増減はあるものの、増加傾向に持ち直しますが、平成 23 年からまた減少傾向となっています。

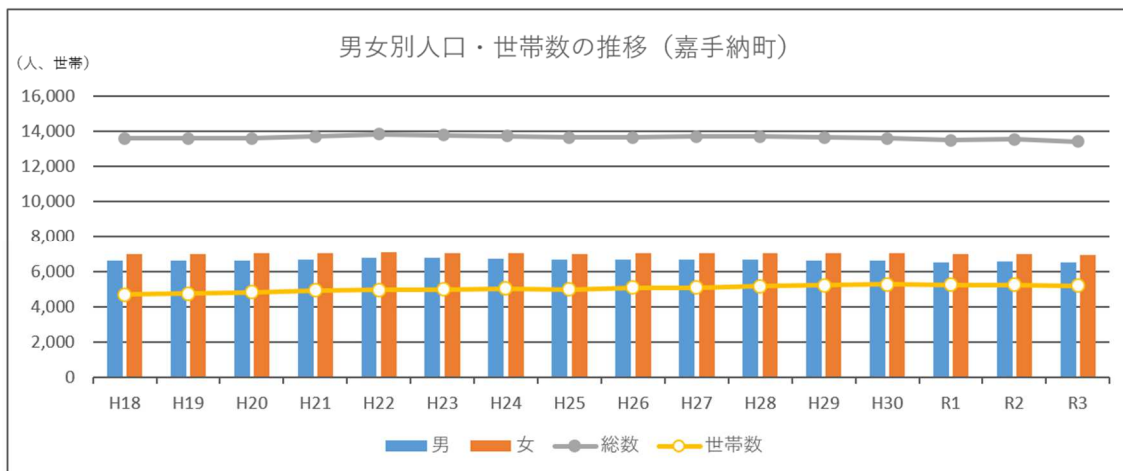
男女別人口・世帯数の推移（嘉手納町）

（単位：人、世帯）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
男	6,682	6,710	6,714	6,698	6,645	6,593	6,596	6,590	6,655	6,763
女	7,005	7,056	7,020	6,969	6,982	6,987	6,979	6,999	7,029	7,064
総数	13,687	13,766	13,734	13,667	13,627	13,580	13,575	13,589	13,684	13,827
世帯数	4,485	4,577	4,647	4,681	4,713	4,692	4,738	4,803	4,915	4,933

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
男	6,738	6,704	6,636	6,636	6,668	6,653	6,599	6,579	6,492	6,561	6,486
女	7,034	7,018	6,986	7,004	7,017	7,018	7,040	7,008	6,979	6,960	6,901
総数	13,772	13,722	13,622	13,640	13,685	13,671	13,639	13,587	13,471	13,521	13,387
世帯数	4,965	4,990	4,979	5,068	5,069	5,155	5,211	5,259	5,233	5,220	5,188

資料：沖縄県統計年鑑



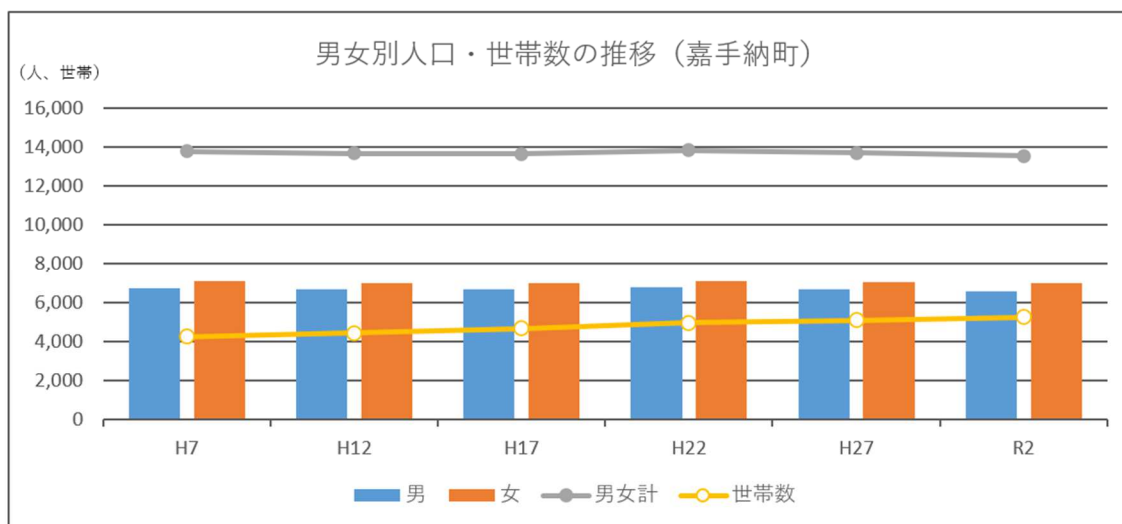
資料：沖縄県統計年鑑

男女別人口・世帯数の推移（嘉手納町）

（単位：人、世帯）

	H7	H12	H17	H22	H27	R2
男	6,694	6,669	6,650	6,763	6,669	6,561
女	7,058	6,992	6,979	7,064	7,017	6,960
男女計	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521
世帯数	4,236	4,408	4,667	4,937	5,069	5,220

資料：国勢調査



資料：国勢調査



## 【参考】沖縄県人口統計

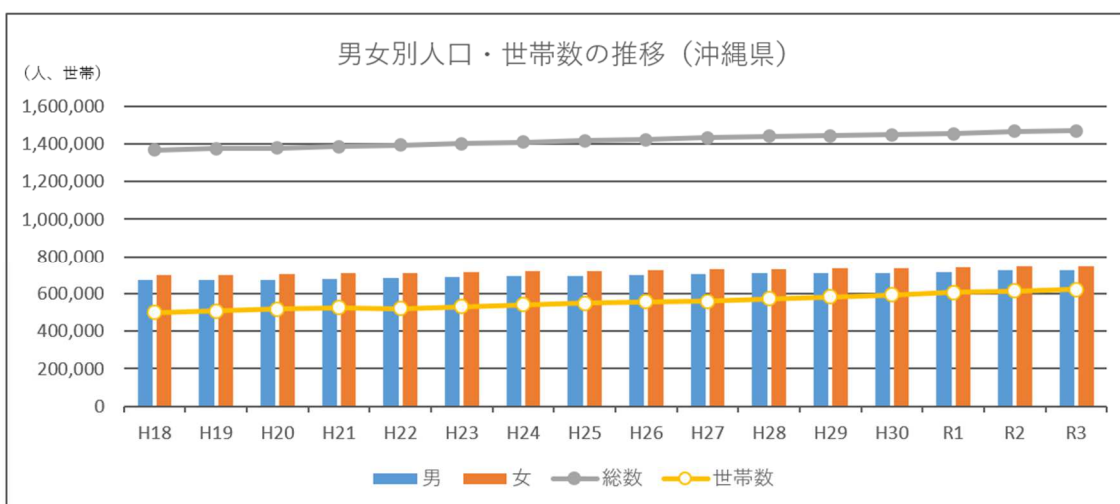
男女別人口・世帯数の推移（沖縄県）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
男	652,419	657,659	662,092	666,528	671,001	671,092	673,146
女	675,153	680,316	685,212	680,688	695,853	697,045	700,608
総数	1,327,572	1,337,975	1,347,304	1,347,216	1,366,854	1,368,137	1,373,754
世帯数	456,506	466,279	476,362	486,501	498,411	499,094	508,064

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
男	674,578	678,629	683,328	687,765	691,782	695,132	698,275
女	703,130	707,100	709,490	714,168	718,358	721,455	724,261
総数	1,377,708	1,385,729	1,392,818	1,401,933	1,410,140	1,416,587	1,422,536
世帯数	516,727	525,858	519,184	530,921	539,984	548,603	557,950

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
男	704,619	707,984	709,759	712,065	715,205	722,812	723,172
女	728,947	731,929	734,043	736,036	738,979	744,668	745,354
総数	1,433,566	1,439,913	1,443,802	1,448,101	1,454,184	1,467,480	1,468,526
世帯数	560,424	571,769	582,008	592,931	605,737	614,708	623,163

資料：沖縄県統計年鑑



資料：沖縄県統計年鑑

【参考】

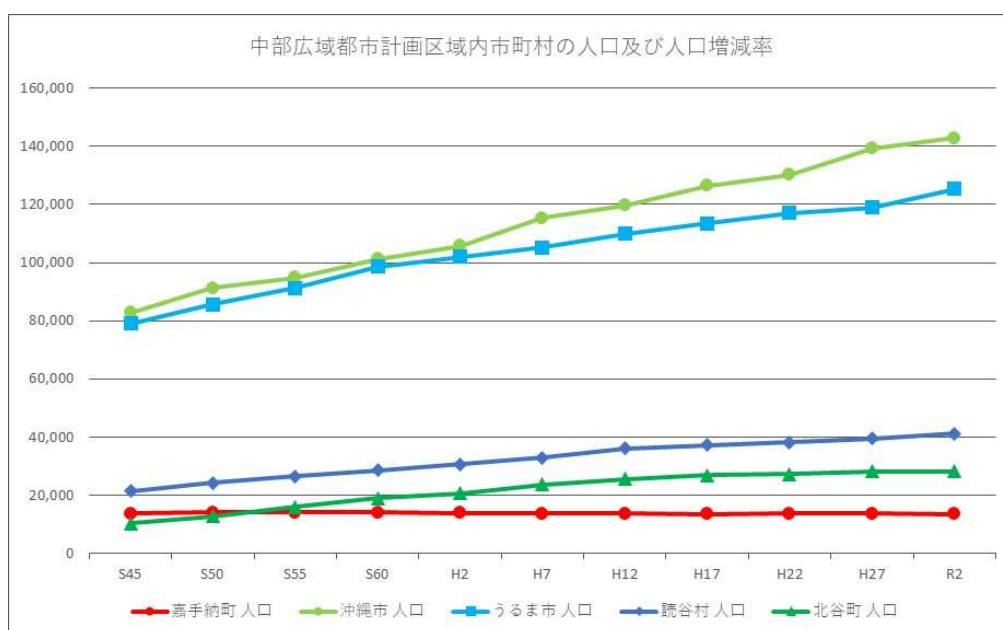
中部広域都市計画区域内市町村の人口統計

中部広域都市計画区域内市町村の人口及び人口増減率（単位：人、％）

		S45	S50	S55	S60	H2	H7
嘉手納町	人口	13,820	14,067	14,094	14,126	13,865	13,752
	増減率	-	1.8%	0.2%	0.2%	-1.8%	-0.8%
沖縄市	人口	82,781	91,347	94,851	101,210	105,845	115,336
	増減率	-	10.3%	3.8%	6.7%	4.6%	9.0%
うるま市	人口	78,997	85,608	91,285	98,539	101,911	105,228
	増減率	-	8.4%	6.6%	7.9%	3.4%	3.3%
読谷村	人口	21,410	24,232	26,516	28,536	30,750	32,912
	増減率	-	13.2%	9.4%	7.6%	7.8%	7.0%
北谷町	人口	10,458	12,765	16,014	19,008	20,730	23,737
	増減率	-	22.1%	25.5%	18.7%	9.1%	14.5%

		H12	H17	H22	H27	R2
嘉手納町	人口	13,661	13,623	13,827	13,685	13,521
	増減率	-0.7%	-0.3%	1.5%	-1.0%	-1.2%
沖縄市	人口	119,686	126,400	130,249	139,279	142,752
	増減率	3.8%	5.6%	3.0%	6.9%	2.5%
うるま市	人口	109,992	113,535	116,979	118,898	125,303
	増減率	4.5%	3.2%	3.0%	1.6%	5.4%
読谷村	人口	36,115	37,306	38,200	39,504	41,206
	増減率	9.7%	3.3%	2.4%	3.4%	4.3%
北谷町	人口	25,554	26,848	27,264	28,308	28,201
	増減率	7.7%	5.1%	1.5%	3.8%	-0.4%

資料：国勢調査

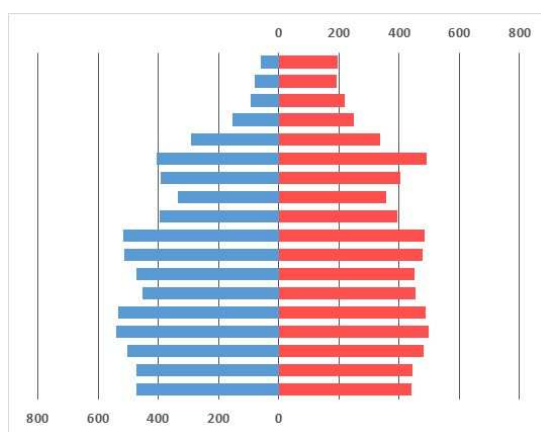
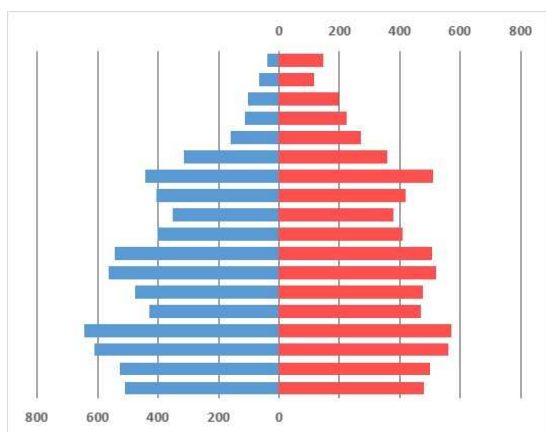


(2) 年齢（5歳階級）・男女別人口の推移

- 沖縄県、本町、共に平成2年を境に年少人口（0～14歳）の減少が顕著に見られます。
- 65歳以上の高齢者の人口も増えてきており、高齢化社会になってきています。

■嘉手納

H2H7

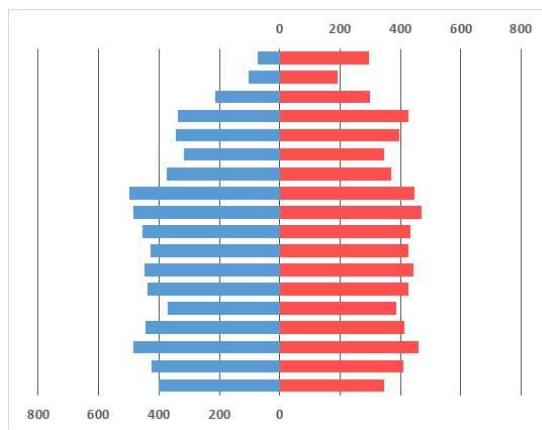
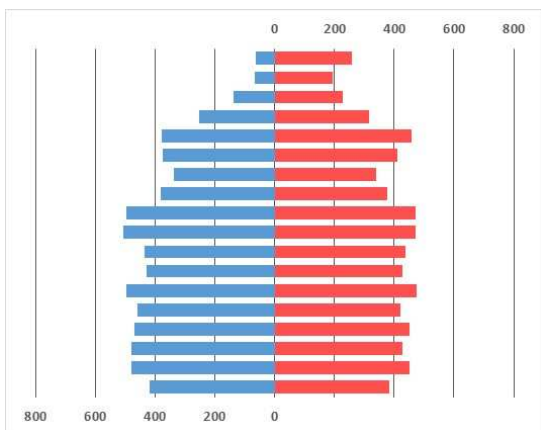


総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
990	0～4歳	509	481	7.6	6.8
1,027	5～9歳	526	501	7.9	7
1,170	10～14歳	609	561	9.1	7.9
1,214	15～19歳	645	569	9.6	8
897	20～24歳	429	468	6.4	6.6
953	25～29歳	477	476	7.1	6.7
1,083	30～34歳	562	521	8.4	7.3
1,047	35～39歳	542	505	8.1	7.1
812	40～44歳	403	409	6	5.8
733	45～49歳	353	380	5.3	5.3
825	50～54歳	406	419	6.1	5.9
951	55～59歳	441	510	6.6	7.2
673	60～64歳	313	360	4.7	5.1
429	65～69歳	159	270	2.4	3.8
339	70～74歳	114	225	1.7	3.2
298	75～79歳	101	197	1.5	2.8
180	80～84歳	64	116	1	1.6
185	85歳以上	40	145	0.6	2

総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
913	0～4歳	472	441	7.1	6.2
918	5～9歳	473	445	7.1	6.3
986	10～14歳	505	481	7.5	6.8
1,040	15～19歳	541	499	8.1	7.1
1,021	20～24歳	533	488	8	6.9
908	25～29歳	453	455	6.8	6.4
923	30～34歳	472	451	7.1	6.4
991	35～39歳	514	477	7.7	6.8
1,002	40～44歳	518	484	7.7	6.9
791	45～49歳	397	394	5.9	5.6
691	50～54歳	334	357	5	5.1
796	55～59歳	393	403	5.9	5.7
898	60～64歳	407	491	6.1	7
630	65～69歳	293	337	4.4	4.8
403	70～74歳	154	249	2.3	3.5
313	75～79歳	95	218	1.4	3.1
271	80～84歳	79	192	1.2	2.7
257	85歳以上	61	196	0.9	2.8

資料：国勢調査

# H12H17

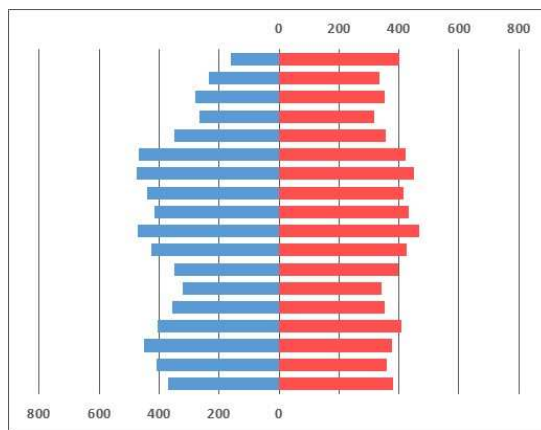
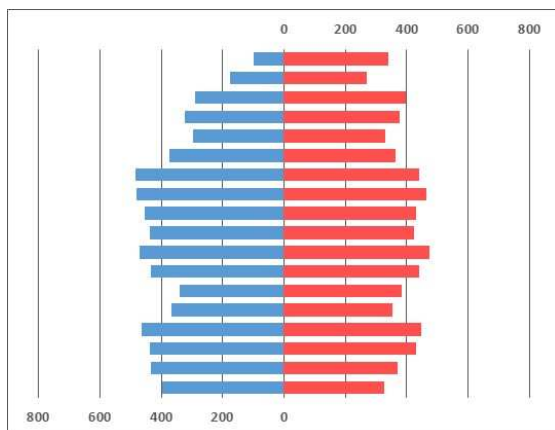


総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
800	0~4歳	418	382	6.3	5.5
931	5~9歳	480	451	7.2	6.5
906	10~14歳	479	427	7.2	6.1
921	15~19歳	469	452	7	6.5
879	20~24歳	460	419	6.9	6
973	25~29歳	497	476	7.5	6.8
859	30~34歳	430	429	6.4	6.1
875	35~39歳	438	437	6.6	6.3
976	40~44歳	506	470	7.6	6.7
967	45~49歳	497	470	7.5	6.7
758	50~54歳	382	376	5.7	5.4
677	55~59歳	337	340	5.1	4.9
784	60~64歳	374	410	5.6	5.9
836	65~69歳	378	458	5.7	6.6
569	70~74歳	255	314	3.8	4.5
364	75~79歳	137	227	2.1	3.2
263	80~84歳	68	195	1	2.8
323	85歳以上	64	259	1	3.7

総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
745	0~4歳	401	344	6	4.9
832	5~9歳	424	408	6.4	5.8
946	10~14歳	485	461	7.3	6.6
857	15~19歳	445	412	6.7	5.9
756	20~24歳	370	386	5.6	5.5
863	25~29歳	438	425	6.6	6.1
892	30~34歳	448	444	6.7	6.4
856	35~39歳	429	427	6.5	6.1
889	40~44歳	456	433	6.9	6.2
953	45~49歳	485	468	7.3	6.7
944	50~54歳	499	445	7.5	6.4
744	55~59歳	374	370	5.6	5.3
663	60~64歳	317	346	4.8	5
742	65~69歳	345	397	5.2	5.7
765	70~74歳	339	426	5.1	6.1
512	75~79歳	214	298	3.2	4.3
296	80~84歳	104	192	1.6	2.8
368	85歳以上	74	294	1.1	4.2

資料：国勢調査

## H22H27

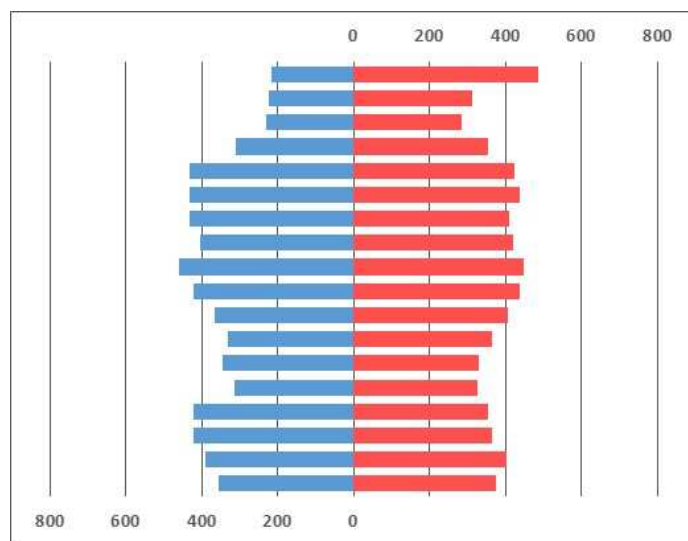


総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
725	0~4歳	397	328	5.9	4.6
804	5~9歳	434	370	6.4	5.2
870	10~14歳	438	432	6.5	6.1
911	15~19歳	465	446	6.9	6.3
719	20~24歳	366	353	5.4	5
724	25~29歳	340	384	5	5.4
874	30~34歳	433	441	6.4	6.2
943	35~39歳	469	474	6.9	6.7
859	40~44歳	436	423	6.5	6
883	45~49歳	453	430	6.7	6.1
944	50~54歳	481	463	7.1	6.6
924	55~59歳	484	440	7.2	6.2
734	60~64歳	372	362	5.5	5.1
626	65~69歳	297	329	4.4	4.7
702	70~74歳	324	378	4.8	5.4
685	75~79歳	289	396	4.3	5.6
446	80~84歳	175	271	2.6	3.8
439	85歳以上	100	339	1.5	4.8

総合	年齢階級	男	女	男%	女%
750	0~4歳	370	380	5.6	5.4
769	5~9歳	410	359	6.2	5.1
827	10~14歳	449	378	6.8	5.4
812	15~19歳	405	407	6.1	5.8
710	20~24歳	357	353	5.4	5.0
662	25~29歳	321	341	4.8	4.9
748	30~34歳	349	399	5.2	5.7
854	35~39歳	427	427	6.4	6.1
941	40~44歳	473	468	7.1	6.7
850	45~49歳	416	434	6.3	6.2
857	50~54歳	441	416	6.6	5.9
925	55~59歳	476	449	7.2	6.4
892	60~64歳	468	424	7.0	6.1
706	65~69歳	349	357	5.2	5.1
584	70~74歳	265	319	4.0	4.6
633	75~79歳	279	354	4.2	5.1
569	80~84歳	234	335	3.5	4.8
563	85歳以上	160	403	2.4	5.8

資料：国勢調査

R2

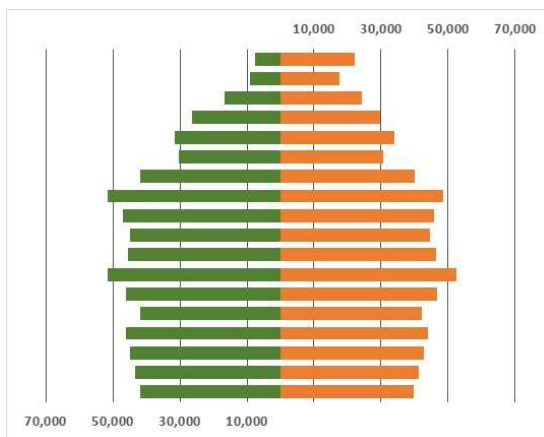
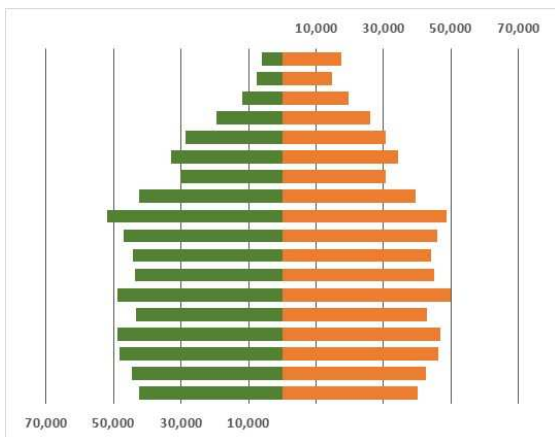


総合	年齢階級	男	女	男%	女%
731	0~4 歳	357	374	5.5	5.4
791	5~9 歳	389	402	6.0	5.8
785	10~14 歳	422	363	6.5	5.2
776	15~19 歳	423	353	6.5	5.1
641	20~24 歳	315	326	4.8	4.7
675	25~29 歳	344	331	5.3	4.8
697	30~34 歳	331	366	5.1	5.3
773	35~39 歳	367	406	5.6	5.9
858	40~44 歳	421	437	6.5	6.3
906	45~49 歳	460	446	7.1	6.4
824	50~54 歳	403	421	6.2	6.1
841	55~59 歳	432	409	6.6	5.9
871	60~64 歳	433	438	6.7	6.3
855	65~69 歳	433	422	6.7	6.1
662	70~74 歳	309	353	4.7	5.1
515	75~79 歳	231	284	3.5	4.1
536	80~84 歳	223	313	3.4	4.5
423	85 歳以上	218	487	3.3	7.0

資料：国勢調査

■沖縄県

H2H7

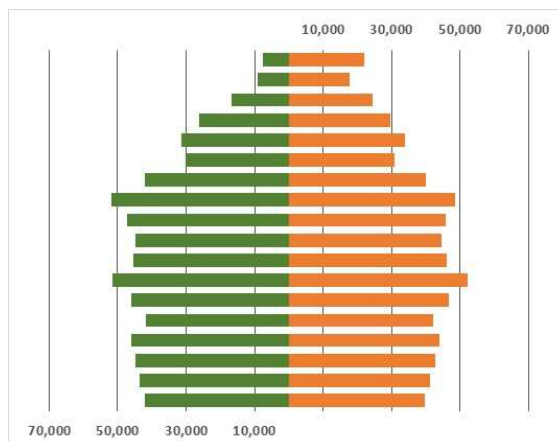
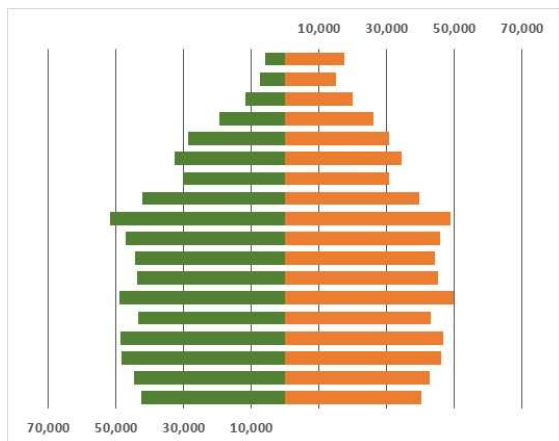


総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
82,594	0～4歳	42,443	40,151	6.6	6
87,200	5～9歳	44,631	42,569	6.9	6.4
94,485	10～14歳	48,357	46,128	7.5	6.9
95,512	15～19歳	48,771	46,741	7.6	7
86,467	20～24歳	43,467	43,000	6.8	6.5
98,712	25～29歳	48,895	49,817	7.6	7.5
88,860	30～34歳	43,743	45,117	6.8	6.8
88,508	35～39歳	44,259	44,249	6.9	6.6
92,940	40～44歳	47,132	45,808	7.3	6.9
100,475	45～49歳	51,829	48,646	8.1	7.3
81,999	50～54歳	42,325	39,674	6.6	6
61,080	55～59歳	30,335	30,745	4.7	4.6
67,273	60～64歳	32,810	34,463	5.1	5.2
59,502	65～69歳	28,707	30,795	4.5	4.6
45,533	70～74歳	19,604	25,929	3.1	3.9
31,661	75～79歳	11,889	19,772	1.8	3
22,321	80～84歳	7,465	14,856	1.2	2.2
23,540	85歳以上	6,087	17,453	0.9	2.6

総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
81,799	0～4歳	41,975	39,824	6.3	5.7
84,777	5～9歳	43,530	41,247	6.5	6
87,627	10～14歳	44,944	42,683	6.7	6.2
90,043	15～19歳	46,038	44,005	6.9	6.4
84,034	20～24歳	41,843	42,191	6.3	6.1
92,905	25～29歳	46,053	46,852	6.9	6.8
103,874	30～34歳	51,493	52,381	7.7	7.6
91,672	35～39歳	45,398	46,274	6.8	6.7
89,305	40～44歳	44,799	44,506	6.7	6.4
93,056	45～49歳	47,122	45,934	7.1	6.6
100,276	50～54歳	51,718	48,558	7.7	7
81,904	55～59歳	41,993	39,911	6.3	5.8
60,977	60～64歳	30,224	30,753	4.5	4.4
65,378	65～69歳	31,460	33,918	4.7	4.9
56,050	70～74歳	26,264	29,786	3.9	4.3
41,163	75～79歳	16,821	24,342	2.5	3.5
26,803	80～84歳	9,078	17,725	1.4	2.6
29,503	85歳以上	7,479	22,024	1.1	3.2

資料：国勢調査

## H12H17



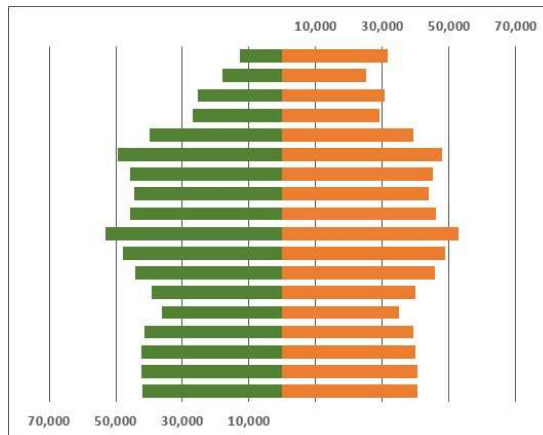
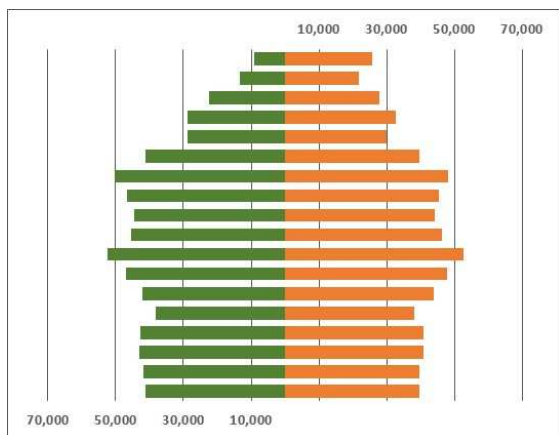
総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
82,594	0～4歳	42,443	40,151	6.6	6
87,200	5～9歳	44,631	42,569	6.9	6.4
94,485	10～14歳	48,357	46,128	7.5	6.9
95,512	15～19歳	48,771	46,741	7.6	7
86,467	20～24歳	43,467	43,000	6.8	6.5
98,712	25～29歳	48,895	49,817	7.6	7.5
88,860	30～34歳	43,743	45,117	6.8	6.8
88,508	35～39歳	44,259	44,249	6.9	6.6
92,940	40～44歳	47,132	45,808	7.3	6.9
100,475	45～49歳	51,829	48,646	8.1	7.3
81,999	50～54歳	42,325	39,674	6.6	6
61,080	55～59歳	30,335	30,745	4.7	4.6
67,273	60～64歳	32,810	34,463	5.1	5.2
59,502	65～69歳	28,707	30,795	4.5	4.6
45,533	70～74歳	19,604	25,929	3.1	3.9
31,661	75～79歳	11,889	19,772	1.8	3
22,321	80～84歳	7,465	14,856	1.2	2.2
23,540	85歳以上	6,087	17,453	0.9	2.6

総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
81,799	0～4歳	41,975	39,824	6.3	5.7
84,777	5～9歳	43,530	41,247	6.5	6
87,627	10～14歳	44,944	42,683	6.7	6.2
90,043	15～19歳	46,038	44,005	6.9	6.4
84,034	20～24歳	41,843	42,191	6.3	6.1
92,905	25～29歳	46,053	46,852	6.9	6.8
103,874	30～34歳	51,493	52,381	7.7	7.6
91,672	35～39歳	45,398	46,274	6.8	6.7
89,305	40～44歳	44,799	44,506	6.7	6.4
93,056	45～49歳	47,122	45,934	7.1	6.6
100,276	50～54歳	51,718	48,558	7.7	7
81,904	55～59歳	41,993	39,911	6.3	5.8
60,977	60～64歳	30,224	30,753	4.5	4.4
65,378	65～69歳	31,460	33,918	4.7	4.9
56,050	70～74歳	26,264	29,786	3.9	4.3
41,163	75～79歳	16,821	24,342	2.5	3.5
26,803	80～84歳	9,078	17,725	1.4	2.6
29,503	85歳以上	7,479	22,024	1.1	3.2

資料：国勢調査



## H22H27

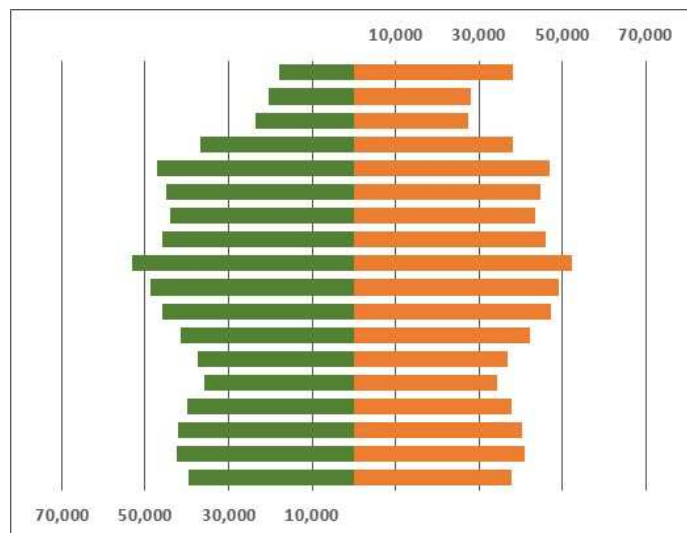


総合	年齢階級	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
80,792	0~4歳	41,136	39,656	6.1	5.6
81,422	5~9歳	41,797	39,625	6.2	5.6
84,099	10~14歳	43,140	40,959	6.4	5.8
83,477	15~19歳	42,704	40,773	6.3	5.8
76,546	20~24歳	38,299	38,247	5.6	5.4
86,184	25~29歳	42,198	43,986	6.2	6.2
94,733	30~34歳	46,857	47,876	6.9	6.8
105,201	35~39歳	52,541	52,660	7.7	7.5
91,826	40~44歳	45,542	46,284	6.7	6.6
88,611	45~49歳	44,470	44,141	6.5	6.3
91,916	50~54歳	46,511	45,405	6.9	6.4
98,513	55~59歳	50,264	48,249	7.4	6.8
80,953	60~64歳	41,290	39,663	6.1	5.6
58,874	65~69歳	28,775	30,099	4.2	4.3
61,287	70~74歳	28,732	32,555	4.2	4.6
50,514	75~79歳	22,545	27,969	3.3	4
35,072	80~84歳	13,190	21,882	1.9	3.1
34,760	85歳以上	8,990	25,770	1.3	3.7

総合	年齢階級	男	女	男%	女%
82,414	0~4歳	41,877	40,537	6.0	5.6
82,708	5~9歳	42,173	40,535	6.1	5.6
82,084	10~14歳	42,179	39,905	6.1	5.5
80,791	15~19歳	41,462	39,329	6.0	5.5
71,233	20~24歳	36,157	35,076	5.2	4.9
79,110	25~29歳	39,297	39,813	5.6	5.5
89,819	30~34歳	44,078	45,741	6.3	6.3
96,740	35~39歳	47,798	48,942	6.9	6.8
105,782	40~44歳	52,998	52,784	7.6	7.3
92,038	45~49歳	45,798	46,240	6.6	6.4
88,142	50~54歳	44,320	43,822	6.4	6.1
91,033	55~59歳	45,818	45,215	6.6	6.3
97,421	60~64歳	49,410	48,011	7.1	6.7
79,074	65~69歳	39,799	39,275	5.7	5.4
55,820	70~74歳	26,756	29,064	3.8	4.0
56,111	75~79歳	25,504	30,607	3.7	4.2
43,199	80~84歳	18,017	25,182	2.6	3.5
44,133	85歳以上	12,637	31,496	1.8	4.4

資料：国勢調査

R2



総合	年齢階級	男	女	男%	女%
77,334	0～4 歳	39,644	37,690	5.6	5.2
83,417	5～9 歳	42,335	41,082	6.0	5.6
82,495	10～14 歳	42,031	40,464	5.9	5.5
77,793	15～19 歳	39,930	37,863	5.6	5.2
70,129	20～24 歳	35,854	34,275	5.1	4.7
74,283	25～29 歳	37,373	36,910	5.3	5.0
83,589	30～34 歳	41,544	42,045	5.9	5.7
93,102	35～39 歳	45,949	47,153	6.5	6.4
97,729	40～44 歳	48,695	49,034	6.9	6.7
105,634	45～49 歳	53,227	52,407	7.5	7.2
91,717	50～54 歳	45,856	45,861	6.5	6.3
87,414	55～59 歳	43,872	43,542	6.2	6.0
89,764	60～64 歳	44,961	44,803	6.4	6.1
94,371	65～69 歳	47,299	47,072	6.7	6.4
74,778	70～74 歳	36,811	37,967	5.2	5.2
50,952	75～79 歳	23,443	27,509	3.3	3.8
48,373	80～84 歳	20,474	27,899	2.9	3.8
33,465	85 歳以上	18,045	38,189	2.6	5.2

資料：国勢調査

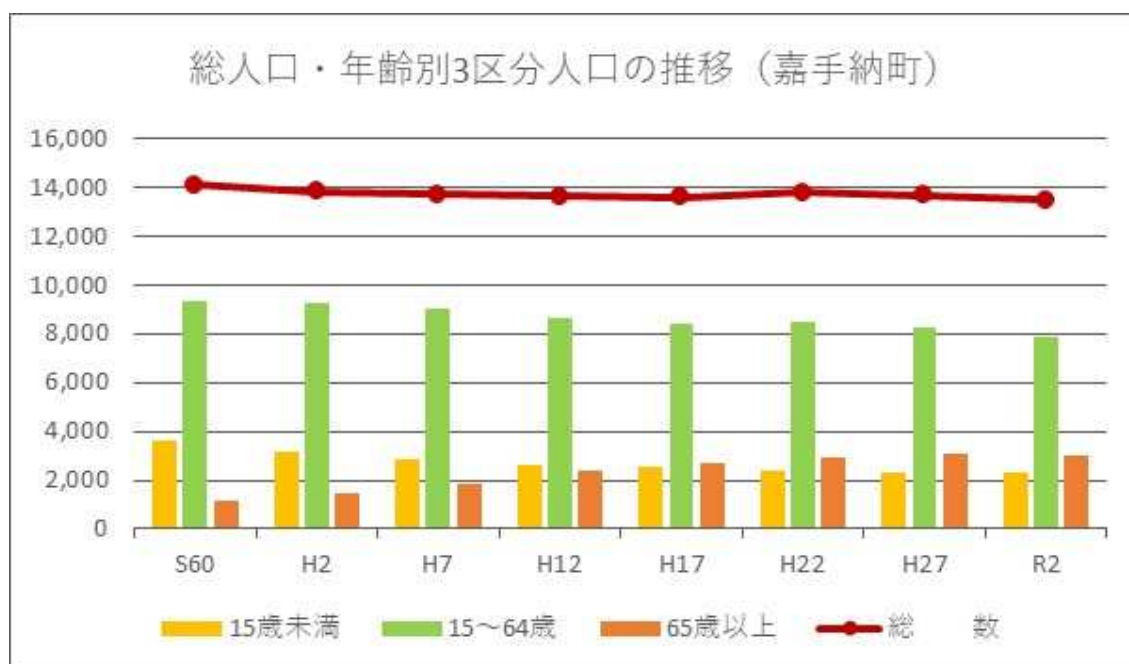
### (3) 総人口・年齢別3区分人口の推移

- 沖縄県の総人口は増加傾向にあります。
- 県と比較して、本町は昭和60年から平成17年にかけて減少傾向にあります。しかし、その後の平成22年は増加に転じていますが、平成27年には再度減少しており、令和2年も減少しています。
- 15～64歳の生産年齢人口については、沖縄県は、平成22年までは増加傾向にあるものの、以降は減少しています。本町は、平成17年まで減少傾向にあり、その後の平成22年は増加に転じていますが、平成27年には再度減少しており、令和2年も減少しています。
- 沖縄県では、平成27年に15歳未満の人口を65歳以上の人口が超えましたが、本町ではすでに平成17年に超えており、県よりも早いペースで高齢化が進んでいます。

総人口・年齢別3区分人口の推移（嘉手納町）（単位：人）

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
15歳未満	3,595	3,192	2,817	2,637	2,523	2,399	2,346	2,307
15～64歳	9,338	9,237	9,061	8,669	8,417	8,515	8,251	7,862
65歳以上	1,193	1,436	1,874	2,355	2,683	2,898	3,055	2,991
総数	14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521

資料：国勢調査



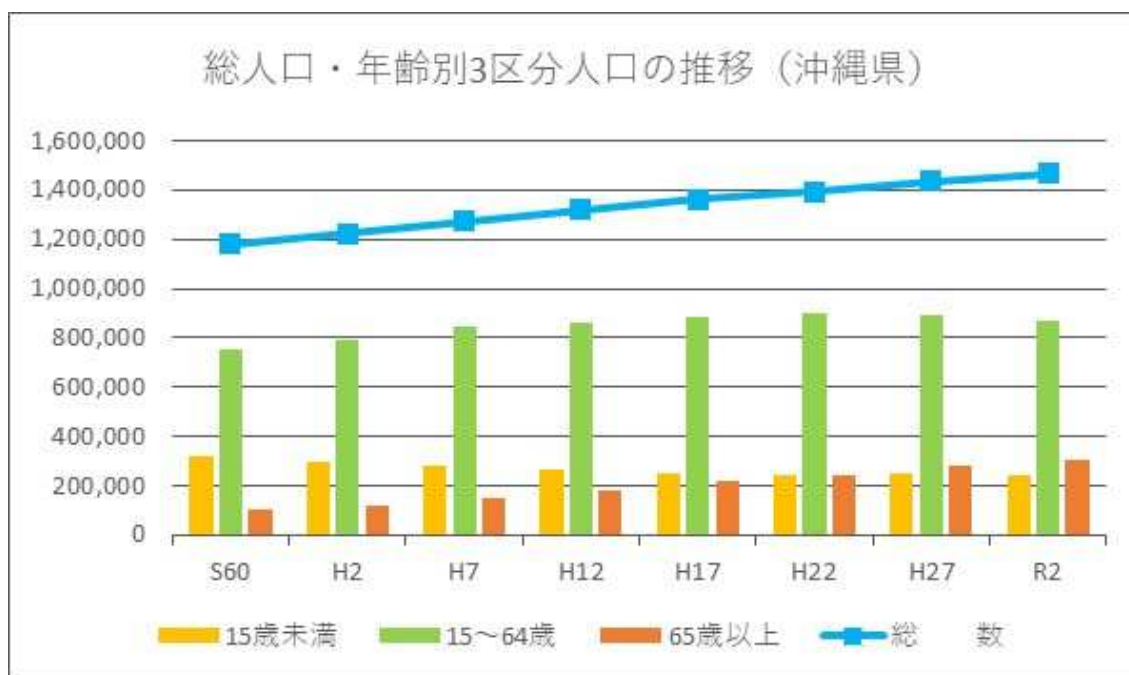
## 沖縄県の総人口・年齢別3区分人口の推移

総人口・年齢別3区分人口の推移（沖縄県）（単位：人）

	S60	H2	H7	H12
15歳未満	322,523	299,836	281,302	264,279
15～64歳	754,119	793,287	842,752	861,826
65歳以上	101,947	121,082	148,567	182,557
総数	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220

	H17	H22	H27	R2
15歳未満	254,203	246,313	247,206	243,246
15～64歳	888,046	897,960	892,109	871,154
65歳以上	218,897	240,507	278,337	301,939
総数	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1,467,480

資料：国勢調査



(4) 家族類型別世帯数の推移

- 沖縄県は、核家族世帯と単独世帯が増加している一方、3世代世帯は平成27年と比較して大幅に減少しています。
- 本町も県と同様に、核家族世帯と単独世帯が増加している一方、3世代世帯は減少しています。しかし、3世代世帯数の、平成22年から平成27年の減少率よりも、平成27年から令和2年の減少率は低く、県の3世代世帯数の減少率を下回っています。

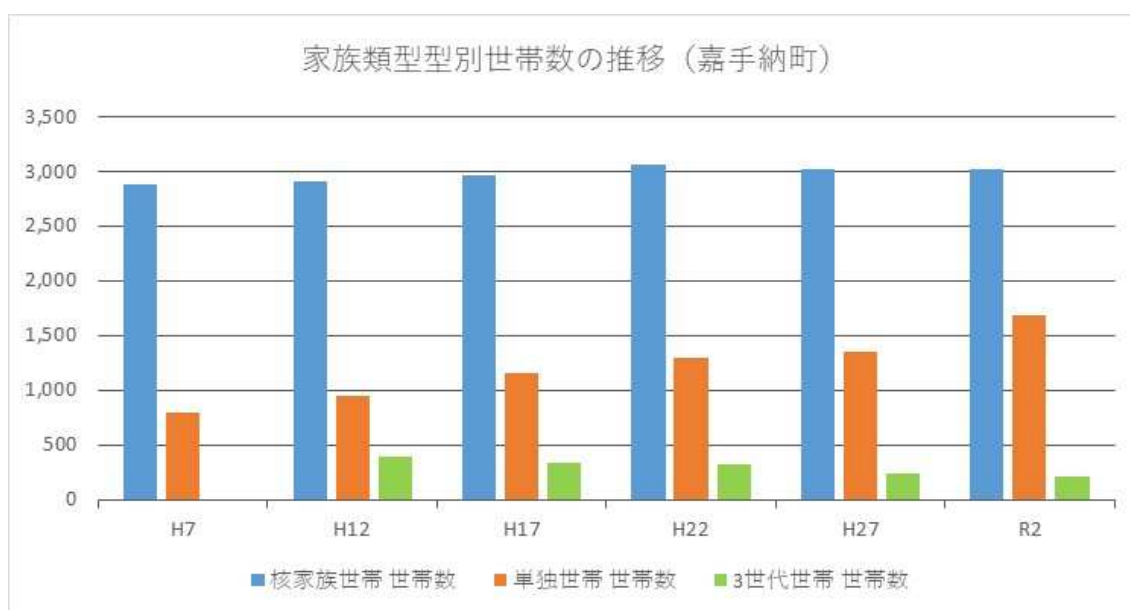
家族類型別世帯数の推移（嘉手納町）（単位：世帯）

		H7	H12	H17	H22	H27	R2	H7-R2 増減
核家族 世帯	世帯数	2,888	2,909	2,969	3,056	3,021	3,024	136
	増減率	-	0.7%	2.1%	2.9%	-1.1%	0.1%	4.7%
単独 世帯	世帯数	803	947	1,151	1,300	1,355	1,687	884
	増減率	-	17.9%	21.5%	12.9%	4.2%	24.5%	78.1%
3世代 世帯	世帯数		388	336	318	242	218	-170
	増減率		-	-13.4%	-5.4%	-23.9%	-9.9%	-43.8%

資料：国勢調査

(注)

1. 表中の「-」は、該当数値がないものを示す。（平成7年以前の市町村別家族類型別世帯数は数字が出されていない。）
2. 「3世代世帯」については平成7年の数値も存在しないため、平成7年-令和2年の増減ではなく平成12年-令和2年の増減を記載している。

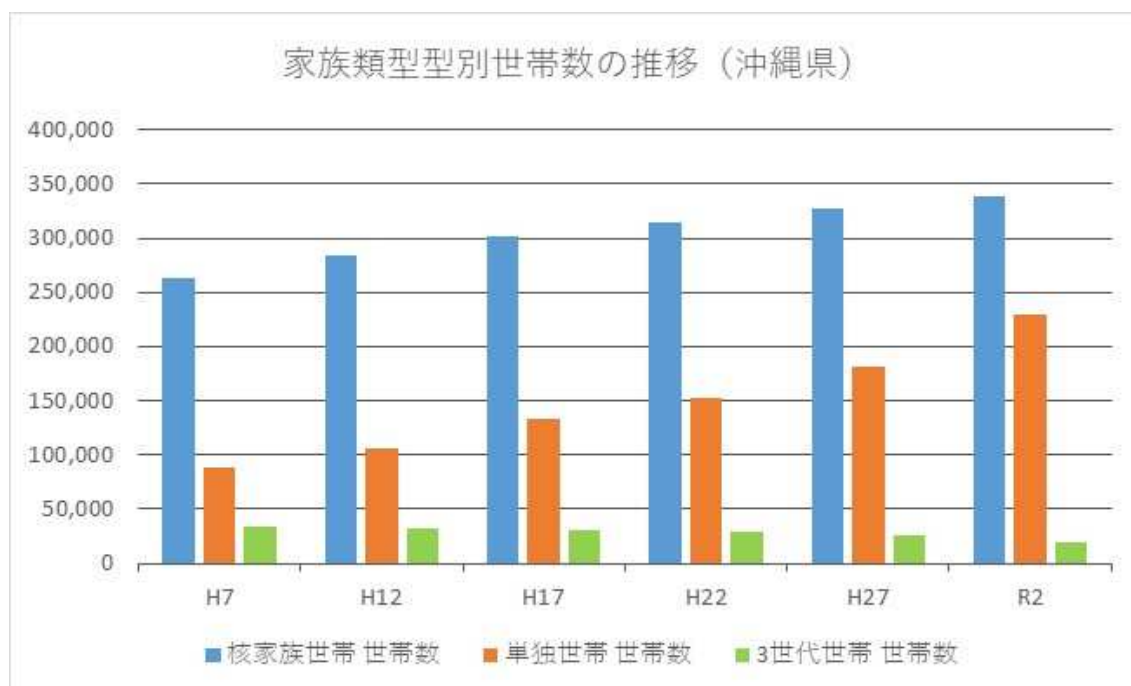


## 沖縄県の家族類型別世帯数の推移

家族類型別世帯数の推移（沖縄県）（単位：世帯）

		H7	H12	H17	H22	H27	R2	H7-R2 増減
核家族 世帯	世帯数	263,547	284,019	302,324	314,152	327,514	338,232	74,685
	増減率	-	7.8%	6.4%	3.9%	4.3%	3.3%	28.3%
単独 世帯	世帯数	88,413	106,759	133,567	152,589	180,974	229,602	141,189
	増減率	-	20.8%	25.1%	14.2%	18.6%	26.9%	115.1%
3世代 世帯	世帯数	33,984	31,524	30,590	28,640	25,188	19,797	-14,187
	増減率	-	-7.2%	-3.0%	-6.4%	-12.1%	-21.4%	-41.7%

資料：国勢調査



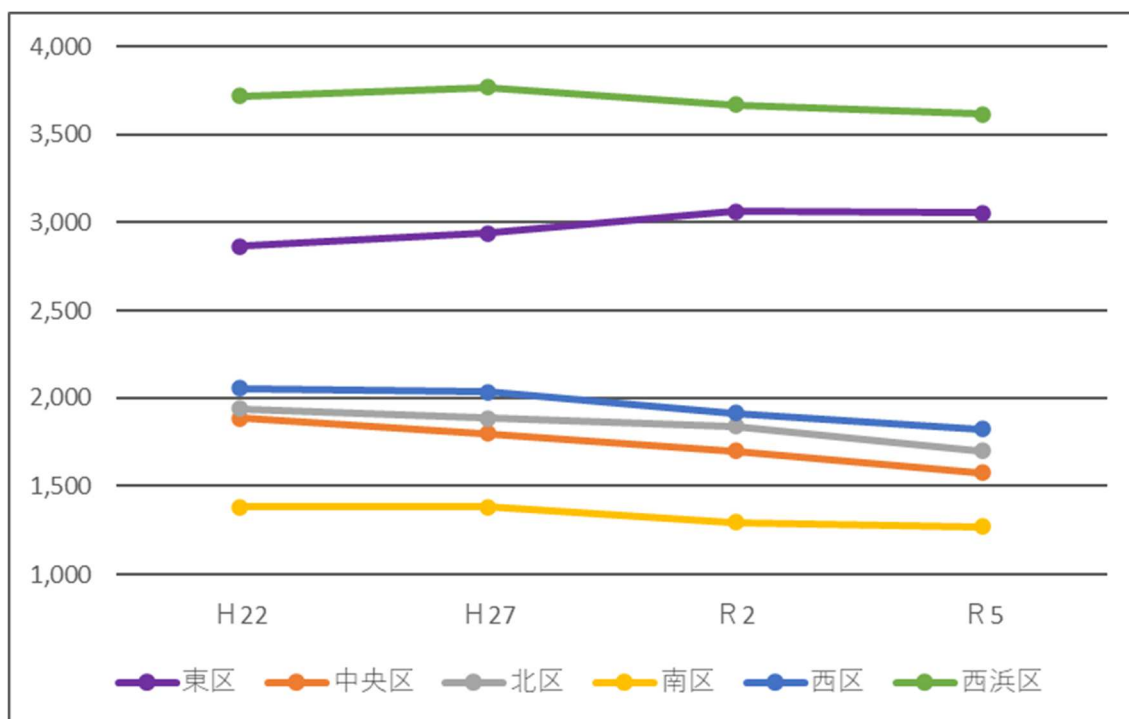
(5) 区別人口の推移

- 令和2年から令和5年にかけて、全ての区（東区、中央区、北区、南区、西区、西浜区）において、減少傾向にあります。

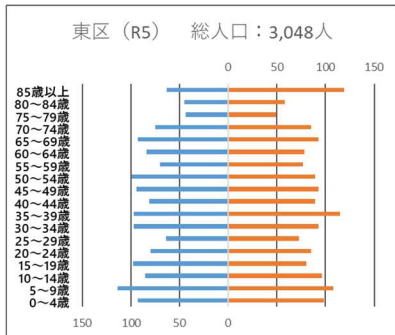
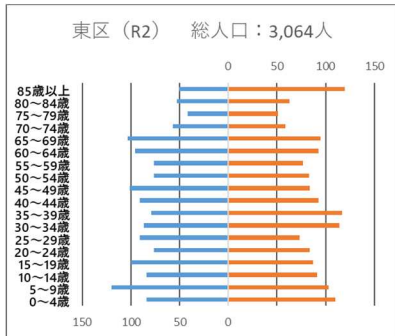
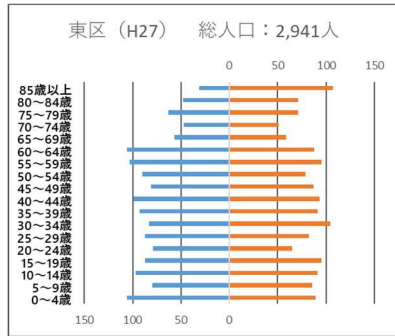
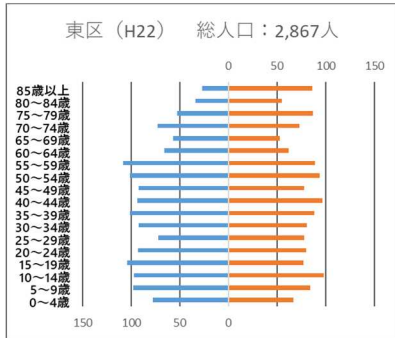
区別人口推移（嘉手納町）

	H22	H27	R2	R5
東区	2,867	2,941	3,064	3,054
中央区	1,884	1,800	1,699	1,576
北区	1,939	1,883	1,839	1,698
南区	1,382	1,383	1,296	1,269
西区	2,053	2,032	1,913	1,824
西浜区	3,718	3,766	3,669	3,616

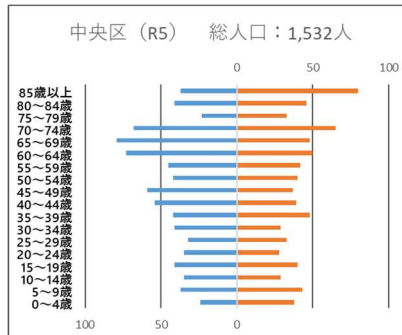
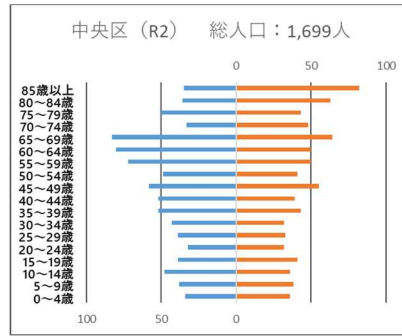
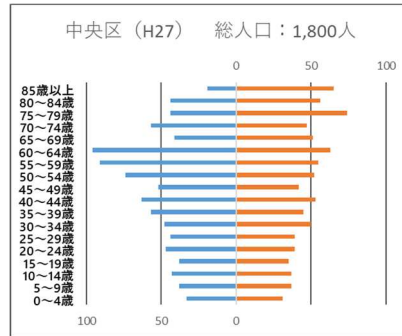
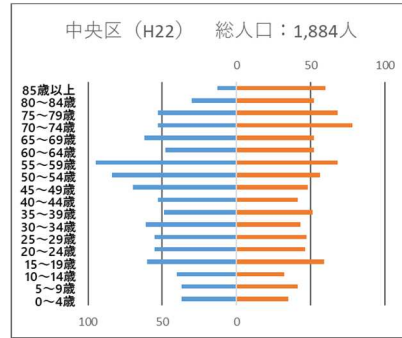
資料：住基人口（3月末現在）



【東 区】



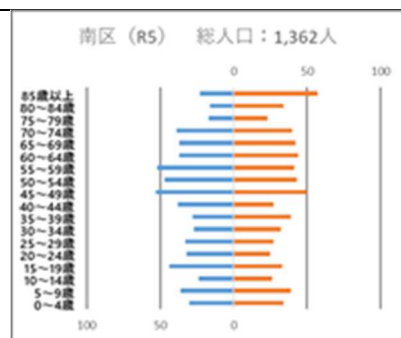
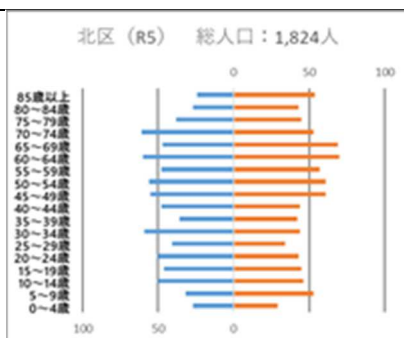
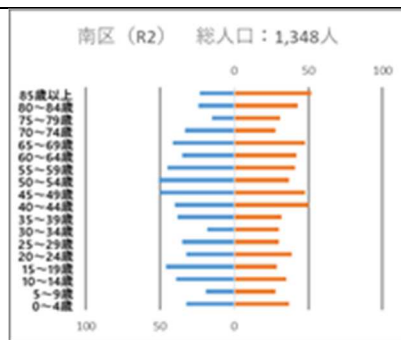
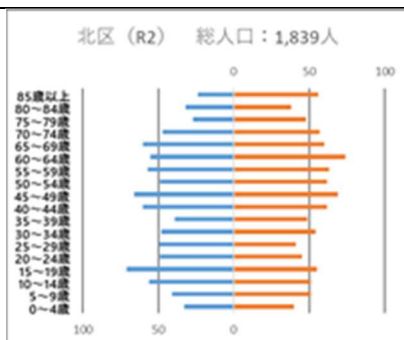
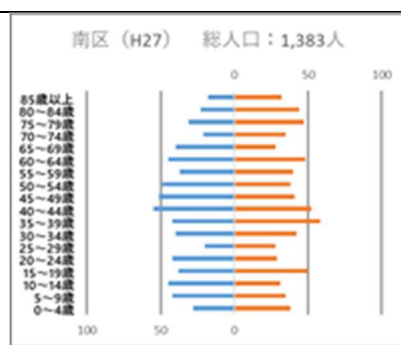
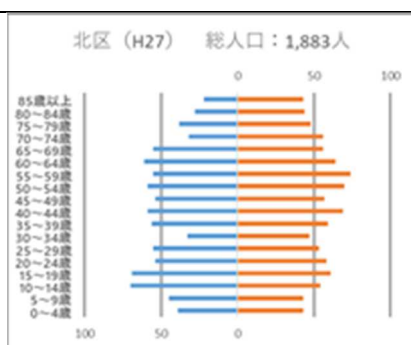
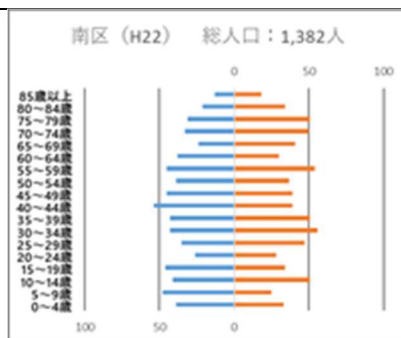
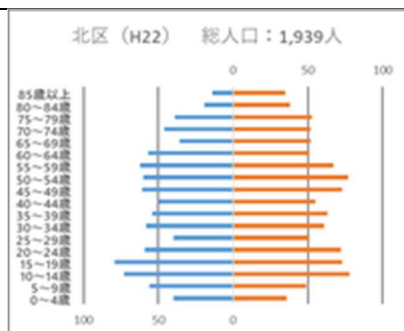
【中央区】





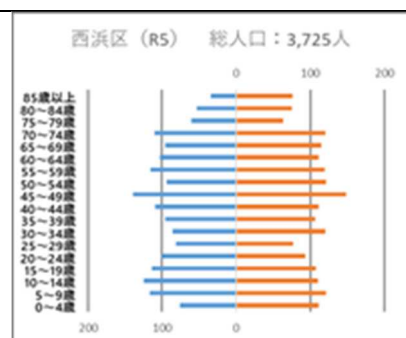
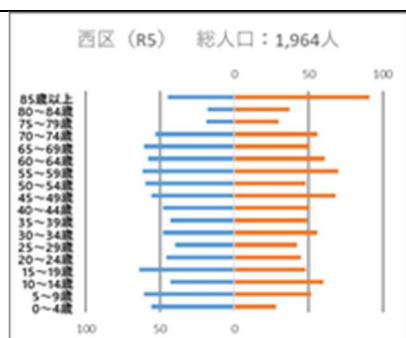
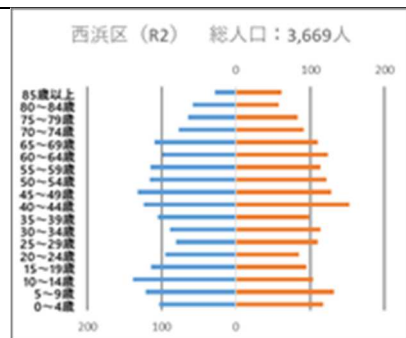
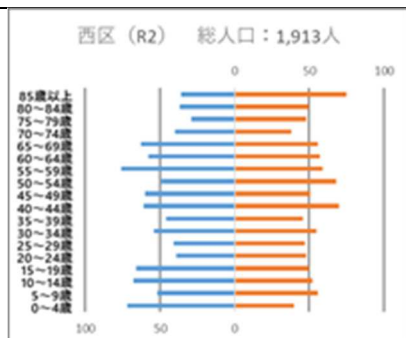
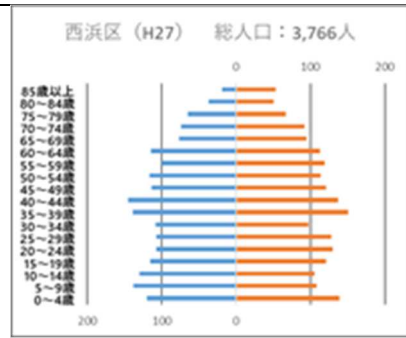
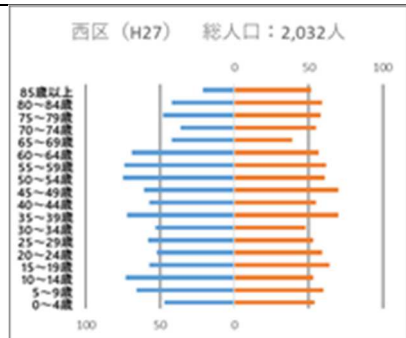
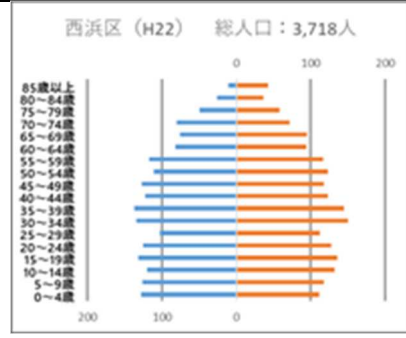
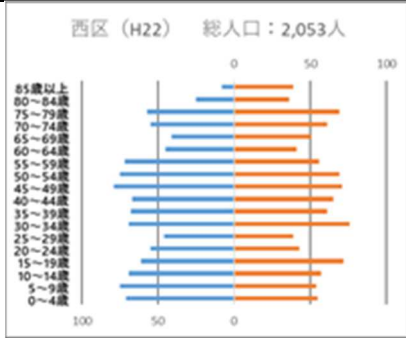
【北 区】

【南 区】



【西 区】

【西浜区】



(6) 人口動態

【自然動態】

- 令和元年からの4年間は自然減が続いており、自然動態は減少傾向にあります。
- 出生数は増減を繰り返しながらも、減少傾向にあります。

自然動態（嘉手納町）

（単位：人）

	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
自然増	173	167	115	155	125	91	131	122	104	124
出生数	222	241	196	216	199	171	200	187	191	184
死亡者数	49	74	81	61	74	80	69	65	87	60

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
自然増	83	65	68	55	48	63	58	52	23	41
出生数	170	160	171	146	155	162	161	140	129	146
死亡者数	87	95	103	91	107	99	103	88	106	105

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
自然増	20	3	29	44	29	40	-2	20	31	15
出生数	141	123	142	139	142	147	127	143	154	152
死亡者数	121	120	113	95	113	107	129	123	123	137

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自然増	-10	32	5	1	-13	-19	-33	-4
出生数	138	161	158	140	129	133	117	112
死亡者数	148	129	153	139	142	152	150	116

【凡例】

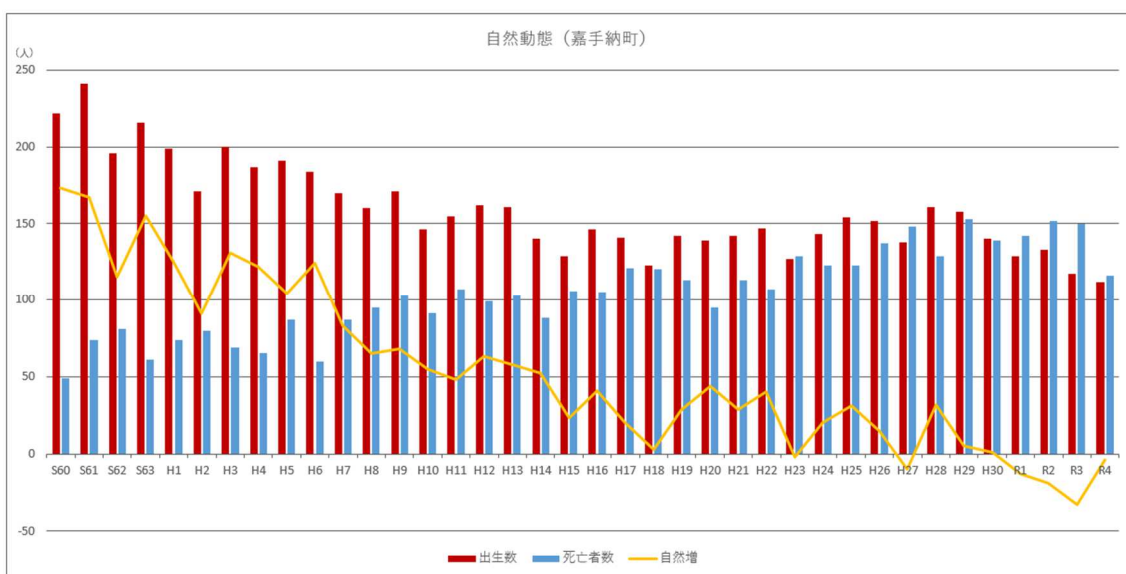
赤：最大値

青：最小値

【資料】

沖縄統計年鑑

沖縄人口移動報告年報(R4のみ)



【社会動態】

- 概ね転出者数が転入者数を上回っており、平成 26 年以降はその差が大きくなっている傾向があります。

社会動態（嘉手納町）

（単位：人）

	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
社会増	-185	-201	-262	-148	-161	-197	-126	-102	-64	-134
転入者数	822	775	770	805	844	714	827	855	722	860
転出者数	1007	976	1032	953	1005	911	953	957	786	994

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
社会増	-140	-249	-117	-99	-93	26	-32	27	-55	-108
転入者数	753	664	756	768	749	801	745	790	738	700
転出者数	893	913	873	867	842	775	777	763	793	808

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
社会増	-60	-52	-34	-30	66	26	-53	-70	-131	3
転入者数	709	674	708	665	657	657	606	626	588	659
転出者数	769	726	742	695	591	631	659	696	719	656

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
社会増	-39	-46	-37	-53	-103	-94	-101	-91
転入者数	614	608	584	532	555	538	504	496
転出者数	653	654	621	585	658	632	605	587

【凡例】

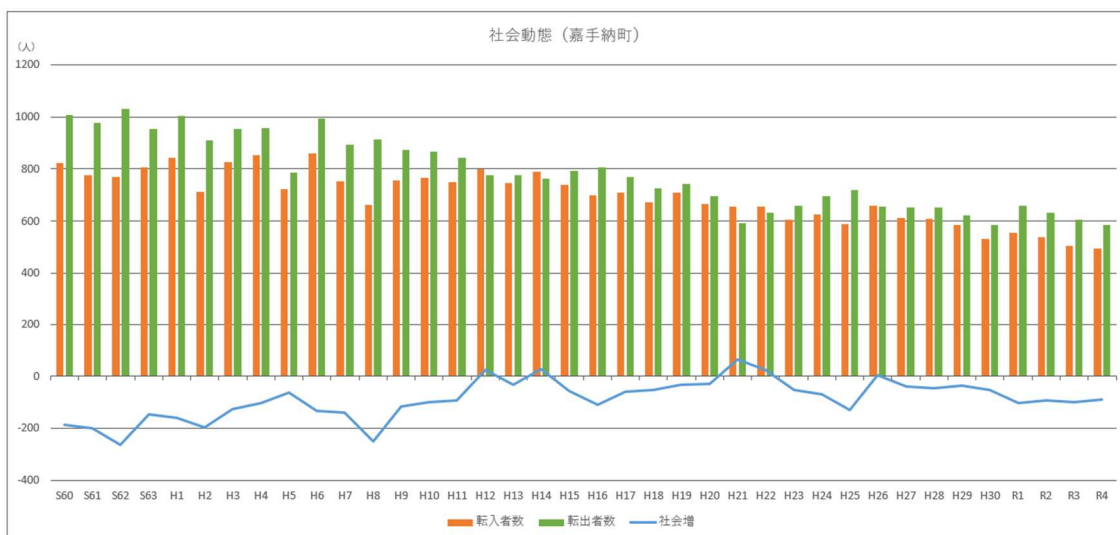
赤：最大値

青：最小値

【資料】

沖縄統計年鑑

沖縄人口移動報告年報(R4のみ)



(7) 合計特殊出生率の推移

- 平成5年から平成19年にかけて、合計特殊出生率が出生数に比例して減少しています。
- 平成19年から平成29年にかけて、増加傾向にあります。
- 平成25年から令和5年にかけて、合計特殊出生率と出生数ともに、減少しています。

※昭和58年、59年の出生数がないので昭和58年-昭和62年のデータはありません。

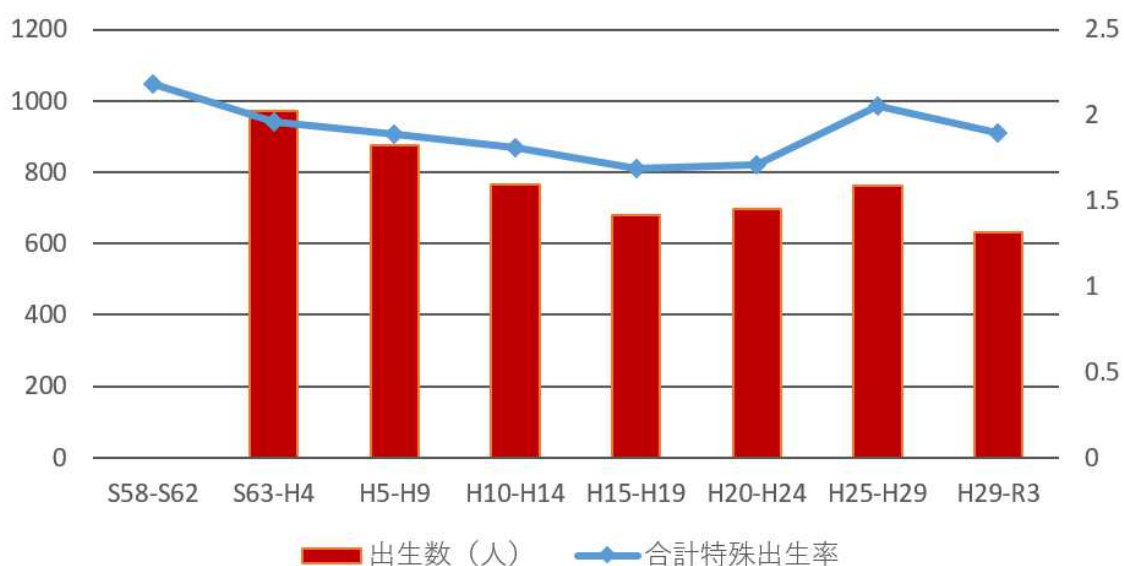
※現時点では、嘉手納町・沖縄県ともに平成30年-令和4年の合計特殊出生率が公表されていないため、平成29年-令和3年の合計特殊出生率を記載しています。

合計特殊出生率の推移（嘉手納町）

	S58-S62	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24	H25-H29	H29-R3
合計特殊出生率	2.18	1.96	1.89	1.81	1.69	1.71	2.05	1.89
出生数（人）		973	876	764	681	698	763	631

提供：合計特殊出生率…人口動態特殊報告 出生率…沖縄県統計年鑑

嘉手納町

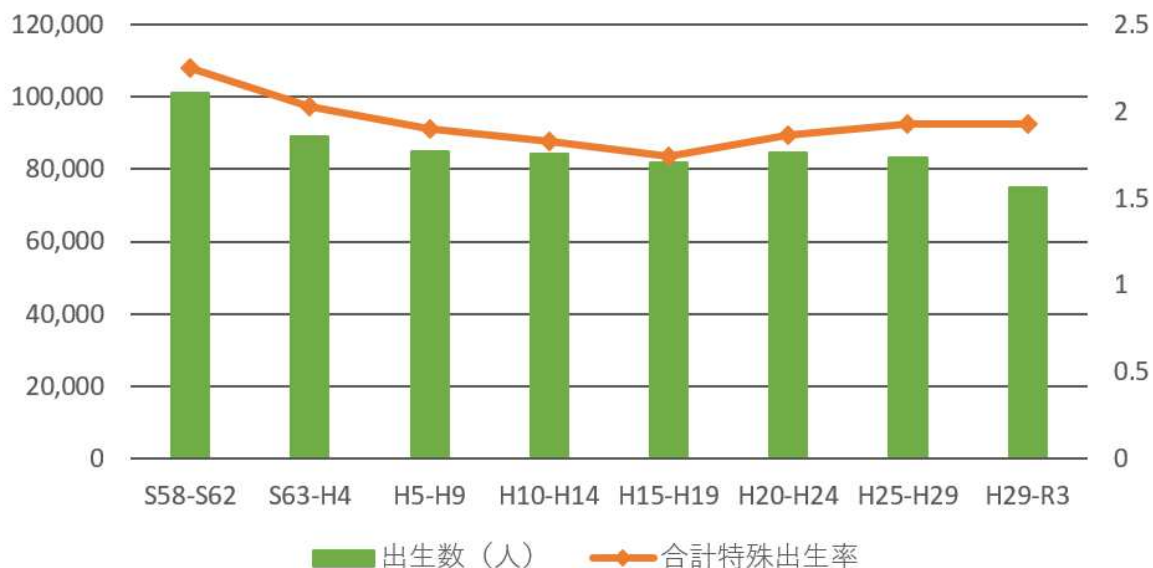


合計特殊出生率の推移（沖縄県）

	S58-S62	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24	H25-H29	H29-R3
合計特殊出生率	2.25	2.03	1.9	1.83	1.74	1.86	1.93	1.93
出生数（人）	100,961	89,160	84,960	84,121	81,851	84,570	83,357	75,151

提供：合計特殊出生率…人口動態特殊報告 出生率…沖縄県統計年鑑

沖縄県



合計特殊出生率の推移（沖縄県）

		S58-S62	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24	H25-H29	H29-R3	
1	久米島町	仲里村	2.60	2.23	2.17	1.99	1.93	2.31	2.07	2.42
		具志川村	2.43	2.31	2.04					
2	宮古島市	平良市	2.50	2.42	2.33	2.21	2.02	2.237	2.35	2.19
		城辺町	2.25	2.15	2.09	2.25				
		下地町	2.51	2.65	2.35	2.45				
		上野村	2.34	2.26	2.14	2.10				
		伊良部町	2.30	1.75	2.07	1.94				
3	宜野座村	2.41	2.22	2.09	1.99	1.97	2.20	2.29	2.57	
4	金武町	2.14	1.90	1.99	1.99	1.94	2.17	2.47	2.48	
5	石垣市	2.72	2.49	2.34	2.12	1.96	2.16	2.14	2.07	
6	南風原町	2.37	2.28	2.15	2.00	1.90	2.09	2.22	2.26	
7	南大東村	2.59	2.15	2.08	1.94	2.06	2.07	2.30	2.28	
8	多良間町	2.53	2.50	2.35	3.14	1.94	2.07	1.91	1.40	
9	豊見城市	2.46	2.22	2.00	1.92	1.87	2.03	2.11	2.11	
10	糸満市	2.42	2.18	2.05	1.94	1.92	1.99	2.19	2.14	
11	沖縄市	2.23	2.05	1.93	1.95	1.90	1.97	1.97	1.91	
12	今帰仁村	2.48	2.47	1.99	2.00	1.83	1.97	1.92	2.23	
		S58-S62	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24	H25-H29	H29-R3	
13	伊是名村	2.86	2.76	2.41	2.35	1.92	1.97	2.07	2.19	
14	八重瀬町	東風平町	2.24	1.98	1.89	1.79	1.68	1.97	2.15	2.20
		具志頭村	1.97	1.85	1.88	1.84				
15	与那原町	2.35	2.08	1.83	1.79	1.68	1.96	2.17	2.24	
16	浦添市	2.37	2.16	2.06	1.96	1.86	1.95	1.94	1.85	
17	東村	2.65	2.39	2.28	2.16	1.85	1.91	1.93	2.70	
18	伊江村	2.61	2.66	2.24	1.99	1.85	1.90	2.12	2.62	
19	名護市	2.54	2.32	1.97	1.96	1.79	1.89	1.89	1.94	
20	与那国町	2.78	2.65	2.16	2.12	1.79	1.89	1.98	2.01	
21	読谷村	2.25	2.08	2.00	1.91	1.81	1.88	1.86	1.17	
22	北中城村	2.07	1.94	1.93	1.87	1.92	1.87	1.91	1.71	
23	竹富町	2.39	2.04	1.91	1.98	1.65	1.87	1.63	1.92	
24	伊平屋村	2.93	2.75	2.24	2.30	2.00	1.86	2.07	2.41	
25	宜野湾市	2.12	2.00	1.95	1.83	1.70	1.85	1.95	1.99	
26	うるま市	石川市	2.31	2.08	1.95	1.87	1.84	1.85	1.97	1.94
		具志川市	2.29	2.00	1.93	1.89				
		与那城町	2.24	1.80	1.78	1.74				
		勝連町	2.39	2.15	1.93	2.02				



27	渡名喜村	2.23	2.08	1.83	1.74	1.76	1.85	1.91	2.02	
28	北大東村	2.40	2.12	1.99	1.82	1.78	1.83	2.14	2.94	
29	栗国村	2.04	2.10	1.91	1.82	1.80	1.82	1.98	1.89	
30	座間味村	2.04	1.78	1.81	1.67	1.58	1.81	1.91	1.60	
31	大宜味村	2.68	2.39	1.97	1.91	1.74	1.80	1.91	1.57	
32	渡嘉敷村	2.19	1.88	1.88	1.77	1.75	1.80	1.79	1.41	
33	国頭村	2.57	2.40	2.01	1.94	1.77	1.79	1.81	1.73	
34	北谷町	2.16	2.16	1.98	1.85	1.68	1.76	1.90	1.93	
35	本部町	2.58	2.23	1.85	1.77	1.71	1.71	1.95	1.90	
36	嘉手納町	2.18	1.96	1.89	1.81	1.69	1.71	2.05	1.87	
37	西原町	2.32	2.12	1.87	1.75	1.64	1.70	1.75	1.70	
38	南城市	玉城村	2.22	1.72	1.69	1.78	1.59	1.69	1.96	2.04
		知念村	2.19	1.92	1.73	1.57				
		佐敷町	2.20	1.87	1.69	1.55				
		大里村	2.32	1.94	1.68	1.69				
39	中城村	2.04	1.72	1.68	1.57	1.55	1.67	1.86	2.08	
40	那覇市	2.04	1.84	1.66	1.57	1.51	1.63	1.68	1.67	
41	恩納村	2.23	1.91	1.86	1.73	1.59	1.63	1.77	1.47	
	沖縄県	2.25	2.03	1.90	1.83	1.74	1.86	1.93	1.93	

提供：人口動態特殊報告

(8) 産業別就業者数の推移

- 1次産業は、平成7年から令和2年まで一貫して減少傾向が見られ、令和2年は構成比が1.0%をきっています。
- 2次産業は、平成27年と比較して製造業は微減していますが、平成7年から減少傾向にあった建設業は微増しています。
- 3次産業は、サービス業が、平成7年から令和2年まで一貫して増加傾向が見られます。

産業大分類別人口（嘉手納町）（単位：人、％）

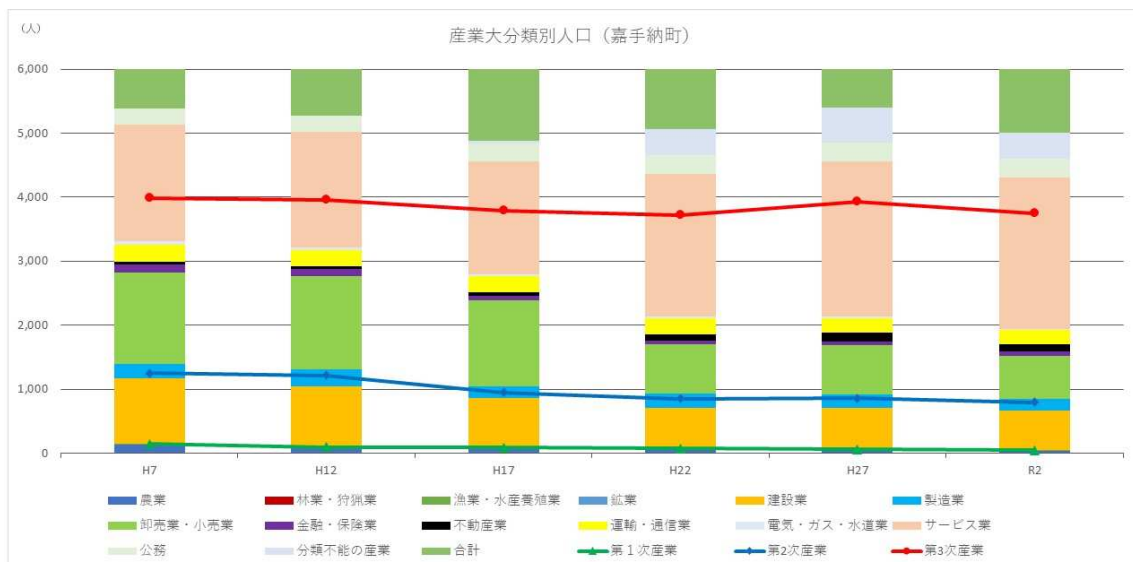
	H7	構成比	H12	構成比	H17	構成比	
第1次産業	農業	139	2.6%	90	1.7%	80	1.6%
	林業・狩猟業	-	-	1	0.0%	-	-
	漁業・水産養殖業	5	0.1%	7	0.1%	8	0.2%
	第1次産業	144	2.7%	98	1.9%	88	1.8%
第2次産業	鉱業	4	0.1%	8	0.2%	3	0.1%
	建設業	1,022	19.0%	944	17.9%	769	15.7%
	製造業	227	4.2%	267	5.1%	182	3.7%
	第2次産業	1,253	23.3%	1,219	23.1%	954	19.5%
第3次産業	卸売業・小売業	1,423	26.4%	1,454	27.6%	1,341	27.5%
	金融・保険業	131	2.4%	106	2.0%	78	1.6%
	不動産業	45	0.8%	47	0.9%	60	1.2%
	運輸・通信業	257	4.8%	250	4.7%	243	5.0%
	電気・ガス・水道業	55	1.0%	40	0.8%	30	0.6%
	サービス業	1,820	33.8%	1,804	34.2%	1,767	36.2%
	公務	258	4.8%	257	4.9%	276	5.7%
第3次産業	3,989	74.0%	3,958	75.0%	3,795	77.7%	
分類不能の産業	1	0.0%	2	0.0%	46	0.9%	
合計	5,387	100.0%	5,277	100%	4,883	100%	

	H22	構成比	H27	構成比	R2	構成比	
第1次産業	農業	71	1.4%	55	1.0%	39	0.8%
	林業・狩猟業	-	-	1	0.0%	3	0.1%
	漁業・水産養殖業	6	0.1%	5	0.1%	6	0.1%
	第1次産業	77	1.5%	61	1.1%	48	1.0%
第2次産業	鉱業	2	0.0%	3	0.1%	3	0.1%
	建設業	636	12.5%	648	12.0%	614	12.3%
	製造業	218	4.3%	208	3.8%	178	3.6%
第2次産業	856	16.9%	859	15.9%	795	15.9%	
第3次産業	卸売業・小売業	767	15.1%	767	14.2%	679	13.6%
	金融・保険業	61	1.2%	61	1.1%	64	1.3%
	不動産業	90	1.8%	133	2.5%	120	2.4%
	運輸・通信業	259	5.1%	225	4.2%	218	4.4%
	電気・ガス・水道業	28	0.6%	25	0.5%	20	0.4%
	サービス業	2,220	43.8%	2,425	44.9%	2,363	47.2%
	公務	298	5.9%	300	5.6%	288	5.8%
	第3次産業	3,723	73.4%	3,936	72.8%	3,752	75.0%
分類不能の産業	413	8.1%	547	10.1%	409	8.2%	
合計	5,069	100%	5,403	100.0%	5,004	100.0%	

資料：国勢調査

(注) 1. 飲食店は卸売業・小売業に含まれる。

(注) 2. 表中の「-」は、該当数値がないものを示す。



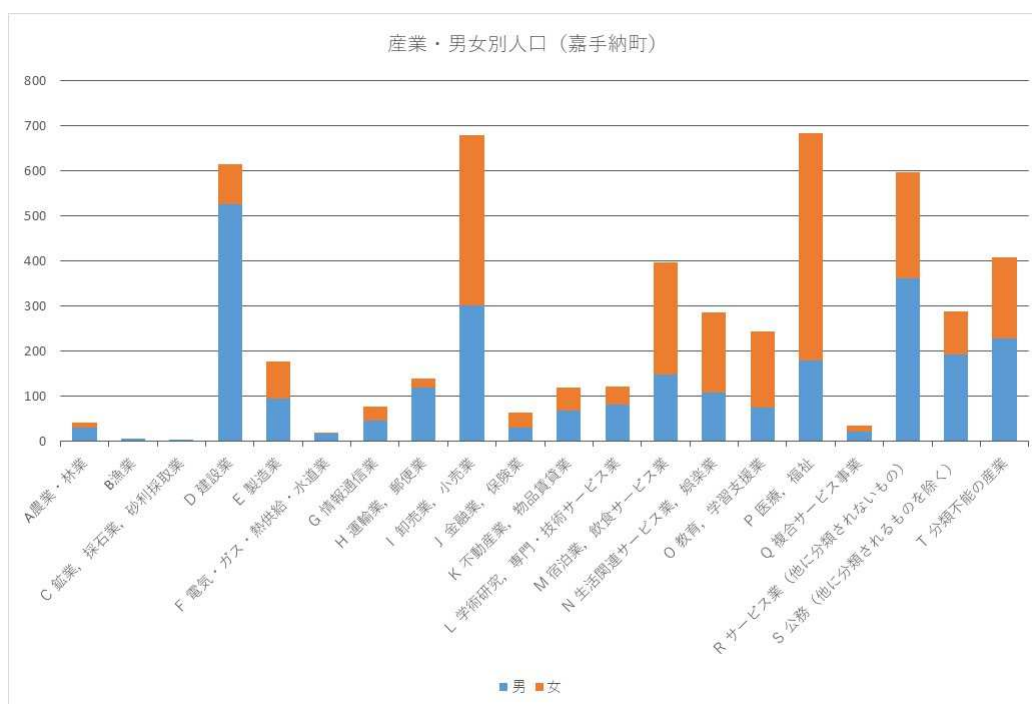
(9) 男女別・産業大分類別人口

- 男性に多く見られる産業は、建設業が最も多く、次いでサービス業、卸売業・小売業となっています。
- 女性に多く見られる産業は、医療・福祉が最も多く、次いで卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業となっています。

産業・男女別人口（嘉手納町）（単位：人）

産業大分類	男	女	合計
A 農業・林業	31	11	42
B 漁業	6	0	6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	3	0	3
D 建設業	526	88	614
E 製造業	96	82	178
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	2	20
G 情報通信業	45	33	78
H 運輸業，郵便業	119	21	140
I 卸売業，小売業	301	378	679
J 金融業，保険業	31	33	64
K 不動産業，物品賃貸業	69	51	120
L 学術研究，専門・技術サービス業	82	39	121
M 宿泊業，飲食サービス業	149	249	398
N 生活関連サービス業，娯楽業	109	176	285
O 教育，学習支援業	75	169	244
P 医療，福祉	180	503	683
Q 複合サービス事業	22	13	35
R サービス業（他に分類されないもの）	361	236	597
S 公務（他に分類されるものを除く）	192	96	288
T 分類不能の産業	229	180	409
総数（産業）	2,644	2,360	5,004

資料：国勢調査



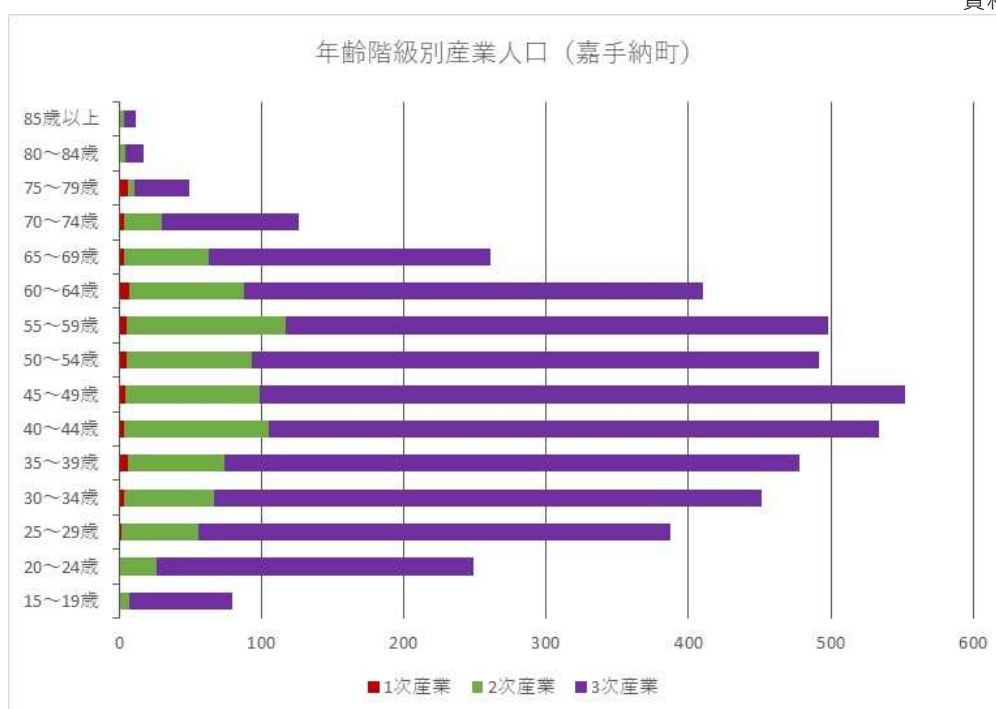
### (10) 年齢階級別産業人口

- 1次産業は、各年齢階級において人口の低い産業ですが、35～39歳から60～64歳において比較的多いです。
- 2次産業は、15～44歳にかけて年齢が上がるごとに、人口が高くなる傾向にあります。55～59歳が最も多くなっています。
- 3次産業は、各年齢階級において人口の高い産業であり、45～49歳が最も多くなっています。

年齢階級別産業人口（嘉手納町）（単位：人）

	産業別人口				年齢別人口	
	1次産業	2次産業	3次産業	合計	人口数	%
総数	48	795	3,752	4,595	10,853	42.3%
15～19歳	0	7	72	79	776	10.2%
20～24歳	1	25	223	249	641	38.8%
25～29歳	2	54	331	387	675	57.3%
30～34歳	3	64	384	451	697	64.7%
35～39歳	6	68	404	478	773	61.8%
40～44歳	3	102	429	534	858	62.2%
45～49歳	4	95	453	552	906	60.9%
50～54歳	5	88	399	492	824	59.7%
55～59歳	5	112	381	498	841	59.2%
60～64歳	7	81	322	410	871	47.1%
65～69歳	3	60	198	261	855	30.5%
70～74歳	3	27	96	126	662	19.0%
75～79歳	6	5	38	49	515	9.5%
80～84歳	0	4	13	17	536	3.2%
85歳以上	0	3	9	12	423	2.8%

資料：国勢調査

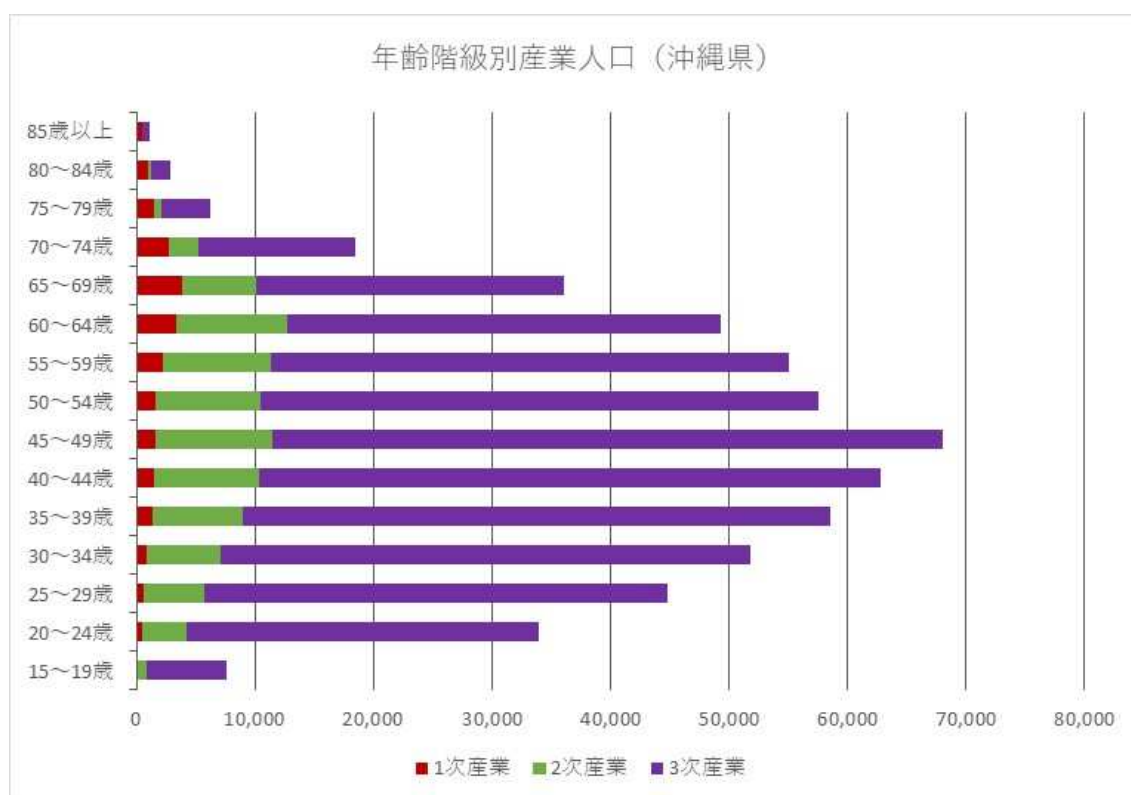


## 沖縄県の年齢階級別産業人口

年齢階級別産業人口（沖縄県）（単位：人）

	産業別人口				年齢別人口	
	1次産業	2次産業	3次産業	合計	人口数	%
総数	23,267	79,353	451,426	554,046	1,283,549	43.2%
15～19歳	73	793	6,779	7,645	77,334	9.9%
20～24歳	432	3,815	29,720	33,967	83,417	40.7%
25～29歳	663	5,082	39,021	44,766	82,495	54.3%
30～34歳	906	6,255	44,669	51,830	77,793	66.6%
35～39歳	1,315	7,659	49,509	58,483	70,129	83.4%
40～44歳	1,476	8,878	52,468	62,822	74,283	84.6%
45～49歳	1,597	9,921	56,468	67,986	83,589	81.3%
50～54歳	1,565	8,873	47,065	57,503	93,102	61.8%
55～59歳	2,294	9,100	43,587	54,981	97,729	56.3%
60～64歳	3,358	9,300	36,659	49,317	105,634	46.7%
65～69歳	3,854	6,190	26,076	36,120	91,717	39.4%
70～74歳	2,778	2,488	13,144	18,410	87,414	21.1%
75～79歳	1,493	670	4,069	6,232	89,764	6.9%
80～84歳	1,024	251	1,581	2,856	94,371	3.0%
85歳以上	439	78	611	1,128	74,778	1.5%

資料：国勢調査



## (11) 従業者数及び事業所数の推移

従業者数及び事業所数の推移（嘉手納町）（単位：人）

	S50		S61		H3		H8	
	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	19	270	70	980	60	795	59	763
製造業	25	270	27	129	27	202	19	165
卸売業・小売業・飲食店	556	1,438	575	1,843	449	1,416	415	1,670
金融・保険業	8	98	13	167	10	147	11	165
不動産業	4	0	14	42	13	43	16	42
運輸・通信業	27	183	17	162	18	152	20	141
電気・ガス・水道業	1	49	1	21	1	19	1	8
サービス業	156	430	183	686	193	876	220	1,006
合計	796	2,738	900	4,030	771	3,650	761	3,960

	H11		H13		H16		H18	
	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	54	619	63	776	57	692	53	625
製造業	19	133	21	173	16	134	16	116
卸売業・小売業・飲食店	373	1,542	343	1,489	344	1,584	312	1,318
金融・保険業	11	136	13	154	12	126	9	123
不動産業	10	38	12	38	14	44	16	54
運輸・通信業	20	123	23	139	24	268	20	248
電気・ガス・水道業	1	9	1	11	1	6	0	0
サービス業	220	984	230	1,220	287	758	215	1,419
合計	708	3,584	706	4,000	755	3,612	641	3,903

	H21		H24		H27		R2	
	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者
農林水産業	3	10	1	7	0	0	1	2
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	51	655	50	610	47	463	49	508
製造業	13	117	16	127	23	134	21	109
卸売業・小売業・飲食店	282	1,311	243	1,323	244	1,220	189	967
金融・保険業	10	120	11	129	9	196	10	118
不動産業	28	108	27	134	26	112	29	122
運輸・通信業	22	285	19	246	14	177	15	193
電気・ガス・水道業	1	8	0	0	0	0	0	0
サービス業	224	1,959	200	1,886	216	1,647	220	1,826
合計	634	4,573	567	4,462	579	3,949	534	3,845

資料：経済センサス（総務省統計局）※民営の事業所数のみ

### 【事業所数】

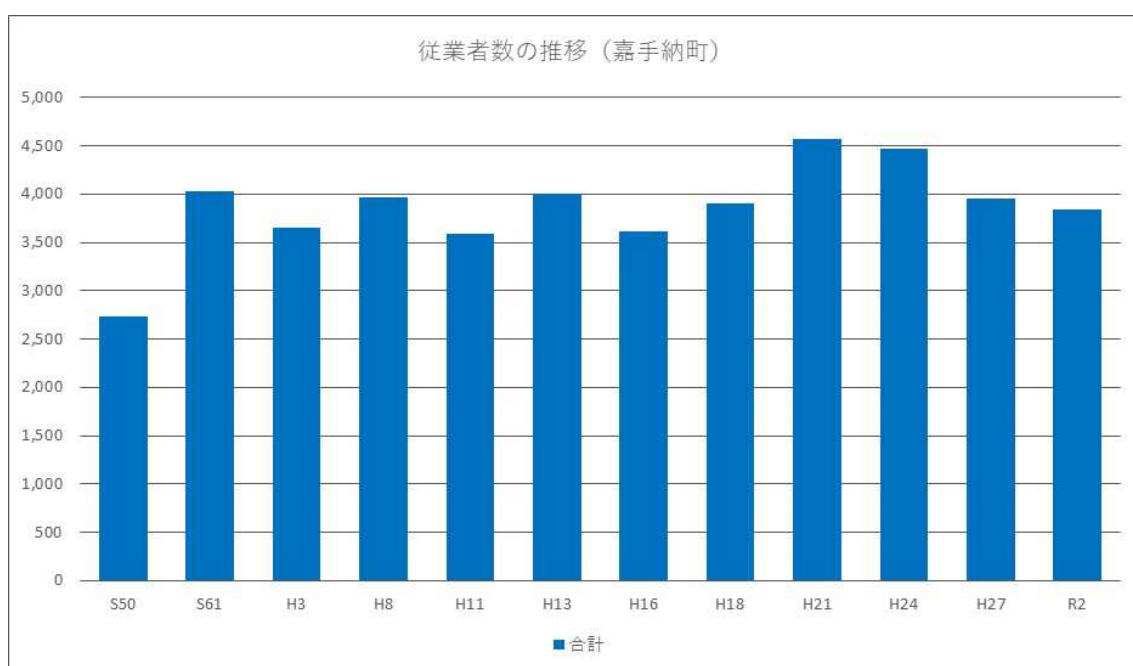
- 事業所数は、令和2年時点で534事業所と、平成27年と比較すると45事業所（7.8%）減少しています。
- 構成比をみると、最多業種はサービス業で全事業所数の41.2%を占め、次いで卸売業・小売業・飲食店35.4%、建設業9.2%などとなっています。
- 増減率（平成27年～令和2年）をみると、（卸売業・小売業・飲食店22.5%減）、（不動産業11.5%増）、（金融・保険業11.1%増）の順で高くなっています。





### 【従業者数】

- 従業者数は、令和2年現在 3,845 人で、平成27年と比較すると 104 人（2.6%）減少しています。
- 構成比をみると、最多業種はサービス業で全従業者数の半数近い 47.5% を占めており、次いで卸売業・小売業・飲食店 25.1%、建設業 13.2% などとなっています。
- 増減率（平成27年～令和2年）をみると、金融業（39.8%減）、卸売業・小売業・飲食店（20.7%減）、製造業（18.7%減）の順で高くなっています。



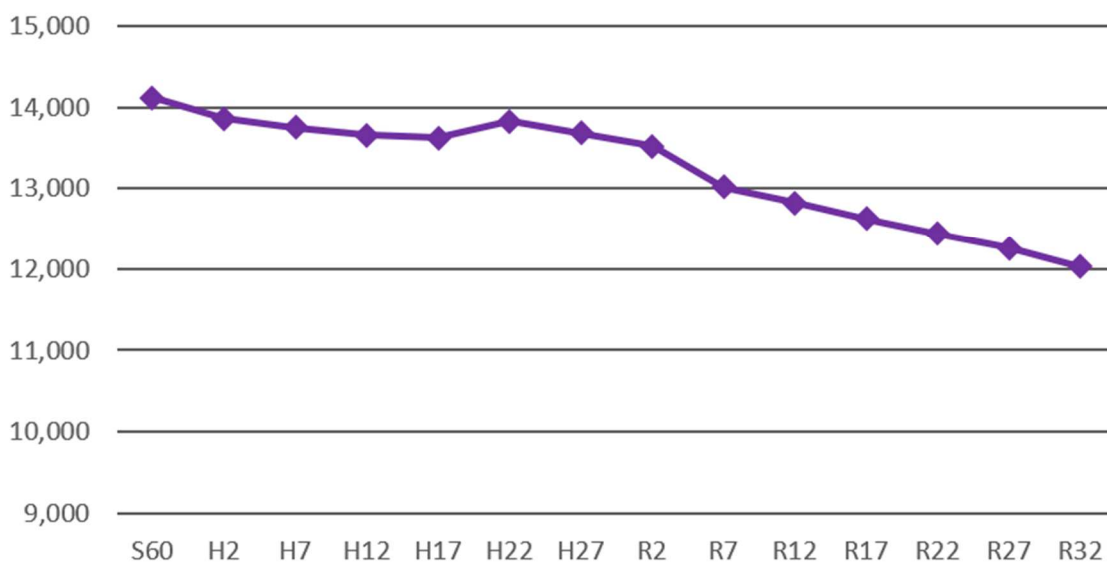
#### 4. 嘉手納町人口ビジョンの考え方

国立社会保障・人口問題研究所で公表されている嘉手納町の将来推計人口は令和 32 年に 12,026 人という結果であり、人口減少が進む見通しとなっています。

本計画は、令和 42 年までの長期的な将来人口を設定することが位置付けられているため、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を踏まえて、令和 42 年までの推計を行うと、令和 22 年に 11,645 人、本計画の目標年次である令和 42 年には 9,582 人という推計結果になります。

嘉手納町の最上位の計画である第 5 次嘉手納町総合計画では、令和 10 年を目標に将来人口を 14,000 人と設定しています。「第 3 期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、第 5 次嘉手納町総合計画との整合性を図る必要があることから、第 5 次嘉手納町総合計画で設定している将来人口を達成するため、社会増や自然増に繋がる各種シミュレーションを行い嘉手納町の人口ビジョンを設定するものとします。

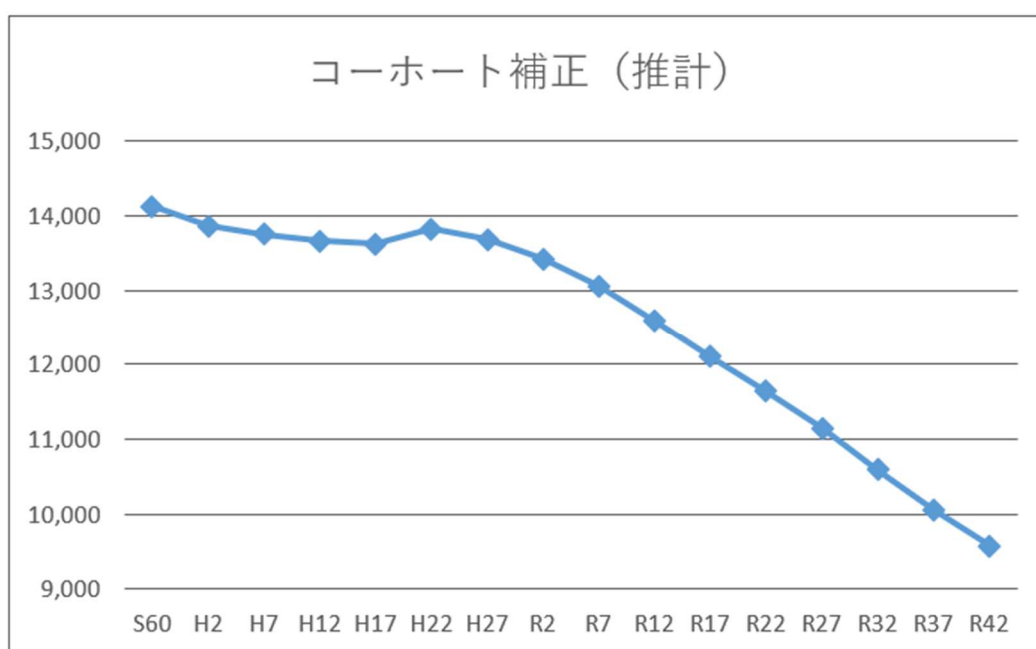
### 人口問題研究所



■人口問題研究所

(単位：人)

S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
(1985)	(1990)	(1995)	(2000)	(2005)	(2010)	(2015)
14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685
R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
(2020)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)	(2045)	(2050)
13,521	13,020	12,827	12,629	12,440	12,261	12,026



■コホート推計

(単位：人)

S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27		
(1985)	(1990)	(1995)	(2000)	(2005)	(2010)	(2015)		
14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685		
R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
(2020)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)	(2045)	(2050)	(2055)	(2060)
13,425	13,059	12,588	12,103	11,645	11,150	10,600	10,062	9,582

## 5. 総合戦略との関連性

第5次嘉手納町総合計画で設定している将来人口14,000人に近づけるために、「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」において社会増、自然増による人口増加に関する各種施策を実施していくことが必要となります。

国が策定する総合戦略では、4つの基本目標「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」に基づき、人口増加等に関する施策を展開しています。

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」では国が策定する基本目標等を勘案し、整合性を図る事を踏まえ、「多様で柔軟な仕事を創出する」、「町の魅力を発信し、人の流れをつくる」、「子育て支援に関する強みを生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「活気があり、魅力的な地域をつくる」を4つの基本目標を設定し、各基本目標において人口増加に関する施策を展開するものとします。

国の基本目標	嘉手納町の基本目標	人口ビジョンとの関連性
地方に仕事をつくる	多様で柔軟な仕事を創出する	社会増、自然増による人口増加の施策を展開
人の流れをつくる	町の魅力を発信し、人の流れをつくる	
結婚・出産・子育ての希望をかなえる	子育て支援に関する強みを生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
魅力的な地域をつくる	活気があり、魅力的な地域をつくる	

## 6. 人口の将来展望

嘉手納町人口ビジョンは令和 42 年まで推計した結果を基に、4 つのシミュレーションで検討するものとします。検討タイプは下記の通りとします。

- ①自然増（生存率）に関する対策を行った場合の推計値
- ②自然増（合計特殊出生率）に関する対策を行った場合の推計値
- ③社会増（移動率）に関する対策を行った場合の推計値
- ④上記の対策（生存率+合計特殊出生率+移動率）を全て行った場合の推計値

### 【シミュレーション①】自然増（生存率）に関する対策を行った場合の推計値

#### 【推計の考え方】

嘉手納町の平均寿命は男性が 80.4 歳、女性 87.5 歳であり、沖縄県の平均寿命は男性 80.7 歳、女性 87.9 歳であることから、男女ともに沖縄県の平均寿命を下回る結果となっています。

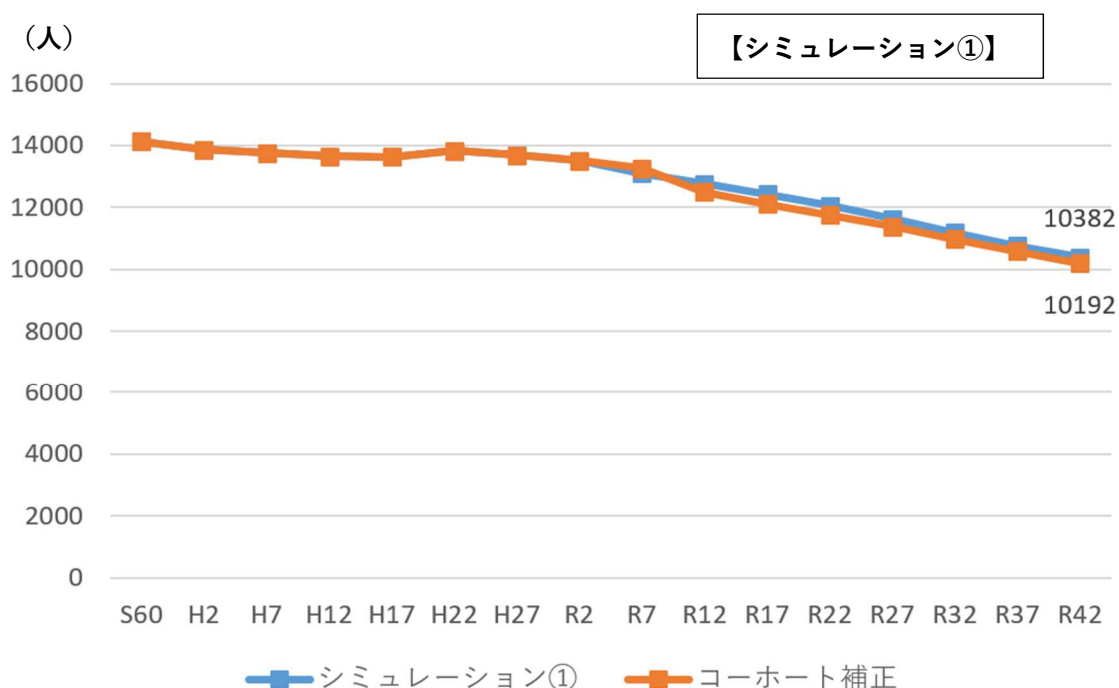
上記を踏まえ、健康長寿（自然増：生存率※）に関する対策を行い、嘉手納町の平均寿命を男女ともに沖縄県平均まで引き上げることを勘案し、人口推計においては、男女ともに「国立社会保障・人口問題研究所」で公表されている沖縄県の生存率を使用し推計します。

- 沖縄県平均寿命：男性：80.7 歳 女性：87.9 歳（令和 2 年）
- 嘉手納町平均寿命：男性：80.4 歳 女性：87.5 歳（令和 2 年）

資料：市区町村別生命表

現況人口	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
国勢調査	14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521
推計人口	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
シミュレーション①	13,111	12,773	12,421	12,050	11,627	11,183	10,768	10,382
コーホート推計	13,265	12,493	12,116	11,754	11,389	10,973	10,577	10,192

【R42年（2060年）の推計人口：10,382人】



【シミュレーション②】自然増（出生率）に関する対策を行った場合の推計値

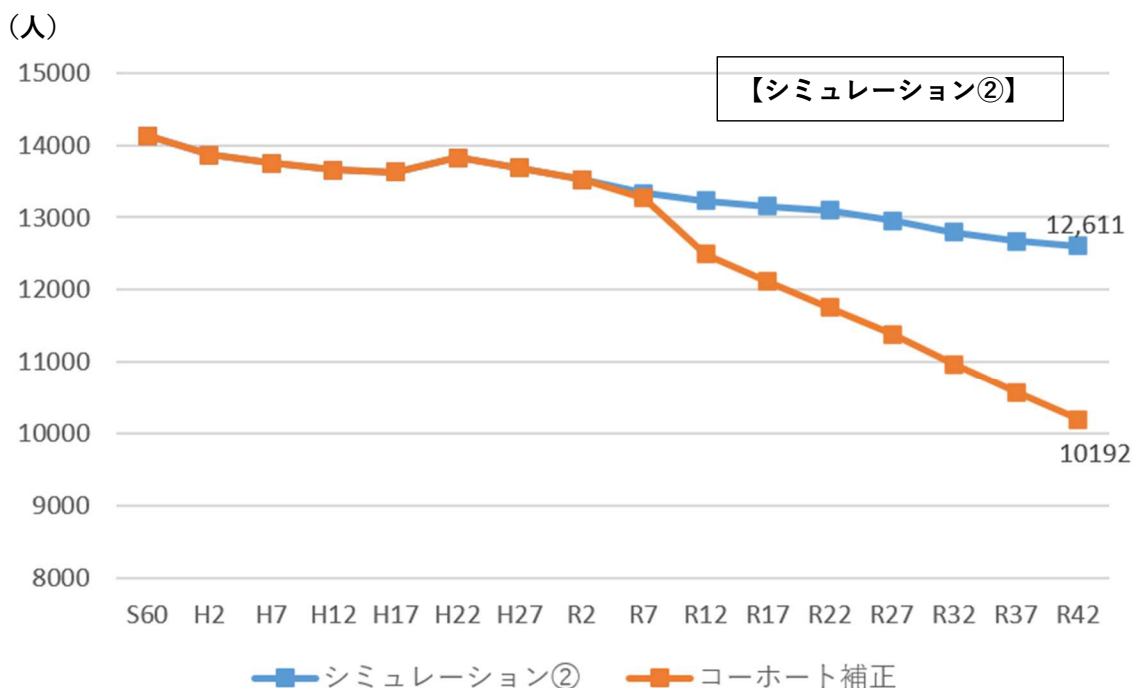
【推計の考え方】

沖縄県の子ども女性比率※は全国でも高い数値となっていますが、将来的には少子化が進展することが想定されております。そのため、子どもの人数を増やす対策を行うものとします。

人口推計では、国の推奨する出生数の考え方を踏まえ、嘉手納町の子ども女性比率に補正係数を乗じた比率と全国の子どもの女性比率の比をとり、その比が維持されるものとして、全国の子どもの女性比率の推移に合わせて嘉手納町の子ども女性比率を推移させる方法を採用します。

現況人口	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
国勢調査	14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521
推計人口	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
シミュレーション②	13,333	13,236	13,159	13,095	12,957	12,793	12,670	12,611
コーホート推計	13,265	12,493	12,116	11,754	11,389	10,973	10,577	10,192

【R42年（2060年）の推計人口：12,611人】



【シミュレーション③】社会増（移動率）に関する対策を行った場合の推計値

【推計の考え方】

嘉手納町の社会動態（転入・転出）は、転出者が転入者を上回る傾向となっています。そのため、封鎖人口（転出のみを封鎖）の考え方を踏襲し、定住・移住人口を増加させるための対策を講じた推計を行うものとします。

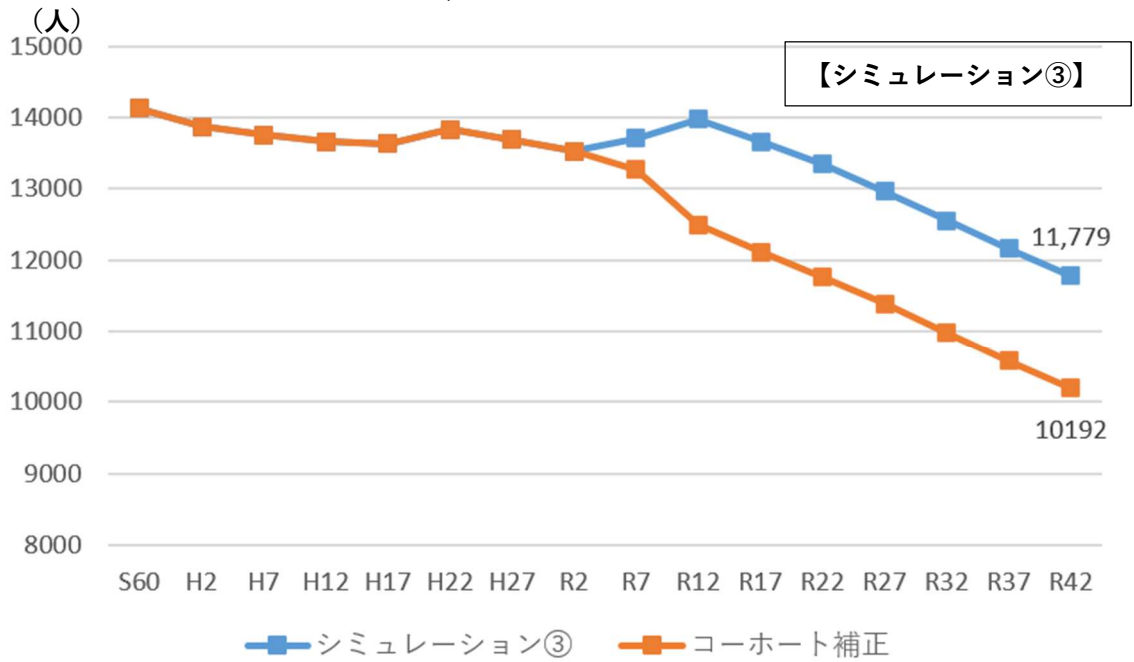
定住・移住人口の増加の為に、人口流入に繋がる住宅不足の解消、若い世代や子育て世代の定住化促進などの住宅確保対策等を展開していく必要があります。

人口推計においては、令和12年までは、性別年齢層別に転入出数を算出した上で、転出超過にあたる箇所については封鎖人口の考え方を踏襲するものとし、転入超過にあたる箇所については、直近の5年間の転入超過者数を2倍に増加させる仮定を採用します。令和12年以降は、転入出数ともに、現在の純移動率を基に算出します。

※「封鎖人口」は、転入・転出を含めて移動人口を勘案しない推計人口のことを言います。

現況人口	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
国勢調査	14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521
推計人口	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
シミュレーション③	13,708	13,973	13,657	13,343	12,966	12,552	12,155	11,779
コーホート推計	13,265	12,493	12,116	11,754	11,389	10,973	10,577	10,192

【R42年（2060年）の推計人口：11,779人】



【シミュレーション④】生存率+出生率+移動率に関する対策を行った場合の推計値

【推計の考え方】

【シミュレーション①】沖縄県の男女の生存率

【シミュレーション②】国の考え方を踏まえた子供女性比率

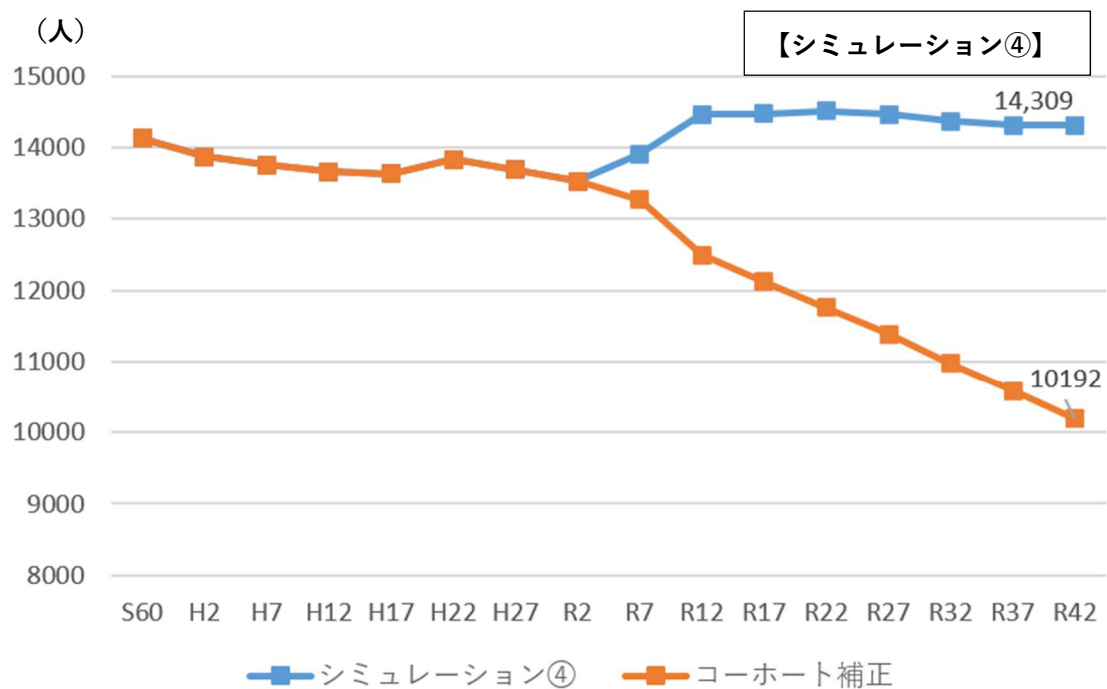
【シミュレーション③】転出超過封鎖+転入超過増

上記の考え方を踏襲した推計とします。

現況人口	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020
国勢調査	14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521
推計人口	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045	R32 2050	R37 2055	R42 2060
シミュレーション④	13,909	14,461	14,469	14,508	14,457	14,370	14,311	14,309
コーホート推計	13,265	12,493	12,116	11,754	11,389	10,973	10,577	10,192



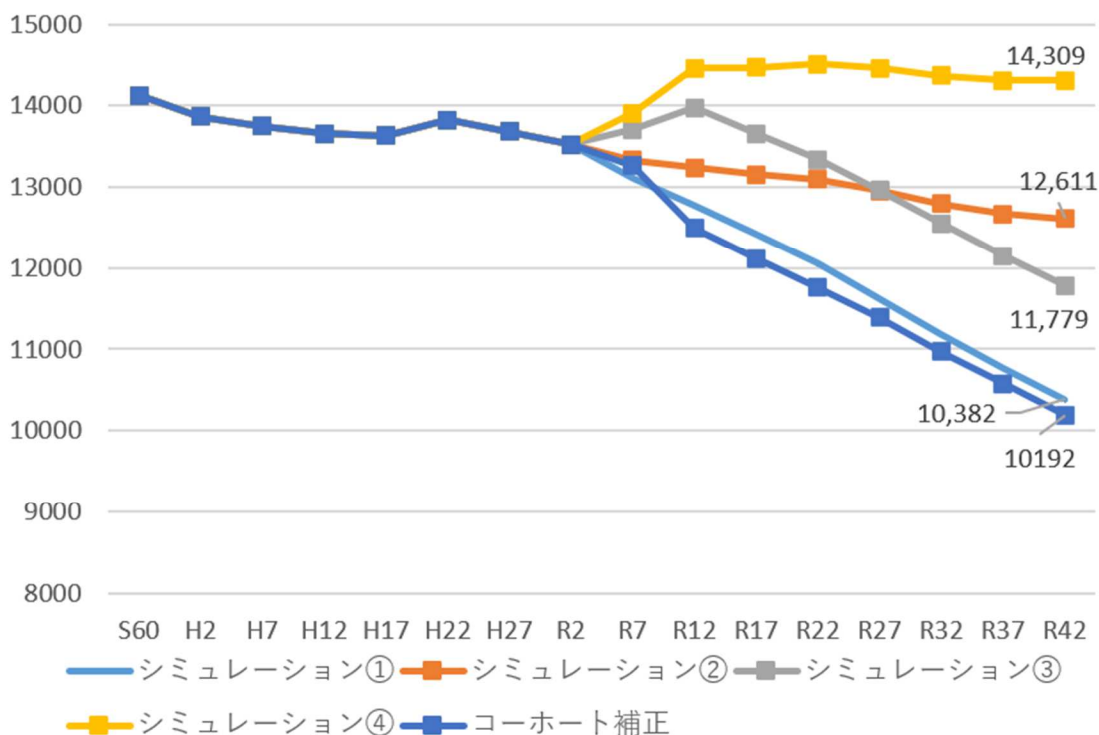
【R42年（2060年）の推計人口：14,309人】



## 7. 嘉手納町人口ビジョン

嘉手納町人口ビジョン及び「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、嘉手納町の最上位計画である第5次嘉手納町総合計画との整合性を図る必要があります。【シミュレーション④】の考え方を基にした推計結果では、令和7年：13,909人、令和12年：14,461人となっており、この5年間で町内の人口が直線的に増加すると仮定した場合、令和10年時の第5次嘉手納町総合計画の将来人口で示す14,000人を達成する推計結果となります。推計結果を踏まえ、生存率や子ども女性比率の向上による自然増による展開並びに転出の抑制、転入の促進等による社会増の展開を併せて進めることにより、第5次嘉手納町総合計画の将来人口の達成並びに維持が実現する結果となります。こうした状況を踏まえ、嘉手納町の人口ビジョンは、第5次嘉手納町総合計画の目標年（令和10年）までに14,000人を実現し、さらに本計画期間の令和42年まで14,000人を維持する人口ビジョンとします。

### 嘉手納町人口ビジョン（R42年：2060年）：14,000人



### 第3章 第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略

#### 1. 第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略について

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」並びに沖縄県の「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を勘案し、策定します。

国の4つの基本目標に即するよう、嘉手納町における4つの基本目標を設定し、具体的な取組としては、本町の最上位計画である第5次嘉手納町総合計画に基づいた施策を実施し、それぞれの基本目標の実現を図ります。

#### 国 基本目標① 地方に仕事をつくる

##### 町 多様で柔軟な仕事を創出する

- 施策①：魅力ある生産業（農・漁）の振興
- 施策②：活気溢れる商業環境の形成
- 施策③：地域資源を活用した観光産業の振興
- 施策④：雇用支援の充実

#### 国 基本目標② 人の流れをつくる

##### 町 町の魅力を発信し、人の流れをつくる

- 施策①：良好な自然環境と住環境の整備
- 施策②：女性や若者にも選ばれる地域づくり
- 施策③：便利で快適に暮らせる環境の推進

#### 国 基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

##### 町 子育て支援に関する強みを生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 施策①：出産支援の充実
- 施策②：子どもの健康支援
- 施策③：就学前教育・保育の充実
- 施策④：子育て支援の充実

#### 国 基本目標④ 魅力的な地域をつくる

##### 町 活力があり、魅力的な地域をつくる

- 施策①：安全・安心な地域づくり
- 施策②：町民の健康と福祉の向上
- 施策③：災害に強い地域づくり
- 施策④：周辺市町村との連携強化
- 施策⑤：地域コミュニティの活性化
- 施策⑥：教育・文化・スポーツ事業の推進

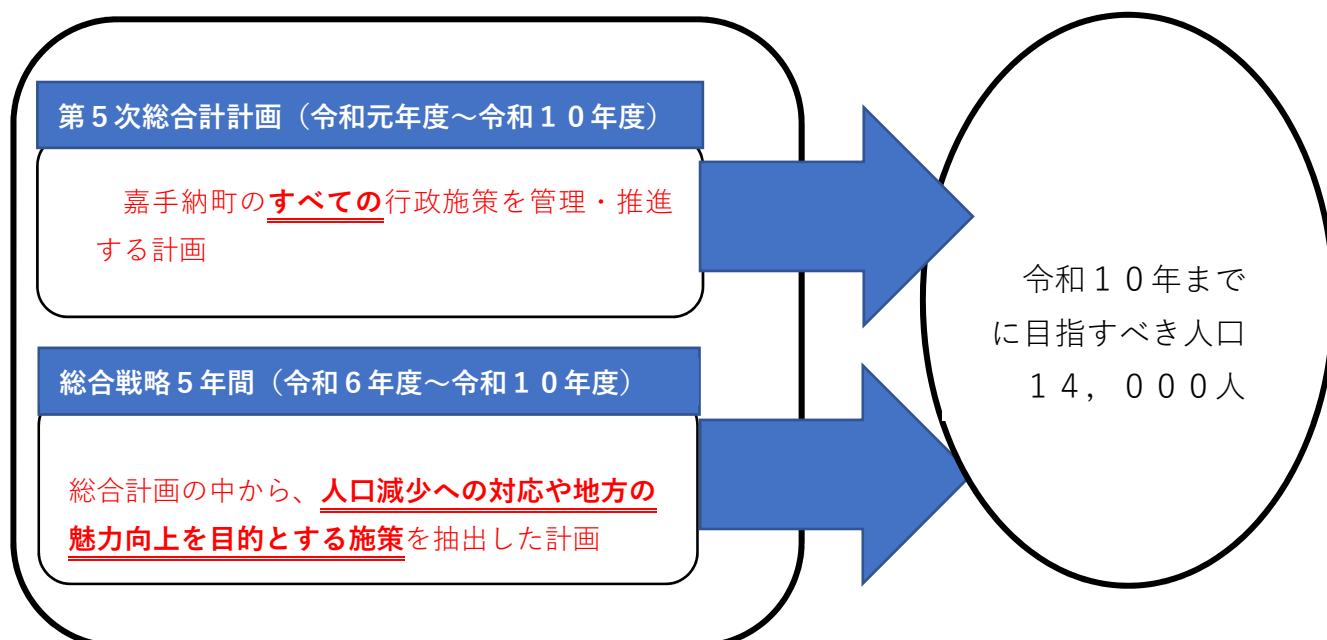
## 2. 第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略の計画期間

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

## 3. 総合計画との関係

戦略は、嘉手納町総合計画を上位計画とし、総合計画基本計画に位置付けた各事業を、デジタル技術を活用した人口減少・少子高齢化などの社会課題解決の観点から、基本目標や施策に関する基本的方向に沿って再構成したものです。また、その他各分野における個別計画等との連携を図るものとします。

### ◆総合計画との関係◆



## 4. 戦略の構成

戦略は、（1）基本目標、（2）基本目標を取り巻く背景、（3）具体的な施策・事業と目標、によって構成することとします。

## 5. 人口ビジョンを踏まえた課題と今後の方向性

嘉手納町の人口推移については、ほぼ横ばいではありますが、平成27年以降は微減傾向を見せており、令和3年の値は平成13年以降で最小となっています。人口とは相反し、世帯数は増加傾向にありましたが、令和元年以降は世帯数も微減傾向に転じています。

社会動態（一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き）を経年で見

た場合、概ね転出者数が転入者数を上回っており、平成26年以降はその差が大きくなっている傾向があります。

自然動態（一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き）を経年で見ただけの場合は、令和元年からの4年間で減少し続けています。特に出生数に関しては平成28年を境に減少傾向にあり、この傾向が持続する場合、嘉手納町の人口減少が急激に進むことが予想されます。

沖縄県中部地域の周辺市町村（沖縄市、うるま市、読谷村、北谷町）の人口が増加傾向であるのに対し、嘉手納町の人口推移は減少傾向であることから、地理的要因以外に人口が減少している要因があると考えられます。

このような状況下において、今後の人口減少対策としては、子育て支援に関する強みを生かし、より子育てをしやすい環境の整備を進め、町の魅力を積極的に町内外へ発信します。また本町は高密度な住空間や密集市街地によって、未接道の土地や狭隘な道路が点在しています。このため、建物の更新ができないことによる定住人口の低下や空き家・空き地の発生など、居住環境の低下が懸念されます。この問題を解決するために、住環境問題の解決に向けた取り組みを強化していく必要があります。



資料：嘉手納町住民基本台帳を基に作成

## 6. デジタルの力を活用した主な施策

我が国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、情報通信技術が社会全体に急速に普及しており、国民生活とデジタルサービスは切り離せないものとなっています。

令和4年度に実施した町民アンケートにおいて、電子申請を利用していない町民が約8割いたことや、電子申請にメリットを感じる町民が約6割いたことから、嘉手納町においてもデジタルサービスに対する町民ニーズが存在し、今後さらに高まっていくと想定されます。

### 電子申請を利用していない人の割合



### 電子申請にメリットを感じる人の割合



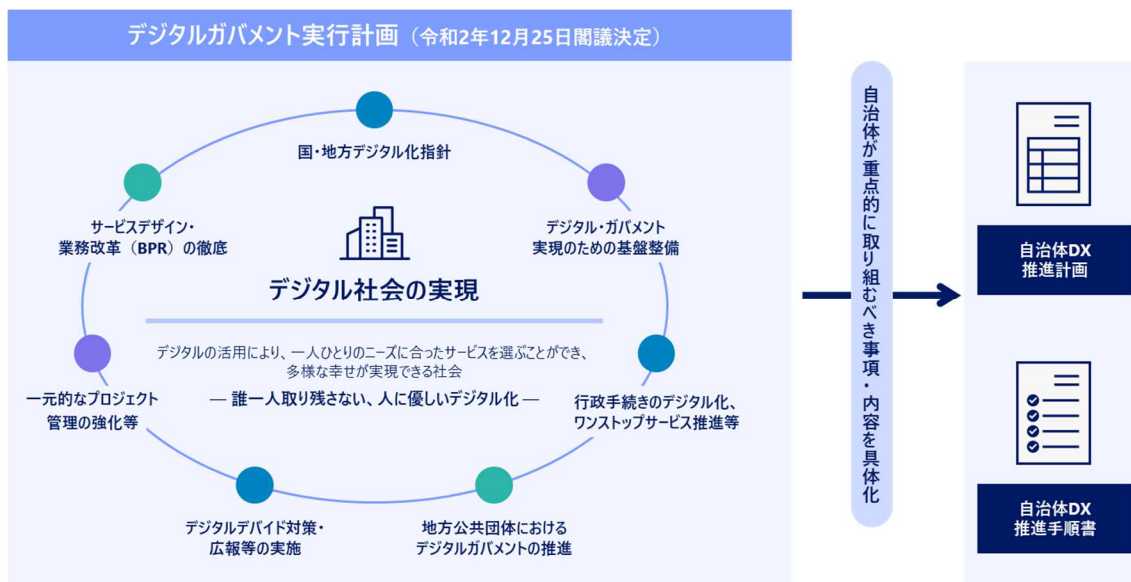
資料：令和4年度嘉手納町町民アンケート

また、行政側においても、今後日本社会全体において人口が大きく減少していく中で、令和22年には現在の半数程度の職員で業務を遂行することが求められる可能性があることが、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」で指摘されています。

こうした町民の利便性向上や行政内部での業務効率化といった課題を解決するため、嘉手納町において自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）を今後推進していきます。

なお、国において、令和2年12月25日に「デジタルガバメント実行計画」（その後、令和3年12月24日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として再策定）を閣議決定し、さらに自治体がDXに取り組むべき内容を具体化したものとして「自治体DX推進計画」、「自

自治体 DX 推進手順書」等を策定しているため、嘉手納町においてもこれらの国の方針と整合を取りながら、具体的な施策を実行していきます。



## 7. 嘉手納町におけるデジタルの方針

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。

本町における行政サービスについて、ICT やデータを積極的に活用し、町民サービスの向上や行政事務の効率化を図る取組を推進していきます。

## めざす姿 「スマートタウンの実現」 (仮称)

いつでも、どこでも必要な行政手続きを行うことができる仕組みづくりに取組んでいきます。また ICT による利便性向上の方法について、調査研究し、地域の課題解決を目指していきます。

次の3つの方針において具体的な取組を行います。

### 1. 町民サービスの向上

(手続きの利便性向上など)

### 2. 業務の簡素化・効率化

### 3. 自治体 DX 推進計画の取組み



## 8. 基本目標及び具体的な施策の展開

### ①多様で柔軟な仕事を創出する

#### (1) 基本目標

各種産業の育成・支援や事業を行う環境の整備に取り組むこと等により、地域経済を活性化させ、幅広い世代が魅力を感じる就業環境の創出を図ります。また、町民の就職支援に取り組み、多様で柔軟な働き方の普及・促進に取り組みます。

#### ■数値目標

指標	基準値	目標値 (R10)
町内新規創業者数	3件 (R4)	10件
完全失業率	7.5% (R2)	5.5%

#### (2) 基本目標を取り巻く背景（関連する総合計画基本施策の「現状と課題」より抜粋）

- ☑ 本町の農業就業人口を見ると、令和2年の農業就業人口は52人で16年前の平成16年と比べると約76%に減っています。年齢別でみると、令和2年では52人中40人が60歳以上となっており、農業従事者の高齢化がうかがえます。農家数の減少に伴い、農地面積、農業生産量も減少傾向にあるため、一定の要件を備えている新規就農者については、支援することが求められています。
- ☑ 今後は、これらの漁業用施設の整備や補助制度の有効活用を推進するとともに、新たな人材の確保・育成に繋げるため、漁業従事者の収益の向上に寄与し、水産業の活性化を図る必要があります。
- ☑ 本町の経済センサス活動調査（令和3年）における商業事業所数は91事業所、その従業員数は451人となっており、また年間販売額は76億8千8百万となっております。平成28年度の経済センサス活動調査と比べても事業所数、年間販売額ともに減少しております。商店街や小売市場等の地域に根差した商業が衰退することにより、町民生活にも影響が出ています。これらのことから地域商業の活性化にむけ、さらに踏み込んだ対策を講じる必要があります。
- ☑ 商店街の活性化に向けて、継続的な事業者の販売促進活動および消費者の購買意欲促進への取り組みに対する支援が必要です。引き続き嘉手納町商工会に加えて、嘉手納町観光協会と連携し、優良特産品の県外物販などに取り組んでいく必要があります。
- ☑ 本町では、既存商店街への集客を図るため、嘉手納町エイサーまつりなどの地域活性化イベントに対して運営補助を実施しています。商業の活性化には、町民のみならず町外の人々の来訪が必要不可欠であることから、商店街に人が訪れる仕組みづくりの推進に努める必要があります。

- ☑ 町民アンケートの結果によると、住みにくさの理由として回答者数の 64.3%の方々が「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便」回答していることから、企業誘致を含め対策が急務です。
- ☑ 本町を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業や、経済社会情勢の影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための支援が必要です。
- ☑ 情報通信産業振興地域についても県内の多くの自治体で指定が進んでおり、当該指定を理由とした企業誘致も難しくなっています。
- ☑ 令和 3 年度に設立した嘉手納町観光協会においては、これからの観光振興を行う上で、観光資源の PR 活動やイベント実施、観光資源と観光客のスムーズな結び付けなど、重要な役割を担うことが期待されます。
- ☑ 本町には宿泊施設がないため、地域の発展と観光業の促進のために、宿泊施設の誘致について検討することが求められています。
- ☑ 新たな観光誘客としてスポーツツーリズムを推進していくため、町内体育施設の活用を検討していくとともに、スポーツコミッションの設立を行っていく必要があります。
- ☑ 本町の失業率の推移を見ると、令和 2 年度国勢調査における本町の完全失業率は 7.5%となっており、直近で改善傾向にあります。しかしながら、沖縄県平均の 5.5%、全国平均の 2.8%と比べると依然として失業率は高い状況にあります。また、経済状況の変化に伴う企業間での賃金格差、若者の減少、雇用形態の多様化による非正規雇用者の雇用条件の悪化、産業構造の変化による人員整理など、依然として厳しい状況となっています。

### (3) 具体的な施策・事業と目標

#### 施策①：魅力ある生産業（農・漁）の振興（総合計画基本施策 4-1）

- 安定かつ持続可能な農業の振興を図るために、基幹作物であるさとうきびを生産する農家に対する支援（総合計画基本施策 4-1-1）
- 生産できる農産物の選択肢を広げつつ、効率よく生産するための支援（総合計画基本施策 4-1-1）
- 農家が農業を行ううえでの環境改善に係る支援等を推進（総合計画基本施策 4-1-1）
- 久得平山原圃場の適正管理（総合計画基本施策 4-1-1）
- 嘉手納町産業まつりを中心とした農作物の町内外への周知を推進（総合計画基本施策 4-1-1）

- 県へ協力を仰ぎ、老朽化した設備の復旧及び、航路内の土砂浚渫による水深の回復を図る工事を計画（総合計画基本施策 4-1-2）
- 漁業組合との協力関係を活かし、漁業従事者の収益性向上に繋がる施策を構築（総合計画基本施策 4-1-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
さとうきび1aあたりの生産量	475 キロ（R4）	539 キロ
水産物の陸揚量	0.8 トン（R3）	2.3 トン

#### <デジタルを活用した取組>

- 担い手となる新規就農者等の獲得のため、SNS等を積極的に活用した情報発信

#### 施策②：活気溢れる商業環境の形成（総合計画基本施策 4-2、4-4）

- 中小企業の経営相談や事業承継の支援
- 創業・起業志望者相談等の起業支援
- 「かでな元気プロジェクト」の内容をより有効なものとなるよう、検証を行いながら推進（総合計画基本施策 4-2-1）
- 「優良特産品推奨事業」において、新たな嘉手納の地域ブランド力向上とPR活動の実施や県外、県内での販路開拓の支援（総合計画基本施策 4-2-1）
- 企業誘致を含めた嘉手納町全体の産業振興に向けた計画の策定（総合計画基本施策 4-2-1）
- 商店街へ訪れるきっかけづくりとして、地域活性化イベントなどの開催を支援（総合計画基本施策 4-2-2）
- マルチメディアセンターで行っている講座等は継続しながらも、施設の新たな利活用方法について検討（総合計画基本施策 4-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
商工会加入者数	463 件（R4）	500 件
町内新規創業者数	3 件（R4）	10 件
マルチメディアセンターの新たな利用方針の策定	未策定	策定

### <デジタルを活用した取組>

- 商店街への回遊促進、イベント集客力を向上させるため、ICTを活用したデジタルスタンプラリーの開催
- ICTを活用したリモートワークやワーケーションなど、新たな就労のあり方についての情報収集
- 個店等の主体的な活動への支援やキャッシュレス決済の促進
- 野國總管商品券の電子化
- AIビーコンを活用した人流動向調査を行い、観光施策による新たな層の誘客

### 施策③：地域資源を活用した観光産業の振興（総合計画基本施策 4-3）

- 観光資源の認知度を高め、魅力創出のため「第3次観光振興基本計画」の策定（総合計画基本施策 4-3-1）
- 観光客や来訪者のニーズにあった観光プログラムの開発提供を町民、事業者、商工会、観光協会と連携して推進（総合計画基本施策 4-3-1）
- スポーツツーリズムとして、プロスポーツのトップチームやアマチュア合宿の誘致のほか、イベント誘致も視野に、施設の拡充と施設レベルの向上を検討し、実施（総合計画基本施策 4-3-1）
- スポーツコミッションの設立（総合計画基本施策 4-3-1）
- 嘉手納町観光協会が実施する観光プロモーション事業において積極的なPRの実施（総合計画基本施策 4-3-2）
- インバウンドにも対応した観光情報の充実（総合計画基本施策 4-3-2）
- SNS等による本町の魅力や多様な観光資源に関する情報発信（総合計画基本施策 4-3-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
嘉手納町の観光入域客数	56万人（R4）	100万人以上
平和ガイドを受け入れた団体数	45団体	100団体

### <デジタルを活用した取組>

- 多言語翻訳AIチャットボットによる情報発信強化

#### 施策④：雇用支援の充実（総合計画基本施策 1-3、1-6、4-5）

- 障害者一人ひとりの適正に応じた就労相談や就労移行・就労定着への適切な支援（総合計画基本施策 1-3-2）
- 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の各種制度の周知（総合計画基本施策 1-6-4）
- 雇用情勢の改善に向け、引き続き就職相談窓口を開設（総合計画基本施策 4-5-1）
- 資格取得支援補助金の実施（総合計画基本施策 4-5-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
施設入所者などの地域生活への移行率	0%	4%
障害者の一般就労における就労定着数	3人	5人
地域生活支援事業啓発活動	2回	3回
国民健康保険税徴収率	97.5%（R4）	維持
コミュニティソーシャルワーカーの配置	2人（R5）	2人
町内就職相談窓口利用者の就職決定者数	10人（R4）	15人
完全失業率	7.5%（R2）	5.5%
資格取得支援補助金の補助件数	11件（R4）	15件

#### ◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
産業環境課	担い手となる新規就農者等の獲得のため、やSNS等を積極的に活用し、情報発信
産業環境課	商店街への回遊促進、イベント集客力を向上させるため、ICTを活用したデジタルスタンプラリーの開催
産業環境課	SNS等による本町の魅力や多様な観光資源に関する情報発信
産業環境課	リモートワークやワーケーションなど、新たな働き方について情報収集
産業環境課	個店等の主体的な活動への支援やキャッシュレス決済の促進（野国総管商品券の電子化）
産業環境課	AIビーコンを活用した人流動向調査を活用した観光施策による新たな層の誘客
産業環境課	多言語翻訳AIチャットボットによる情報発信強化

## ②町の魅力を発信し、人の流れをつくる

### (1) 基本目標

住環境の整備や、固定的な性別役割分担等への意識改革、自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）等により、誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現し、町の魅力向上を図ります。

また、活気あふれる町を見て知ってもらう機会を増やすことで、町への人の流れを増やすことを図ります。

#### ■数値目標

指標	基準値	目標値（R10）
「町民協働のまちづくり」の満足評価（町民アンケート調査）	56.8%（R4）	60%
オンライン申請可能な手続き数	29 個	35 個

### (2) 基本目標を取り巻く背景（関連する総合計画基本施策の「現状と課題」より抜粋）

- ☑ 本町は、街区公園 4 箇所、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地、広場がそれぞれ 1 箇所整備されています。都市計画決定面積は全体で 31.73ha となっており、本町町民 1 人当たりの都市公園等面積は、23.5 m<sup>2</sup>/人（令和 2 年国勢調査人口）で、沖縄県が示す確保目標 20 m<sup>2</sup>/人（沖縄県広域緑地計画）を上回っています。しかし、町民アンケート調査結果によると、「自然環境の保全と緑地の充実」について、44.9%が不満足評価となっていることから、引き続き歩道空間や空き地、自然環境や文化資源などの有効活用や、都市公園等の整備を通じて、公園や緑地を充実させていくことが求められています。
- ☑ 町民アンケート結果によると、本基本施策の中で、「嘉手納町の公園整備」の取組に最も注力するべきとの指摘があることから、公園の遊具等整備の充実についても取組を強化する必要があります。
- ☑ 本町のごみ排出量は、令和 4 年度に 4,382 トンで、平成 29 年度の 4,476 トンと比べると 94 トン減少しています。こちらはリサイクルしているペットボトル及び草木ごみを含めた数値となっており、双方を除くと令和 4 年度は 3,493 トン、平成 29 年度は 3,772 トンとなり、279 トンの減少となります。
- ☑ 嘉手納町住生活基本計画での調査によると、町外へ「転居（転出）したい」とする意向の理由で最も多いのは「町内で住替えを考えたが、希望する住宅がない」であり、町内では現時点で、家族構成や生活様式の変化等に応じた移転先の選択肢が少ない状況となっています。こうした本町の住宅ストック不足問題の解決策とし、町有地、国有地の低未利用地の活用を検討する必要があります。

- ☑ 町民アンケートの結果によると、住みにくさの理由として回答者数の 64.3%の方々が「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便」回答していることから、企業誘致を含め対策が急務です。
- ☑ 本町においては、若年層を中心とした社会減が続いており、進学や社会人になるタイミングでの転出が目立っています。こうした傾向が長期にわたれば地域経済の停滞や活力の低下が懸念されます。
- ☑ 町民アンケートにおいて「居住継続意向」を確認したところ、20歳未満の 60.9%は「できれば他所へ移りたい」との回答が多数であり、若者の人口流出が懸念されます。
- ☑ 町民意識調査結果より、男性の家事・地域活動等への積極的な参加のために必要なことについて、男性自身や社会全体で固定的な性別役割分担意識を改善することが求められており、労働時間の短縮や育児休業などの取得に対して事業主の理解も重要となります。また、女性が社会の多様な場面で活躍するために重要なことについては、「男性の理解・協力」、「古い慣習やしきたりをかえることやなくすこと」など、これまでの社会通念や慣習、役割分担にとらわれない環境づくりが求められています。
- ☑ 町民アンケートによると、電子申請利用状況について「いいえ」（男性 79.8% 女性 84.5%）の割合が突出して高く、電子申請の普及が今後の課題です。また、電子申請を使わない理由は、「電子申請できること自体を知らなかったから」（男性 56% 女性 46.2%）の割合が突出して高いです。
- ☑ 町民アンケートによると、電子申請にメリットを感じるかについて 20歳未満から 40歳代で 75%以上が「はい」と回答しており、電子申請のニーズは高いことがわかりました。また、電子申請にメリットを感じる行政手続きについてもっとも多かったのが、「住民表の写し・印鑑登録証明書・戸籍の証明書の請求」（男性 88.8% 女性 86.4%）です。
- ☑ デジタル技術を最大限に活用しながら、誰一人取り残さないデジタル化によるまちづくりを推進することで、行政業務の生産性や町民生活の利便性の向上などを図り、持続可能で活力のある豊かな未来社会の構築が求められています。
- ☑ 国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、地方自治体は自治体 DX に取り組むことが求められており、本町の特性や課題等を踏まえながら自治体 DX を推進していく必要があります。本町においても、オンライン手続きの需要が増加しているため、令和 4 年度にシステム整備を行い、オンライン手続きが可能な環境が整いました。今後はオンライン手続きの推進が不可欠であり、それに関連して、デジタルデバイドへの対応も求められています。町民の利便性向上や業務効率化の観点から、ICT や AI などを活用した自治体 DX の取り組みも検討が必要です。また、情報システムの安定的な運用を図るため、引き続き情報セキュリティ対策の強化を図る必要があります。



(3) 具体的な施策・事業と目標

**施策①：良好な住環境の整備（総合計画基本施策 3-1、3-2、3-4）**

- みどり豊かな市街地を形成するため、歩道空間や空き地、自然環境や文化資源等を活用した緑化やポケットパークの整備を推進（総合計画基本施策 3-1-1）
- 兼久海浜公園をはじめ、各公園において、地域住民や利用者の遊具設置等のニーズを把握し、適切な維持管理・リニューアルを推進（総合計画基本施策 3-1-1）
- 町民・企業・行政が連携して花木の植栽や清掃等の美化活動を推進（総合計画基本施策 3-1-3）
- 美化ボランティアの団体数増加に向けた取り組み（総合計画基本施策 3-1-3）
- 資源循環型社会の推進に向けた、4R※1の取り組み（総合計画基本施策 3-2-1）
- 町民の日常生活や事業者の事業活動によって排出される一般廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の適正処理を行い、環境負荷や処理費用の軽減の実施（総合計画基本施策 3-2-1）
- 定住促進事業として新築住宅等取得補助、定住促進奨励金や建物除却補助を実施し、合わせて住宅リフォーム支援事業の推進（総合計画基本施策 3-4-1）
- 「住まいるコンシェルジュ」の実施（総合計画基本施策 3-4-1）
- 住宅関係における課題解決に向けた情報発信を強化（総合計画基本施策 3-4-1）
- 密集市街地の改善（総合計画基本施策 3-4-2）
- 最適な市街地整備手法や都市計画制度等の活用、整備・維持管理・運営における民間活力の導入等を検討し、計画的な都市づくりを推進（総合計画基本施策 3-4-3）
- 地形や自然空間から成る自然景観、住民の暮らしの中に息づく都市景観、地域の歴史や風土を特徴づける文化的な景観など、地域らしさを特徴づける景観を調査・分析し、良好な景観形成の推進（総合計画基本施策 3-4-4）
- 「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正な設置場所、規模・構造等、墓地利用の適正化（総合計画基本施策 3-4-5）
- 次期「嘉手納町墓地整備基本計画」の策定作業の中でロッカー式合葬墓、葬祭場の整備を検討（総合計画基本施策 3-4-5）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
公園面積の維持	31.73ha	維持
公共施設美化ボランティア団体数	14 団体	維持
一般廃棄物排出量原単位（1 人 1 日当たり）	749G（R4）	711G



嘉手納町の事務・事業における CO <sub>2</sub> 総排出量	3,033,622Kg-CO <sub>2</sub> (R3)	3,426,427Kg-CO <sub>2</sub>
嘉手納町への定住意向	81.6%	85%
国有地、町有地の有効活用数	0 か所	2 か所
第 2 次嘉手納町墓地整備基本計画策定	—	策定

### 施策②：女性や若者にも選ばれる地域づくり（総合計画基本施策 5-2、5-3）

- 若者や女性等が活躍、輝けることができるフィールドの提供を通じた関係人口の創出
- 男女が共に協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身がもつ能力を最大限発揮できる社会の推進（総合計画基本施策 5-2-2）
- ハラスメント防止のための啓発や、育児・介護休業制度の利用促進、子育て・介護サービスの充実を推進（総合計画基本施策 5-2-2）
- 男女間の暴力をなくすため、DV 防止の啓発や相談、自立に向けた支援を推進（総合計画基本施策 5-2-3）
- 広報紙をはじめ、ホームページ、SNS などのさまざまなメディアの活用による町民との情報共有や意見の聴取（総合計画基本施策 5-3-1）
- 子育て世代や生産年齢世代をターゲットにした情報発信の強化（総合計画基本施策 5-3-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
商工会加入者数	463 件（R4）	500 件
町内新規創業者数	3 件（R4）	10 件
町内就職相談窓口利用者の就職決定者数	10 人（R4）	15 人
完全失業率	7.5%（R2）	5.5%
資格取得支援補助金の補助件数	11 件（R4）	15 件
第 2 次嘉手納町男女共同参画計画の内容を知っている町民の割合	25%（R3）	30%
町役場における女性管理職登用率	16.7%（R5）	現状維持
「町政情報の満足度」の満足評価（町民アンケート調査）	78.9%（R4）	85%
「町民協働のまちづくり」の満足評価（町民アンケート調査）	56.8%（R4）	60%

### 施策③：便利で快適に暮らせる環境の推進（総合計画基本施策 5-1）

- 経営マネジメント思考を取り入れ、施策や事務事業の評価を行い、予算化や運営組織体制の編成や効率的な事務事業の横断化を図るなどして、合理的かつ効果的な行政運営を推進（総合計画基本施策 5-1-1）
- 多様化する町民の行政ニーズに対応できるよう、また各職務階層に必要とされる能力を身に付けることができるよう、長期的な視点を持った計画的な研修や人事交流等を通じた人材育成（総合計画基本施策 5-1-2）
- 老朽化が進む公共施設は「嘉手納町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な更新・統廃合・長寿命化等を行い、財政負担の軽減・平準化の推進（総合計画基本施策 5-1-3）
- 行政情報の発信の拡充やオンライン手続きを推進（総合計画基本施策 5-1-4）
- デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及・促進（総合計画基本施策 5-1-4）
- 情報システムの標準化・共通化（総合計画基本施策 5-1-4）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
町税徴収率	98.6%（R4）	98.6%
オンライン申請可能な手続き数	29 個	35 個

#### <デジタルを活用した取組>

- ICT や AI、RPA などを活用した自治体 DX への取り組み
- 申請書を書く手間が不要で、手数料徴収、証明書の発行まで非接触でできるため、マイナンバーカードにより各種証明書の交付等が可能な端末を庁舎内設置に向けた取組の推進
- 書かない窓口サービスや窓口でのキャッシュレス決済、AIチャットボットによる情報発信等、町民サービスの向上に資する行政基盤のDX
- 会議等のペーパーレス化の実施
- 職員へのデータ利活用の意識啓発を行い、EBPMの推進
- 新たなサービスの開発など、ICTを活用した社会課題の解決について、民間企業等と共同で研究
- 高齢者、スマホ初心者等向けのスマートフォン講座の実施

◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
企画財政課	時流に合った SNS などを活用した情報発信
企画財政課・情報政策課	公民連携によるデジタルの力を最大限に生かしたまちづくりの推進
情報政策課・町民保険課	デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの促進・普及
情報政策課	町ホームページのリニューアル
情報政策課・全課	電子申請の導入「ぴったりサービス」利用の推進。
情報政策課・窓口担当課	書かない窓口サービスや窓口でのキャッシュレス決済、AIチャットボットによる情報発信等、町民サービスの向上に資する行政基盤のDX
総務課・情報政策課・全課	会議等のペーパーレス化の実施
情報政策課	高齢者、スマホ初心者等向けのスマートフォン講座の実施
全課	ホームページ、SNSなどのさまざまなメディアの活用による町民との情報共有や意見の聴取
全課	講座やイベントの電子申込サービスの利用
全課	公共施設のキャッシュレス化
全課	公共施設のオンライン予約の検討

### ③子育て支援に関する強みを生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる

#### (1) 基本目標

子育て世代の結婚・出産・子育てへの不安や悩みをなるべく解消し、結婚・出産・子育ての希望をかなえる対策を立てます。

また、町で育つ子どもたちが健康でのびのびと成長し、地域を愛する心を持った次世代の担い手となるよう、学びへの支援にも力を入れていきます。

#### ■数値目標

指標	基準値	目標値 (R10)
子育て支援の取組に対する満足度	69% (R4)	80%

#### (2) 基本目標を取り巻く背景

- ☑ 近年の出生数が平成29年度では162人に対し、令和4年度では114人となっており、減少傾向にあると考えられます。今後は、子育て世帯にやさしい地域社会づくりに取り組み、若い世代が将来にわたり、本町で子育てをしたいと思う環境づくりが求められています。
- ☑ 本町では、妊娠、出産、育児の期間を通じて、身近で相談に応じ、様々なニーズに対応する伴走型相談支援を実施しています。また経済的な支援として、出産・子育て応援給付金事業も行っています。
- ☑ 乳幼児期の各種健診など実施していますが、乳幼児健診は、乳幼児の成長発達を親と確認する場であり、育児支援の場ともなるため、更なる健診受診率向上に向けた取り組みが必要となります。
- ☑ 特定不妊治療費助成事業は、令和4年4月からの保険適用になりました。今後保険適応外への支援について、検討することが求められています。
- ☑ 子ども医療費助成事業については、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に対して、医療費の助成を行っています。
- ☑ 子どものむし歯を予防するために、子どもフッ化物塗布助成事業を実施しています。
- ☑ 第三保育所は建替え工事を行っており、令和6年4月より定員数を110名から130名へ拡充し、待機児童解消及び保育環境の充実に取り組んでいます。
- ☑ 保育士不足の解消を図ることを目的に保育士試験対策講座を実施し、町内で保育所に就労する者に対して講習を実施し、資格取得支援をしています。
- ☑ 潜在保育士の掘り起こし事業については、成果が見られない事業の見直しを図る必要があります。

- ☑ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）に対する町民ニーズは高まっており、就学期以降においても、保護者が安心して就労し、かつ児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実が求められます。
- ☑ 子ども・子育て支援事業、児童家庭相談事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業を実施しています。今後も、関係機関と連携した子育て支援体制の充実を図り、より子育てしやすい地域づくりを進める必要があります。
- ☑ 子ども家庭課母子保健係において、令和2年4月から母子健康包括支援センター事業実施しています。また同課児童福祉係では令和5年4月から子ども家庭総合支援拠点事業を実施しており、妊娠期から出産、子育てに関する相談事業を行っています。今後は更に、2つの事業を一体的に行う必要があります。
- ☑ 児童虐待などの対応として、児童家庭相談を実施していますが、近年、相談内容が複雑かつ多様化してきていることから、専門職員の配置・資質の向上や人材の確保等が課題となっています。
- ☑ 本町では、公立幼稚園の複数年保育（3、4、5歳児）や預かり保育（5歳児）の実施、給食の提供等を通して、幼稚園教育の充実を図るとともに、保護者の子育てを支援しています。幼稚園における教育を希望する保護者の声をもとに、預かり保育の対象年齢の拡充をおこなっています。

### (3) 具体的な施策・事業と目標

#### 施策①：出産支援の充実（総合計画基本施策 1-4）

- 妊娠・出産に対する不安を軽減や安心して子どもを産み育てることができるよう、地区担当保健師が母子（親子）健康手帳交付時に全数面談の実施（総合計画基本施策 1-4-1）
- 出産及び育児の期間を一貫して身近で相談を行い、様々なニーズに即したサービスの提供や切れ目ない支援（総合計画基本施策 1-4-1）
- 経済的支援としての出産・子育て応援給付金事業を一体的な実施（総合計画基本施策 1-4-1）
- 乳幼児健診について、個別通知やLINE等での通知と併せて、母子保健推進員による受診の勧奨（総合計画基本施策 1-4-1）
- 健診の結果から個別に発達に関する支援を必要とする家庭には、地区担当保健師や発達相談員による相談などの支援（総合計画基本施策 1-4-1）
- 子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療費助成事業の保険適用外への助成事業の検討（総合計画基本施策 1-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%
おたふく接種率	84.7%（R4）	90.0%
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

#### <デジタルを活用した取組>

- 母子保健支援に係るデジタル化（母子健康手帳のアプリ化・オンライン相談）

#### 施策②：子どもの健康支援（総合計画基本施策 1-4）

- 子ども医療費助成事業については、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に対して医療費助成（総合計画基本施策 1-4-1）
- 満1歳から満15歳未満の子どもに対してフッ化物塗布助成事業などの予防事業を実施し、親と子が自発的に健康に関する行動を身に着ける環境を整備し、健やかな育ちの支援（総合計画基本施策 1-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

#### 施策③：就学前教育・保育の充実（総合計画基本施策 1-4、2-1）

- 待機児童解消に向けた、公・民保育施設連携（総合計画基本施策 1-4-2）
- 延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の保育サービスの充実（総合計画基本施策 1-4-2）
- 保育士等の就業継続、離職防止や就職促進のための事業を検討・実施し、保育人材確保の取組（総合計画基本施策 1-4-2）
- 質の高い幼児教育の提供（総合計画基本施策 2-1-1）
- 幼児教育における子育て支援（総合計画基本施策 2-1-1）
- 小学校への円滑な接続（総合計画基本施策 2-1-1）
- 幼稚園教員の質の向上（総合計画基本施策 2-1-1）
- 特別な配慮を必要とする園児への支援（総合計画基本施策 2-1-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

#### 施策④：子育て支援の充実（総合計画基本施策 1-4）

- 子育ての不安解消や負担軽減等を図るため、子育て支援センターやファミリーサポートセンター等を通じ、育児相談・助言、情報提供、居場所づくり等に取り組み、地域ぐるみの子育て支援を実施（総合計画基本施策 1-4-3）
- こども家庭センターを設置し、保健師や社会福祉士等の専門職による相談支援として、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を包括的な相談支援の実施（総合計画基本施策 1-4-3）
- ひとり親家庭等の生活安定と自立に向けた就労支援や生活支援、子どもの居場所等による支援を推進し、児童の健全な育成の取組（総合計画基本施策 1-4-4）
- 児童虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、こども家庭センターを中心に相談や支援体制の充実の取組（総合計画基本施策 1-4-4）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
子育て支援の取組に対する満足度	69%（R4）	80%
保育所などの待機児童数	7人（R5）	0人

#### <デジタルを活用した取組>

- 保育園・幼稚園業務支援アプリによる保護者と保育士間の情報伝達のスマート化を図り、加えてICT活用による園児の登降園記録の自動化、発育・成長記録等の集計作業等の効率化を図り、そのデータを保育士間で共有することで、スムーズな連携を実現し、保育サービスを充実化
- 多様な子育てニーズに対応するため、従来の手法に加え、ICTを活用し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供、相談受付、アンケート等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達支援を行うなど、保護者と子ども一人ひとりに寄り添った相談支援の実施
- 入所判定AIや園務支援システム等の導入の検討

◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
子ども家庭課	健診等において、個別通知や LINE 等での通知
子ども家庭課・教育指導課	保育園・幼稚園業務支援アプリの業務の更なる活用
子ども家庭課	電子母子手帳
子ども家庭課	電子申請による保育園の申込
子ども家庭課	現況届等の申請関係



#### ④活気があり、魅力的な地域をつくる

##### (1) 基本目標

町の個性を生かした安全・安心な地域づくりを行い、日常の生活環境の整備や健康への意識向上を図ると同時に、急な災害にも対応できるよう、大規模災害に向けた対策を立てます。

また、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティの実現と、町の文化やスポーツの振興を通じて、活気あふれる温もりのある地域をつくることを目指します。

##### ■数値目標

指標	基準値	目標値 (R10)
自主防災組織	1 行政区	6 行政区
地域活動に参加している割合	32.7%	35%

##### (2) 基本目標を取り巻く背景（関連する総合計画基本施策の「現状と課題」より抜粋）

- ☑ 町内の生活道路は道路幅員が狭く、歩行者の安全性の確保や車両の安全通行の面から多くの課題があります。
- ☑ 急傾斜地に隣接する道路交通の安全確保、町道や未認定道路の整備、歩道のバリアフリー化、歩道拡幅等、道路の維持管理を徹底し、道路空間の安全性・快適性の向上に努める必要があります。
- ☑ 今後も町民が安心して利用できる水を提供するため、老朽化した配水管の計画的な布設替えを行うとともに、耐震化を図り、災害に強い強靱な水道施設の整備を進める必要があります。
- ☑ 町内のどの家庭からも下水道へ接続することが可能な状態となっています。今後は、未だ下水道に接続していない未接続世帯に対し水洗化の普及促進に努める必要があります。
- ☑ 本町の刑法犯罪件数は年々減少しており、平成 29 年の認知件数が 85 件であったところ、令和 3 年の認知件数は 38 件と半数以下に抑えられています。
- ☑ 本町の交通事故発生状況は、令和 3 年に 25 件で、それ以前と比べて減少傾向にあります。しかし、幹線道路での交通事故発生の危険性は高く、歩行者の安全確保やドライバーの交通安全意識の向上が課題となっています。
- ☑ 判断能力の低下による高齢者や障害者の人権擁護に取り組んできていますが、制度の周知や利用促進を図るとともに、人材の育成や組織体制を充実させる必要があります。

- ☑ 12月の人権週間に人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）合同相談所（人権相談、行政相談、なんでも相談）を開設していますが、相談に訪れる人数が少ないため、引き続き周知を図る必要があります。
- ☑ 近年我が国ではDV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待・あらゆるハラスメント等への多様な暴力的事象への対応、LGBTなどの性の多様性への理解が求められており、誰もが人権を尊重され、共に支え合う社会の実現に向けた人権教育の更なる強化が必要です。
- ☑ 町民アンケートでは、現在のコミュニティ活動について、全体の67%が「特になし」で、「福祉関連のボランティア活動」も全体の9%であったため、民生委員・児童委員の担い手不足の解消のためにも、ボランティア育成支援内容を検討し、更なる地域コミュニティの活性化を図る施策が求められています。
- ☑ 本町の令和2年における平均寿命は、男性が80.4年（県内34位）で沖縄県より0.3年下回ります。女性は87.5年（県内36位）で沖縄県より0.3年下回ります。令和2年と平成27年の平均寿命を比較すると、本町の男性では0.6年延びていますが、女性は変動ありません。
- ☑ 町における平成29年から令和3年までの死因の上位を占める「悪性新生物、心疾患、脳血管疾患」は食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の偏りが発症の大きな要因とされる生活習慣病です。これらの生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、予防を図るために、基本健診、各種がん検診等を実施していますが、受診率が伸び悩んでいます。
- ☑ 特定健診受診率は平成29年～令和3年度までの5年間、35～38%前後で推移しており、令和3年度現在では、沖縄県平均の32.1%より高いものの、42市町村のうち28位という結果となっています。
- ☑ 阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の教訓から、被害を最小限に抑える考え方として「公助：行政からの支援」の他に「自助：自らの命は自らが守る・備える」、「共助：近隣が互いに助け合って地域を守る・備える」の重要性が再認識される中、防災に関する町民意識の醸成、多様な参加者による防災訓練の実施といった地域防災力の向上が大きな課題となっています。特に、地域住民が主体となって防災活動を行う自主防災組織は、災害時の迅速な対応などにより被害を最小限に抑えることが期待されています。
- ☑ 本町では複数の自治体が協力して事業を行う広域行政を進めています。今後も引き続き連携・協力による広域行政の充実・強化に努めるとともに、広域連携による効率的な事業の展開を図ります。
- ☑ 町民アンケート調査結果によると、現在参加しているコミュニティ活動において、「特になし」が67.3%で最大となっており、また今後参加したいコミュニティ活動についても、「特になし」が43.1%で最大となっています。加えて、嘉手納町の住みに

くさについて調査した項目では、「地域の連帯感が乏しい」という回答が前回調査時から 3.8 ポイント上昇する等、地域のつながりの希薄化が懸念されています。

- ☑ 地域コミュニティを支える自治会をはじめとした地域活動への参加率は低く、コミュニティ意識の希薄化は、子どもや高齢者の見守り、災害時の援助といった分野において、共助という考え方に基づく相互支援を妨げる要因となります。
- ☑ 自治会等、地域コミュニティの活動基盤に対する支援及び参加促進を行うとともに、自治公民館をはじめとした既存施設については、各種活動の拠点としての機能付加を検討する必要があります。
- ☑ 路線バスやタクシーなどの公共交通機関は、町民の生活を支え、本町を訪れる観光客などの交通手段として欠かせない交通手段です。そのため、既存の公共交通だけでなく、本町に適した新たな交通システムなどの導入の検討を進めるため、「地域公共交通計画」の策定を検討する必要があります。
- ☑ 本町では、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来を支える人材として成長していくために、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成に努めています。子どもたちの学習習慣の定着とともに、国際化・情報化に対応した教育をはじめ、キャリア教育、嘉手納町（ふるさと）を愛する心の育成等、特色ある教育活動の充実に努める必要があります。また、本町の学力向上や生徒指導における教育課題を解決するために、小学校と中学校が連携した一貫性のある教育が求められています。
- ☑ また、令和 5 年までの全国学力・学習状況調査では、小学生において、全国平均・県平均より国語・算数は共に近年は上回っています。一方で、中学生においては国語・算数・英語において全国平均・沖縄県平均より低い結果となっているため、今後もさらなる学力向上に向けた取り組みが必要です。
- ☑ 昭和 62 年、臨時教育審議会で「地域に開かれた学校」として提唱されて以来、本町では学校評議員制度や学校関係者評価委員会制度を導入し、校長の学校運営に対して意見を述べることや学校の教育活動を評価するなど、保護者や地域の方々が学校運営に参画できるシステムを構築してきました。今後は「地域に開かれた学校」から、更に一歩踏み出し、学校・家庭・地域が「15 歳までにどんな子どもを育てるか」という目標やビジョンを共有し、三者が一体となって子どもたちを育くむ「地域とともにある学校」への転換を図っていきます。
- ☑ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行うため、各学校に特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置するとともに、特別支援教育研修会の開催や関係機関との連携による支援などに努めています。特別な支援が必要な児童生徒が年々増加しており、共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず共に学ぶことのできる環境づくりが求められています。
- ☑ すべての子どもが未来に希望を持ち社会の担い手となるため、不登校問題、学びのセーフティネット等に取り組むとともに、学校、家庭、地域等が連携、協同し、誰一人

取り残されない支援に取り組むとともに、より一層の子ども達の健全育成に向けた各主体の連携の強化が必要です。

- ☑ 青少年センターは、児童生徒の不登校や問題行動等の教育相談や青少年指導員による夜間巡視活動、学校不適応の児童生徒の受け皿として、適応指導教室の運営などを行っています。青少年の非行防止のための活動拠点としての青少年センターの整備や指導体制の充実を図ること、不登校児童生徒の登校支援や自立支援等が求められています。
- ☑ 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- ☑ 学校施設の不具合を未然に防ぐために日常の安全点検を徹底するなど各学校の現状についての的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的な機能更新などを実施する必要があります。
- ☑ 学校給食は、食物アレルギーを有する児童生徒へ提供する給食について、令和2年度より基本方針に基づいた食物アレルギー除去食の提供に取り組んでおります。
- ☑ 教育にかかる費用の負担軽減を図るため、学校給食費負担金の補助や教材費の助成などに取り組んでおり、子育てしやすいまちづくりを推進しております。
- ☑ 町では家庭の経済上の理由で修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図ることを目的とした人材育成貸与事業を実施しています。また、教育・芸術・文化・スポーツ等の分野にて特に優秀な成績を修めた者に対し報奨金の支給をはじめ、社会教育団体への研修会派遣等の助成事業を推進しています。今後も財源確保に努めながら更なる人材育成を推進していく必要があります。
- ☑ 児童交流事業は、互いの家庭へ民泊することで異なる風土・生活習慣を学び、郷土に対する関心を深め、本町の次代を担う人材育成を図ることを目的に実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、実施できない期間がありました。他地域との交流により、人間力豊かで広い視野をもつ人材の育成を図るため今後も継続する必要があります。
- ☑ 町立嘉手納外語塾では、英語を中心としたカリキュラムを改良しながら運営していく中で、英語検定準1級やTOEIC高得点の取得者を輩出できるようになるなど成果をあげています。また、若者の学べる機会の充実を図るため、年齢制限を25歳までに引き上げました。今後も英語やパソコンを中心としたカリキュラムの充実を図るとともに、社会の即戦力となる人材の育成に努めます。また、町内小中学生を対象とした英語コンテストを引き続き開催し、小中学生の英語学習に対するモチベーション向上に貢献しています。
- ☑ 国際的な視野を持つことができる人材の育成として、中高生を対象にハワイ派遣短期留学派遣事業などを実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、実施できない期間がありましたが、異なる生活環境や文化・歴史を学び、貴重

な体験活動や交流によって視野を広げ社会性を育くむことに繋げることができたため、今後も継続した実施が望まれています。

- ☑ スポーツ・レクリエーションに関わる団体としてスポーツ少年団への補助事業や、各種スポーツ団体による県外・離島等派遣時の補助金交付事業を実施しています。
- ☑ 町民の生涯学習に参加しやすい幅広い機会と活躍の場を増やすために、社会教育団体へ補助金を交付していますが、各社会教育補助団体においては、会員数の減少や、活動の停滞による団体活動の継続について問題を抱えており、今後も継続して事業を実施できるよう支援をする必要があります。
- ☑ 海外との交流を通じて、国際的な人材の育成、人的ネットワークを築き、相互の発展に寄与することを目的に本町出身の海外移住者子弟研修生の受入事業をはじめ、世界のウチナーンチュ大会開催時の町内交流事業を実施しています。
- ☑ 近年における社会の国際化、情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがい等を求めて、人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化が進んでいます。
- ☑ 一方で、町民アンケートでは、現在のコミュニティ活動について、全体の67%が「特になし」となっており、地域コミュニティに対する関心の低下、地域活動参加者の減少が顕著に見受けられます。
- ☑ 中央公民館講座の受講者は高齢者や女性が多く、若者や男性が少ないため幅広い層の人が受講できる内容や時間帯の工夫が求められます。
- ☑ 中央公民館講座をきっかけにサークルが結成されるケースもあるなど、町民の生涯学習活動の活性化に貢献していることから、今後も講座の充実を図るとともに、サークル活動の支援や自主サークル発足準備補助事業※1を実施することで生涯学習の振興に寄与する必要があります。
- ☑ 各種サークル活動の成果を発表する場として「中央公民館まつり」を開催しています。
- ☑ 図書館では、約86,000冊の蔵書をはじめ、本町の情報を気軽に閲覧することができるふるさとコーナーや学習室等が設置されており、町民の情報拠点・生涯学習拠点として機能しています。
- ☑ 読書活動を推進する必要があることから、図書館利用の広報活動の強化、図書資料の充実を図る必要があります。
- ☑ 生涯学習ニーズの高まりと同時に、図書館をはじめとする公共施設、各区コミュニティーセンター、学習等供用施設・児童館等の有効利用を図るなど、身近な生涯学習活動の拠点づくりを推進する必要があります。
- ☑ 町民が心身ともに健康で笑顔があふれ、心豊かな生活を営み、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与するため嘉手納町文化事業を実施しています。著名人を招いた講演会（公演会）やコンサートを行うなど今後も町が町民へ伝えたい題材や町民のニーズに応じた文化イベントの開催に取り組みます。

- ☑ 「かでな未来館」には、町の歴史学習施設として「嘉手納町歴史民俗資料室」が併設されており、先史時代から現代にかけての嘉手納町の歴史資料を収蔵しています。そのほか、歴史・文化講座や文化財巡りのほかに企画展等を開催し、町民が歴史や文化に触れる機会の充実に努めています。
- ☑ 豊かな文化資源を町民に広く、そして永く公開することを目的として、資料のデジタル化を推進していく必要があります。
- ☑ かでな文化センターにおいて音楽、芸能、芸術文化講演（公演）や行事が行われております。今後も、町民が生涯を通して心豊かで潤いのある文化芸術に触れる機会を創出するとともに、より多くの利用が得られるよう周知していく必要があります。
- ☑ 伝統芸能については、子ども達への三線、琴、茶道等の指導や、各自治会におけるエイサー等に触れる機会の充実に努めています。今後も伝統芸能や地域文化を後世に継承していく必要があります。
- ☑ 町民がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会を創出するため、各種スポーツ教室や大会を開催しています。従来のスポーツ大会やスポーツ教室の他、近年はニュースポーツへの取り組みとして、電子機器を用いる「eスポーツ」講座も実施しています。
- ☑ 近年はスポーツ教室や大会への参加者が減少している傾向にあり、取り組み内容の更新や開催時期等の調整を検討しています。また、自主的にスポーツ活動に取り組む人だけでなく、日常的に運動を行っていない町民に対し、健康予防にも資するような活動を提供していく事業の実施が望まれます。
- ☑ 本町には、嘉手納町スポーツドーム、野球場、陸上競技場、体育館等の体育施設があり、老朽化している体育施設については、町民が安全に利用できるよう施設の建替えや改修などを行うとともに、町民がより身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、学校体育施設の活用など（小学校及び中学校の運動場、体育館、武道場のスポーツ施設開放）、より良いスポーツ環境の場の提供を行っています。
- ☑ スポーツ指導者の人材育成のため毎年スポーツ指導者対象講習会を実施しており、負傷時の応急処置の手法やAEDの使用法の講習等を開催しています。
- ☑ 町内のスポーツ指導者に関する掘り起こしが充分に取り組まれていない状況にあります。既存の指導者の活用だけでなく、各種スポーツの指導者ライセンス取得に関する支援を行うなど、「スポーツを“観る”“やる”“支える”」体制づくりや人材育成の方策が求められています。

(3) 具体的な施策・事業と目標

**施策①：安全・安心な地域づくり（総合計画基本施策 1-1、3-5、3-6、3-8、5-2）**

- 幹線道路や地区内幹線道路の各道路機能の維持・向上（総合計画基本施策 3-5-1）
- 道路幅員の拡幅や歩行空間の確保及びバリアフリーの取組（総合計画基本施策 3-5-2）
- 水道水の安定供給、下水道整備と適切な維持管理、上下水道事業の健全経営（総合計画基本施策 3-6）
- 町民の身体・生命及び財産を犯罪から守るために、地域における防犯活動や交通安全活動の推進（総合計画基本施策 3-8-1）
- 判断能力が十分ではない方の権利の侵害を防止するため、成年後見制度及び日常生活支援事業の普及・利用の促進や支援組織及び人材の育成・確保（総合計画基本施策 1-1-3）
- 住み慣れた地域で生活を送ることを支援するため成年後見制度の利用促進を図るための体制整備及び権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実の取組（総合計画基本施策 1-1-3）
- 人権尊重に対する町民の理解を深めるために、様々な機会を捉えて人権教育や人権啓発活動の推進（総合計画基本施策 5-2-3）
- 男女間の暴力をなくすため、DV 防止の啓発や相談、自立に向けた支援の推進（総合計画基本施策 5-2-3）
- 地域公共交通計画の策定（総合計画基本施策 3-5-3）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
民生委員・児童委員の充足率	75%(R5)	100%
小地域福祉活動を実施する自治会数	4 箇所(R5)	6 箇所
成年後見制度利用	34 人 (R5)	54 人
改良路線数	4 路線 (R5)	8 路線
新設道路数	0 路線 (R5)	5 路線
有収率	97.17%	97.17%
経常収支比率	91.79%	100%
下水道普及率	100%	100%
下水道接続率		100%
経費回収比率	97.41%	100%
交通安全啓発活動	5 回	5 回
交通安全施設の新設・改良		

第2次嘉手納町男女共同参画計画の内容を知っている町民の割合	25%(R3)	30%
町役場における女性管理職登用率	16.7%(R5)	現状維持

### <デジタルを活用した取組>

- 自動運転等、公共交通へのICTの活用について、情報収集と検討

### 施策②：町民の健康と福祉の向上（総合計画基本施策 1-1、1-2、1-3、1-5）

- 町社会福祉協議会と連携を図り、幅広い世代が地域福祉に興味を持ち、参加を促す取り組みの実施（総合計画基本施策 1-1-1）
- 地域福祉の人材の掘り起こしや育成を始め、地域福祉活動に係る支援の実施（総合計画基本施策 1-1-1）
- 高齢期を健康でいきいきと迎え過ごすために、自身や地域ぐるみの健康づくりや、疾病の早期発見・治療、重症化防止対策等、介護予防と健康づくりの総合的な取り組みの推進（総合計画基本施策 1-2-1）
- 地域包括支援センターを中心として、地域全体での高齢者の見守り、支えのネットワーク、高齢者のひとり暮らしや介護家族への支援の充実化（総合計画基本施策 1-2-2）
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築（総合計画基本施策 1-2-2）
- 高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策、高齢者の権利擁護対策の取り組みを推進（総合計画基本施策 1-2-2）
- 障害者（児）が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう自立と日常生活を支援する障害福祉サービスなどの充実化（総合計画基本施策 1-3-1）
- 妊娠期から高齢期まで、各ライフステージに応じた健康づくりの推進（総合計画基本施策 1-5-1）
- 町民が健康に関心を持ち健康づくり（運動、こころの健康、感染症の予防等）に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力した、個人の健康づくりの支援（総合計画基本施策 1-5-1）
- 各種健診や保健指導の充実を図り、生活習慣病などの病気の早期発見・早期治療、重症化の予防の取組（総合計画基本施策 1-5-2）
- 地域と協働で検診の受診率の向上を強化（総合計画基本施策 1-5-2）



- 死因原因に心疾患及び脳血管疾患が多いことから、それらの対策の充実強化（総合計画基本施策 1-5-2）
- がん検診では、科学的根拠に基づく正しい検診を正しく行うための体制を整え、受診勧奨を強化し、啓発を充実化（総合計画基本施策 1-5-2）
- 健康づくりため、町民一人ひとりがその大切さを理解し、食育に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力し、個人の健康づくりへの支援（総合計画基本施策 1-5-3）

#### <デジタルを活用した取組>

- ICTを活用した保健指導のオンライン受付
- こころの病気やストレスへの対応について、講演会の開催、及び広報紙や SNS を活用した啓発活動。
- 予防接種において、SMS を利用した個別通知

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
民生委員・児童委員の充足率	75%(R5)	100%
小地域福祉活動を実施する自治会数	4 箇所(R5)	6 箇所
成年後見制度利用	34 人 (R5)	54 人
介護予防普及啓発事業参加延べ人数	2,899 人(R4)	4,257 人
地域包括ケア会議開催回数	2 回(R4)	4 回
認知症サポーター数	1,137 人(R4)	1,387 人
高齢者外出支援タクシー料金助成券利用率	82.9%(R4)	90.0%
施設入所者などの地域生活への移行率	0%	4 人
障害者の一般就労における就労定着数	3 人	5 人
地域生活支援事業啓発活動	2 人	3 人
平均寿命	男性 80.4 年 女性 87.5 年(R2)	男性 80.7 年 女性 87.8 年
特定検診受診率	35.3%(R4)	45.0%
20~64 歳における肥満者(BMI25 以上)の割合	29.2%(H24)	25.0%

#### 施策③：災害に強い地域づくり（総合計画基本施策 3-7）

- 町民、地域・地区、行政等の関連機関が連携し、計画づくりや訓練等を行い、実効性の高い防災体制の構築（総合計画基本施策 3-7-1）

- まちそのものが災害に強い都市基盤の整備（総合計画基本施策 3-7-1）
- 火事や危機事案、救急患者の発生、基地災害を含む大規模災害の発生に対し、身近な所での初動や対策が取れるよう、町民や地域等による発災予防、救急対応能力を高める啓発・訓練・組織化等の推進（総合計画基本施策 3-7-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
自主防災組織	1 行政区	6 行政区
津波避難ビルの指定	0 箇所	2 箇所

#### <デジタルを活用した取組>

- 災害予防から迅速な災害対応及び復興までを見据え、地域防災計画を見直し、ハザードマップ等による危険区域や避難所等の周知、防災施設の整備、メールやSNSを活用した防災情報の伝達手段の多様化、災害時備蓄の充実、医療救護体制の強化、マイナポータルを活用した罹災証明申請手続きの電子化など、様々な災害を想定した実効的な防災、減災対策を推進するとともに、住民等と連携した防災訓練を実施

#### 施策④：周辺市町村との連携強化（総合計画基本施策 5-1）

- 広域的な課題などに適切に対処するため、国、県との連携強化（総合計画基本施策 5-1-5）
- 事務事業の効率化や広域的に取り組んだ方が効果的な行政サービスを行うことができるものについては、中部広域市町村圏事務組合や一部事務組合、構成市町村等との連携した、広域行政の推進（総合計画基本施策 5-1-5）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
町税徴収率	98.6%(R4)	98.6%
オンライン申請可能な手続き数	29 個	35 個

#### 施策⑤：地域コミュニティの活性化（総合計画基本施策 1-1、1-2、1-3、5-4）

- 地域住民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体等が相互に連携した見守り・支え合いの体制づくり（総合計画基本施策 1-1-2）

- 福祉活動が円滑に推進できるように利用しやすい活動拠点の整備（総合計画基本施策 1-1-2）
- 高齢者のボランティア活動、幅広い世代間交流、レクリエーション活動等、様々な活動・体験ができる場や環境づくりの推進（総合計画基本施策 1-2-3）
- 障害者（児）やその家族が地域の住民と共に、地域での交流の場や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等に参画しやすい環境づくりを進め、障害者（児）の社会参加に向けた取り組みの推進（総合計画基本施策 1-3-3）
- コミュニティの基礎となる自治会をはじめ、地域のまちづくり活動を行う各種団体を積極的に支援し、町民の地域活動への参加の促進（総合計画基本施策 5-4-1）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
民生委員・児童委員の充足率	75%(R5)	100%
小地域福祉活動を実施する自治会数	4 箇所(R5)	6 箇所
成年後見制度利用	34 人(R5)	54 人
介護予防普及啓発事業参加延べ人数	2,899 人(R4)	4,257 人
地域包括ケア会議開催回数	2 回(R4)	4 回
認知症サポーター数	1,137 人(R4)	1,387 人
高齢者外出支援タクシー料金助成券利用率	82.9%(R4)	90.0%
施設入所者などの地域生活への移行率	0%	4%
障害者の一般就労における就労定着数	3 人	5 人
地域生活支援事業啓発活動	2 回	3 回
自治会加入率	60%	63%
地域活動に参加している割合	32.7%	35%

#### 施策⑥：教育・文化・スポーツ事業の推進（総合計画基本施策 2-5、2-6）

- ふるさとキャリア教育の推進（総合計画基本施策 2-1-2）
- グローバル教育の充実（総合計画基本施策 2-1-2）
- 学校施設等の充実（総合計画基本施策 2-1-4）
- 学校教育DXの推進（総合計画基本施策 2-1-4）
- 教育環境における指導・運営体制の適正化（総合計画基本施策 2-1-4）
- 特別支援教育の充実（総合計画基本施策 2-1-5）
- 多様な教育ニーズのある児童生徒への支援（総合計画基本施策 2-1-5）
- 海外留学等の推進（総合計画基本施策 2-2-1）
- 外国語教育の充実（総合計画基本施策 2-2-1）

- 教育・芸術・文化・スポーツ活動の支援（総合計画基本施策 2-2-1）
- 体験交流事業の実施（総合計画基本施策 2-2-2）
- 海外移住者子弟受入事業（総合計画基本施策 2-2-2）
- 教育を支える人材・指導者等の育成（総合計画基本施策 2-2-3）
- 地域人材の活用（総合計画基本施策 2-2-3）
- 生涯学習活動の充実（総合計画基本施策 2-3-1）
- 生涯学習イベントの充実（総合計画基本施策 2-3-1）
- 社会教育の促進と家庭教育の向上（総合計画基本施策 2-3-1）
- 社会教育施設の充実（総合計画基本施策 2-3-2）
- 社会教育施設等のリニューアル（総合計画基本施策 2-3-2）
- 地域の歴史の継承と活用（総合計画基本施策 2-5-1）
- 文化活動の振興（総合計画基本施策 2-5-1）
- 伝統芸能の継承（総合計画基本施策 2-5-1）
- 文化財の活用（総合計画基本施策 2-5-2）
- スポーツ・レクリエーション活動の充実（総合計画基本施策 2-6-1）
- スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実（総合計画基本施策 2-6-1）
- スポーツ人材の育成支援（総合計画基本施策 2-6-2）
- スポーツ施設の環境整備・充実（総合計画基本施策 2-6-2）

KPI（重要業績評価指標）		
数値目標	基準値（基準年）	KPI（R10）
「学校に行くことを楽しいと思う」と回答する児童生徒の比率	小学生 78.0% 中学生 75.5% (R4)	小学校・中学校 80%
「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の比率	小学生 75.2% 中学生 75.4% (R4)	小学生 80.0% 中学生 80.0%
「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の比率	小学生 78.0% 中学生 75.5% (R4)	小学校・中学校 80%
「普段から地域の行事に参加している」と回答する児童生徒の比率	小学生 50.8% 中学生 49.2% (R4)	小学生 70% 中学生 70%
「嘉手納町にどのような歴史資源や文化財があるのか興味があるがよく知らない」と回答する町民の比率	42.4%(R4)	37%

「普段の運動・スポーツ活動の頻度」について「ほとんどしていない」と回答する町民の比率	34.7(R4)	30%
「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する児童生徒の比率	小学生：76.2% 中学生：67.1% (R4)	小学生 80% 中学生 70%

◆デジタルを活用した取組に関する担当課

担当課	取組内容
総務課	防災に関する発信
企画財政課	自動運転等、公共交通へのICTの活用について、情報収集と検討
町民保険課	ICTを活用した保健指導のオンライン受付
町民保険課	各種イベント・講習会の電子申込
町民保険課	予防接種において、SMSを利用した個別通知
都市建設課	道路台帳電子化
上下水道課	上下水道のDX化
教育委員会	電子黒板の活用
教育委員会	小中学校タブレットの整備
教育委員会	デジタルによる校務の支援

## 9. 各種施策の客観的な効果の検証

### (1) 地域との連携

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、町民、地域、団体、企業、行政等各種機関が共有し、協働しながら進めていく必要があり、「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」で掲げた数値目標並びに重要業績評価指標（KPI）についても、町全体での目標の共有化と成果を重視した取組みの展開を実施します。町民が一体となったまちづくりを推進するためにも、アンケートやワークショップ等により、町民の声を反映させる機会を設け、町民のニーズに合った計画を策定、実現に向けて連携していく必要があります。

### (2) PDCA サイクルの構築

「第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略」は、町民、地域、団体、企業、行政等各種機関が共有し、協働しながら進めていく必要があり、計画策定（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action）の過程（以下「PDCA」）においても、町全体が関わる体制を構築するとともに、PDCA を繰り返すことにより、よりよい成果を生み出していく必要があります。そのため、実行状況を見直し・改善等の提案を行うための組織として、嘉手納町地方創生戦略評価委員会（仮称）を設置します。



### (3) PDCA サイクルの実施と戦略の見直し・改善

年度終了後に、戦略の実行状況を点検・評価し、見直し・改善についての検証並び検討を行う評価委員会を開催し、計画推進のマネジメントを強化し、着実に推進される計画とします。

1. 策定の経緯

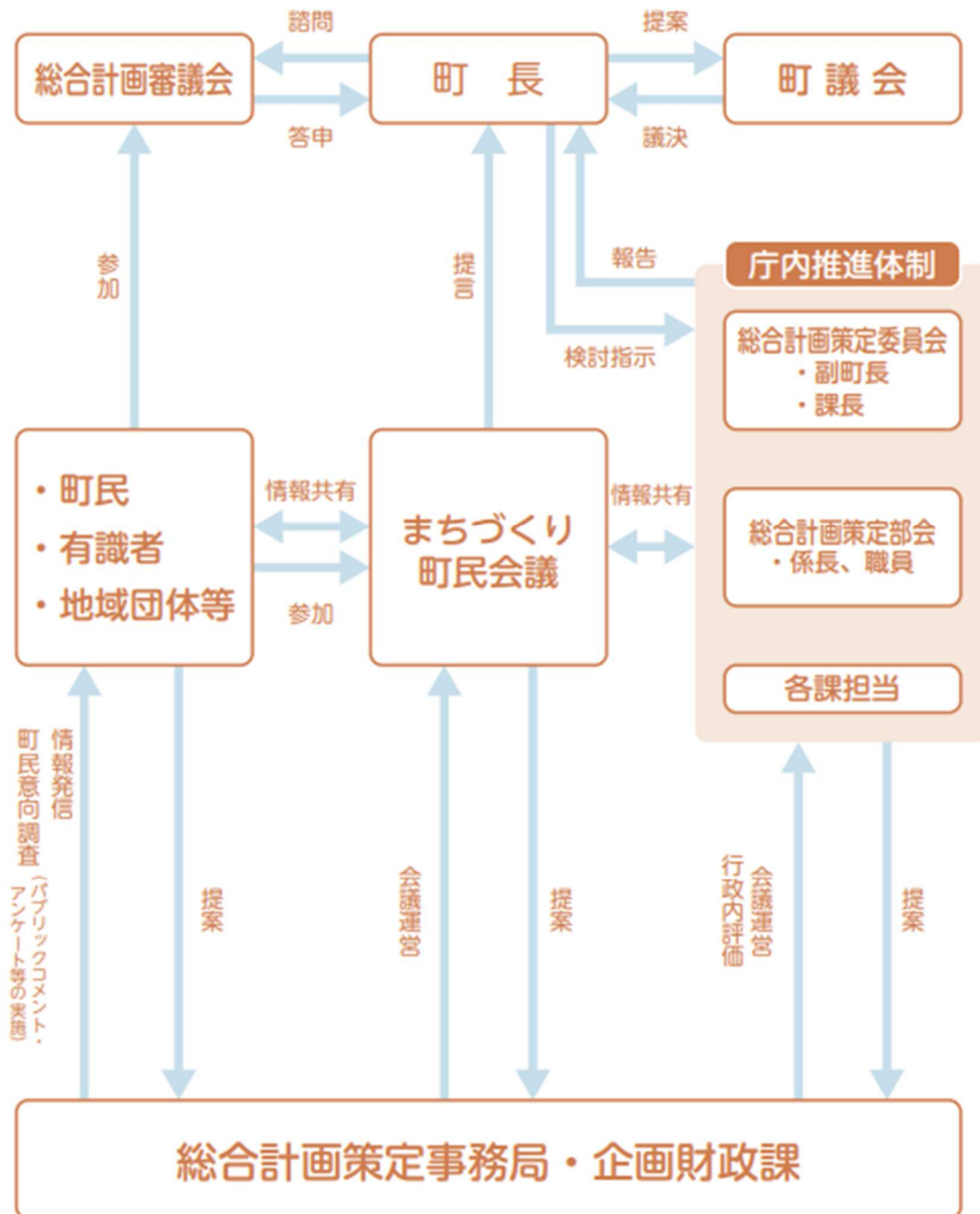
開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成29年	9月19日～ 10月13日	町民アンケート調査	・居住意向・分野別取組の満足度・優先的取組等
	10月12日	第1回まちづくり子ども会議	・嘉手納のほかれることと問題点を探そう
	11月15日	第2回まちづくり子ども会議	・このようにしたらもっと良い嘉手納になるよ
	12月13日	第1回まちづくり町民会議	・現状と課題の検討
平成30年	1月10日	第2回まちづくり町民会議	・まちづくり将来像の検討
	1月29日	第1回策定部会	・現状と課題の検討
	1月31日	第3回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	2月14日	第4回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	3月2日	第2回策定部会	・基本構想素案の検討
	3月15日	第3回策定部会	・基本計画施策体系素案の検討
	3月28日	第1回策定委員会	・平成29年度調査内容の報告及び次年度の作業スケジュール
	5月9日	策定部会	・副町長講話・嘉手納町のまちづくり
	5月9日	まちづくり町民会議	・副町長講話・嘉手納町のまちづくり
	5月31日	第5回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	6月20日	第6回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	6月27日	第4回策定部会	・基本構想素案の検討
	7月11日	第5回策定部会	・基本構想素案の検討
	7月11日	第7回まちづくり町民会議	・分野別施策検討の検討
	7月19日	第2回策定委員会	・基本構想原案の検討
	7月20日	第6回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	7月25日	第8回まちづくり町民	・分野別施策検討

		会議	
	8月15日	第9回まちづくり町民会議	・まちづくり町民会議開催結果の報告と意見の要旨
	8月17日	第7回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	8月22日	第3回策定委員会	・前期基本計画素案の説明
	8月29日	第8回策定部会	・リーディングプランの検討
	8月29日	第4回策定委員会	・基本構想原案の検討
	8月31日	第1回審議会	・第5次嘉手納町総合計画 諮問・基本構想概要の説明
	9月28日	第2回審議会	・基本構想案の検討
	10月2日～ 10月15日	パブリックコメント (意見公募手続き)	・第5次嘉手納町総合計画基本構想に対するパブリックコメントの実施
	10月9日	第9回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	10月12日	住民説明会	・基本構想の説明
	10月23日	第5回策定委員会	・基本構想案の検討
	11月26日	第3回審議会	・基本構想案の検討
	12月3日	第5次嘉手納町総合計画 答申	
	12月18日	基本構想 議決	
平成31年	2月21日	第6回策定委員会	・前期基本計画案の検討
令和4年	9月13日～ 9月30日	町民アンケート調査	居留意向・分野別取組の満足度・優先的取組等
令和5年	4月25日～9 月15日	行政評価	現在の取組の評価・後期計画に向けた新たな取組の検討
	11月2日	係長ワークショップ	デジタルを活用した取組の検討
	12月21日	第1回総合計画策定 庁内委員会	後期計画案の検討
令和6年	1月17日	第2回総合計画策定 庁内員会	後期計画案の検討
	3月28日	第3回総合計画策定 庁内員会	後期計画案の検討



## 2. 策定の体制

### 1 策定の体制



第5次嘉手納町総合計画審議会名簿

	氏名	所属	職種	備考
1	瀬口浩一	琉球大学国際地域 創造学部	教授	有識者
2	小野尋子	琉球大学工学部環 境建設工学科	准教授	有識者
3	屋宜京子	社会福祉協議会	副会長	福祉
4	山内昌吉	文化協会	会長	文化
5	村山博子	商工会	会長	商工
6	知名勇	自治会長会	会長	自治コミュニティ
7	稲嶺克子	町食生活改善推進 協議会	会長	健康
8	新川秀隆	町体育協会	会長	スポーツ
9	上地絹代	町女性会	会長	女性
10	村山ミツ子	町老人クラブ	会長	老人
11	仲村龍也	町連合青年会	会長	青年
12	普久原朝春	PTA 連合会	会長	教育
13	神山吉朗	嘉手納町	副町長	
14	金城悟	嘉手納町	総務課長	
15	上原学	嘉手納町	子ども家庭課長	
16	宇榮原孝	嘉手納町	都市建設課長	
17	金城睦和	嘉手納町	教育総務課長	

嘉手納町まちづくり町民会議名簿

部会名	氏名	備考
①福祉・教育部会	松本鑛一郎	部会副リーダー
	宮里郁子	
	津波古光男	副会長部会長
	喜本てつ子	
	池間誠	
	多和田和美	
	奥間功二	
②産業・環境部会	豊永盛光	会長部会長
	金城守賞	部会副リーダー
	金城和枝	
	古謝徳淳	
	上江洲安秀	

第5次嘉手納町総合計画策定委員会名簿

	氏名	所属・役職	備考
1	比嘉 孝史	副町長	委員長
2	前原 信博	議会事務局長	
3	上原 学	会計管理者	
4	金城 悟	総務課長	副委員長
5	上地 康夫	企画財政課長	事務局長
6	喜友名 朝順	情報政策課長	
7	當山 哲也	基地渉外課長	
8	新垣 美佐	税務課長	
9	名嘉 義広	福祉課長	
10	伊波 和美	町民保健課長	
11	仲宗根 さゆり	子ども家庭課長	
12	天久 昇	都市建設課長	
13	我謝 治彦	産業環境課長	
14	又吉 政勝	上下水道課長	
15	金城 睦和	教育総務課長	
16	金城 博吉	教育指導課長	
17	小濱 勉	教育指導課主幹	
18	幸地 淳次	社会教育課長	
19	町田 優	中央公民課長	

### 3. 第5次嘉手納町総合計画策定に関する条例・規則

#### ○嘉手納町総合計画審議会条例

昭和52年10月13日

条例第30号

(設置)

第1条地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき嘉手納町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条審議会は、嘉手納町総合計画について、町長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条審議会は、委員18人以内で組織する。

2委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 町民団体代表

(4) 町の職員

(任期)

第4条委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとする。

4町長は、委員に欠員が生じたときは、随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2会長は、会務を総理する。

3副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条審議会は、会長が招集する。

2審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4会長は、会議における審議の参考にするため必要と認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要に応じて部会を置くことができる。

2部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(幹事)

第8条審議会に幹事若干人を置き、町職員のうちから町長が任命する。

2幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平11条例16・平27条例2・一部改正)

(委任)

第10条この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長と協議の上町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和58年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附則(平成3年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成11年条例第16号)

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

附則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○嘉手納町総合計画策定に関する規則

昭和 53 年 3 月 15 日

規則第 1 号

改正昭和 54 年 2 月 26 日規則第 2—1 号

昭和 58 年 12 月 1 日規則第 19 号

昭和 63 年 4 月 1 日規則第 4 号

平成 3 年 10 月 1 日規則第 19 号

平成 5 年 4 月 23 日規則第 25 号

平成 5 年 6 月 17 日規則第 26 号

平成 11 年 9 月 1 日規則第 13 号

平成 15 年 3 月 31 日規則第 8 号

平成 19 年 7 月 17 日規則第 18 号

平成 23 年 3 月 31 日規則第 4 号

平成 25 年 5 月 1 日規則第 24 号

平成 27 年 3 月 19 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉手納町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画本町将来の健全な発展を促進するために策定する町の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想本町の将来の都市像を描き、都市づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画基本構想に沿って具体的な都市発展、町民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画基本計画で定められた町の施策の大綱を、町の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、本町の発展に資するため行政各部門相互の有機的関連を図るとともに関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的かつ広域的視野に立った全体として秩序と調和のとれたものとし、計画的に策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第 4 条 基本構想の期間は、10 年とし、原則として 10 年を経過するごとに検討を加え、更に 10 年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第 5 条 基本計画の期間は、10 年とし、原則として 5 年を経過するごとに検討を加え、更に 5 年

の計画として社会経済情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区分し1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

(1) 前項の規定により変更するとき。

(2) 基本計画が変更されたとき。

(3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。

(4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(5) その他、町長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条総合計画を策定するため、嘉手納町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 策定委員会は、副町長及び各課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)の課長(課長に相当する職を含む。以下同じ。)にあるもので組織し、委員長に副町長をもって充て、副委員長は、当該策定委員会に属する者のうちから委員長が指名する。

(平11規則13・平15規則8・平19規則18・平23規則4・平25規則24・平27規則9・一部改正)

(策定委員会職務等)

第8条策定委員会は、総合計画に関する事項を調査審議し、決定する。

2 委員長は、策定委員会で調査審議し決定した事項について町長に報告しなければならない。

(平19規則18・一部改正)

(策定委員会の会議)

第9条策定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係職員を会議に参加させ発言させることができる。

(平19規則18・一部改正)

(総合計画策定員)

第10条総合計画策定に関する事務を担当させるため、各課に総合計画策定員(以下「策定員」という。)を置く。

2 策定員は、各課の係長(係長に相当する職を含む。)をもって充てる。

(平19規則18・全改)



(策定員の職務等)

第 11 条策定員は、当該課長の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

2 策定員は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(平 19 規則 18・一部改正)

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第 12 条基本構想及び基本計画は、町長が定める方針に従い、策定委員会が長期的かつ総合的に描く都市像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき委員長が総合調整して原案を作成する。

2 実施計画は、基本計画に従いこれを実現するように各課の課長が作成した計画案に基づき企画財政課長が総合調整して原案を作成する。

(平 11 規則 13・平 19 規則 18・一部改正)

(総合計画の策定)

第 13 条総合計画は、策定委員会で策定した原案に基づき町長が決定する。ただし、基本構想については、あらかじめ嘉手納町総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(平 19 規則 18・一部改正)

(総合計画策定部会)

第 14 条策定委員会は、総合計画に関する基本的事項について調査審議するため、嘉手納町総合計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置くことができる。

2 策定部会は、策定員その他の職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 策定部会に部会長及び副部会長を置き、当該策定部会に属する者のうちから委員長が指名する。

4 策定部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

(平 19 規則 18・全改)

(策定委員及び策定員の任期)

第 15 条策定委員及び策定員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。

2 策定委員及び策定員が異動した場合は、その後任の選任は、委員長と副委員長との協議で決め、その任期は、前任者の残任期間とする。

(平 11 規則 13・平 19 規則 18・平 23 規則 4・平 25 規則 24・一部改正)

(策定委員会及び策定部会の庶務)

第 16 条策定委員会及び策定部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平 19 規則 18・追加、平 27 規則 9・一部改正)

(補則)

第 17 条この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 19 規則 18・旧第 16 条繰下)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和 54 年規則第 2－1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和 58 年規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附則（昭和 63 年規則第 4 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 3 年規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 5 年規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 5 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 11 年規則第 13 号）

この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附則（平成 15 年規則第 8 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 23 年規則第 4 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 27 年規則第 9 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○嘉手納町まちづくり町民会議設置規則

平成 25 年 11 月 18 日

規則第 42 号

改正平成 27 年 3 月 19 日規則第 9 号

平成 29 年 8 月 21 日規則第 28 号

(設置)

第 1 条嘉手納町の総合的なまちづくりの基本方針を示す嘉手納町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、町民と協働して推進することを目的として、嘉手納町まちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条町民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項を検討すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条町民会議は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、公募等により町長が選考した、構成員 15 名以内で組織する。

- (1) 町内に在住又は在勤する者であること。
- (2) 18 歳以上であること。
- (3) 嘉手納町のまちづくりに関心があること。
- (4) 町民会議に継続して出席できること。
- (5) 町民会議の趣旨を理解して協力できること。

(平 29 規則 28・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条町民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 会長は、町民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条町民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条会長は、第2条各号に掲げる事項について、調査、研究等をさせるため、部会を置くことができる。

2構成員は、いずれかの部会に属するものとする。

(準用規定)

第7条第4条及び第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「町民会議」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(任期)

第8条構成員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条町民会議に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(平27規則9・一部改正)

(任期)

第10条この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成27年規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成29年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 4. 嘉手納町まちづくり町民会議

##### 第5次総合計画基本構想（原案）に関する提言

###### 保健・医療・福祉・子育て関連について

###### 【町への意見】

- ・老人クラブやシルバー人材活用の活性化、高齢者と児童・生徒との交流を行い、高齢者がいきいきと活躍できる場をつくることを求めます。
- ・障害者サービスの周知を図り、必要なサービスが受けられるようにすることと、サービスを受けるまでに至らない人へのフォローや障害者を支えている家族等への相談支援等を求めます。
- ・障害者の就労場所を増やすことを求めます。
- ・歩道、公共施設、住まいのバリアフリー化を進めることを求めます。
- ・障害者・児への理解や共生社会の考え方を学校の授業や講演会等で普及啓発することを求めます。
- ・保育環境や子どもの医療、子を持つ親への相談支援など子育て支援を充実させるとともに、子どもがそれらのサービスを十分に享受できるよう親への周知を徹底することを求めます。
- ・子どもの貧困に関しては、子ども食堂や学習支援、親の就業支援等を行うことを求めます。
- ・地域で子どもを見守り育てていけるよう、子どもへの声掛け、児童館の利用等を促すことを求めます。
- ・町民一人ひとりが自分に合った生きがいづくりや健康づくりに取り組めるよう、町内の空地の有効利用、サークル活動やコミュニティーセンターの利用方法を周知し、利用促進に取り組むことを求めます。
- ・町民のスポーツ施設利用を向上させるため、利用しやすい環境づくりを求めます。
- ・健康診断の受診率の向上を図るとともに、町民向けの保健セミナーの開催、かかりつけ医の考え方の普及、電話医療相談の周知を求めます。

- ・町民一人ひとりが食生活に関心を持てるよう、様々な切り口で食育を推進することを求めます。
- ・国民健康保険の適正な継続に向けて、保険制度の周知を行うことを求めます。【町民として出来ること】
- ・日ごろから地域でのあいさつ、声掛けなどふれあう機会をつくることで、見守り体制を構築し、一人暮らしの高齢者や支援が必要な人の助けになるよう心掛けることが大切です。
- ・介護予防に向けた健康づくり（食生活改善、運動等）を推進するとともに、健康診断の受診を徹底することが大切です。

## 教育・文化関連について

### 【町への意見】

・学校教育については、現在取り組まれている英語力強化事業やガンバリノートに加えて、読書や家庭教育など授業以外の場での学力向上に努めるとともに、学校と地域との交流をさらに増やし、地域をあげて教育の充実を図ることを求めます。

・青少年の健全育成のため、地域で子どもの見守りを行うとともに、子どもの手本となる大人達の常識や教養を高める取り組みを求めます。

・国内外交流事業の内容を町民に周知して参加を促すとともに、山村留学や海村留学、高齢者交流等の他事例を参考にした新たな交流事業を検討することを求めます。

・町文化祭、各自治会公民館まつりをはじめとする生涯学習に関するイベントの情報発信を行い、町民の生涯学習活動を活性化させることを求めます。

・生涯学習の拠点としてコミュニティーセンターやスポーツ施設を活用することを求めます。

・野國總管やしまくとぅば等の歴史・民俗資源を大切にし、それらを活用した歴史学習や観光の活性化に努めることを求めます。

・伝統芸能を継承発展させるため、地域イベントの参加者増加を図るとともに、後継者の育成に努めることを求めます。

・スポーツ施設利用者増に向けた取り組み（ポイント制導入等）と、新たなスポーツ施設（グランドゴルフ場等）の整備を検討することを求めます。

### 【町民として出来ること】

・本町が平和活動情報を世界に発信する拠点となって写真展示やメッセージ展をはじめとする平和行事や平和学習を通して平和意識の醸成を町民も一体となって取り組んで行くことが大切です。

・町民のスポーツ意識を高めるため、生活習慣調査（アンケート調査）の実施、プロスポーツ合宿の誘致を図るとともに、スポーツ実施の機会づくり（ラジオ体操、体操教室、スポレク大会、ミニ運動会等）の呼びかけに力を入れることが大切です。

## 建設・環境関連について

### 【町への意見】

- ・屋良城址公園の緑化や、公共用地の限られた土地の中での緑化を図ることを求めます。
- ・省エネ対策として、家庭でのLED化に対する補助の検討を求めます。
- ・道路環境改善のため、一方通行の設定、電柱の地中化、地域巡回バスの運用等に取り組むことを求めます。
- ・急傾斜地の安全対策をはじめ、全体的かつ継続的な安全対策を求めます。
- ・防犯対策として、歩道の街路樹を剪定することによって防犯灯の効果が発揮されるようにすることと、防犯カメラの設置（増設）を行うことを求めます。
- ・ジェット燃料の悪臭や騒音問題などの基地公害問題を抱えており、基地へ要請し公害負荷の低減・防止を呼び掛けることを求めます。
- ・狭隘な町土の有効活用を図る為、町内に点在する防衛局買上げ用地の買い直しや集約等を行い、活用可能な土地を創出するなどの検討を求めます。

### 【町民として出来ること】

- ・ごみ減量対策として、ごみ分別の一層の徹底、草木チップ化事業の肥料としての活用を徹底することが大切です。
- ・生活公害として海岸のゴミのポイ捨てなどが目立つため、看板設置によるモラル・マナー向上に努めることが大切です。
- ・限られた土地の中で地域の実情に応じた土地利用を促すと同時に、住宅地や産業用地確保のために基地の一部返還を要請することを町民と一体となって行っていくことが大切です。
- ・密集市街地の建替困難で土地の有効活用が難しい場所や緊急車両が通りにくい場所においては、土地所有者や建物所有者が道路の拡張等の町の事業に協力することも大切です。
- ・水道料金、下水道料金が県で2番目に安く、安定した上下水道の供給がなされており、町民の節水活動や自然環境保全の重要性の理解を促し町民一人一人の心がけが大切です。
- ・防災マップの定期的な配布、防災講演会の実施、避難場所の周知等を求めることと合わせて、防災講演会の参加などを行い、町民の防災意識の向上を図ることが大切です。



・交通事故県内ワースト上位であるため、交通マナーの啓発活動の参加などにより交通事故防止に努めることが大切です。

・一人で悩まず、消費者ホットラインに相談することが大切です。

## 産業関連について

### 【町への意見】

- ・のみの市等の新たな販売ルートの確立、販売方法（広報等）の工夫を行うことを求めます。
- ・漁協、JA、商工会各組織の連携強化を求めます。
- ・農水産業の新たな担い手確保のため、小中学校の農水業体験学習や農業関連情報の発信を行うことを求めます。
- ・商店街活性化のため、案内板の設置、商店街循環バスの運行、野國いもにちなんだイベント開催等を実施することを求めます。
- ・レストランや新規店舗が参入できる用地の確保について検討を求めます。
- ・ロータリー広場や観光の場に桜を植えて、「さくらのまちカテナ」を印象づけることを検討することを求めます。
- ・観光客の滞在時間を増加するための工夫を求めます。
- ・嘉手納町民が嘉手納町内の事業所で働けるよう、企業とのマッチングや就職支援（助成金）等の実施を求めます。

### 【町民として出来ること】

- ・比謝川沿い、海浜公園、道の駅、泡盛イベント等の既存の観光資源を発信していくことが大切です。

## 行財政運営関連について

### 【町への意見】


- ・納税意識を高める周知と、源泉の元となる雇用の場を創出することを求めます。
- ・土地や施設の有効活用を図るために、公共・公益施設の共有シェアを推進することを求めます。
- ・個人のプライバシーが完全に守られ、安心して相談・支援が受けられる体制を整備することを求めます。
- ・女性が安心して働けるよう、学童や保育などの子育て環境づくりを進めることを求めます。
- ・男女共同参画やLGBTなどへの理解と意識を高める継続的な啓発活動を実施することを求めます。
- ・様々な世代や分野の人が議論できる場づくり、参加・参画しやすい仕組みづくりを行うことを求めます。
- ・意見や活動などの情報を色々な媒体を利用して、知らせる・知る環境づくりを行うことを求めます。
- ・既存広報誌または各自治会にて独自出版を検討いただき、自治会への寄付金の使途や活動費用の内訳などを町民へ周知することを求めます。

### 【町民として出来ること】

- ・生活の利便性向上や高齢者等の移動に配慮したコミュニティバス等の導入を求めるとともに、導入後の活用促進を発信し、継続していくことが大切です。
- ・町民や自治会が積極的に参加の呼びかけや活動を知らせる工夫を行うことが大切です。
- ・地域のつながりを大事にするため、コミュニケーションがとれるイベントを実施し参加を促すとともに、転入者が気軽に自治会活動に携われるような仕組みを検討することが大切です。
- ・自治会活動を理解してもらうための広報紙などを作ることが大切です。


## 5. 第5次嘉手納町総合計画策定審議会

諮問



嘉企第 467 号  
平成30年 8月31日

嘉手納町総合計画審議会会長 殿

嘉手納町長 富山 宏 

第5次嘉手納町総合計画について（諮問）

第5次嘉手納町総合計画を策定することについて、嘉手納町総合計画審議会条例（昭和52年嘉手納町条例第30号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答申

嘉 総 審 第 1 号  
平成 30 年 12 月 3 日

嘉手納町長 富山 宏 殿

嘉手納町総合計画審議会  
会長 瀬口 浩



第五次嘉手納町総合計画（基本構想）について（答申）

平成 30 年 8 月 31 日付け、嘉企第 467 号において諮問ありました第五次嘉手納町総合計画（基本構想）について、本審議会は、慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり提言事項を取り纏めましたので、最大限尊重していただくことをお願い申し上げます。

第5次総合計画基本構想（原案）に関する意見・提案

<b>全体について</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合計画の町民への報告・PRの実施方法</li> <li>2. 町内の保育園がほとんど認可保育所になり、働いていないお母さんが預けられない状況にあるため対応する施策は重要である。</li> <li>3. めざす姿について、「音楽によるまちづくり」を含めて記載したほうがよい。</li> <li>4. 図表を示した方が町民に説明しやすいと考える。</li> <li>5. 議会に関する事を記載する必要があるか検討頂きたい。</li> <li>6. 基本構想の「目指す姿」の書き方を検討して頂きたい。</li> </ol>
<b>総合計画策定について</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本構想原案のため、めざす姿について理想的な在り方を述べていると思うが、具体化方策は基本計画、実施計画で示して頂きたい。</li> </ol>
<b>時代の潮流について</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全・安心に関する意味では「防犯」の内容のみを取扱い、「交通」関係はひとつにまとめる等の検討を頂きたい。</li> <li>2. 計画書の名称について、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」なのか「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画基本構想」なのか、どちらかが正しいのか確認願いたい。</li> </ol>
<b>嘉手納町の現状と課題について</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通機能の向上について、高齢になり免許を返納すると買物難民となるので不安があるため、対応する施策は重要である。</li> <li>2. 外部の方が見た場合でも、分かり易い表現や注釈附記等、留意して頂きたい。</li> </ol>
<b>将来像と基本理念について</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 肝がなさの意味として「おもいやり」や「いたわり」の方が適切かと考えているため方言の意味を再確認頂きたい。</li> <li>2. 「皆でつくりあげる協働のまちづくり」と「つくる」が2回出ているため、「皆で作りに上げる協働のまち」にしたほうがよいと考えるため、検討して頂きたい。</li> </ol>

### 基本目標について

1. 地域文化の継承について、貴重な伝統芸能だけでなく現在注目されている「しまくとぅば」や「民話」などを記載してはどうか検討して頂きたい。
2. 「公共交通の検討」と「新たな交通手段」や「行政運営」と「行財政運営」など、表現を統一できるものは統一する。
3. 男女共同参画社会の推進について、「平等」という文言を加筆してはどうか検討頂きたい。

## 6. 用語解説

あ行	
ICT	ICT (Information and Communication Technology) は「情報通信技術」の略。
インセンティブ	目標を達成するための刺激。誘因。
う蝕	一般には虫歯と呼ばれる。う蝕にかかった歯をう蝕歯またはう歯という。
AI	人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことである。一般に「人工知能」と和訳される。
MR2期	麻疹風疹混合ワクチン（以下、MR ワクチン）を用いた定期接種で接種対象者は、第1期が1歳児、第2期が小学校就学前の1年間（幼稚園、保育所等の最年長クラス）にあたる。
LGBT	esbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。
エンターテイメント	人々を楽しませる娯楽のこと。



エンパワーメント	障害のある人が、地域の中で暮らすひとりとして自ら選択し、決定する力を身に着けていくこと。
沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）	県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。県及び27市町村で構成。
温室効果ガス	赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスの主なものとしては、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン、亜酸化窒素、対流圏のオゾン、フロンなどがある。

### か行

キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
行政評価	行政活動の目的を明確にし、加えて成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な

	<p>対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。</p>
交通弱者	<p>自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。また、交通事故の場合には、自動車（加害者、強者）に対して被害者となりやすい子供や高齢者などの歩行者をさす。</p>
子どもの貧困	<p>必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の 50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある 17 歳以下の子どもの存在及び生活状況。</p>
こども 110 番の家	<p>子どもたちの緊急時における避難場所。主に事業所。110 番通報及び学校、保護者への連絡や、各種情報の提供を行う。</p>
コミュニティ・スクール	<p>学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営</p>

	に関する法律（第 47 条の 6））に基づいた仕組み。
コミュニティソーシャル事業	引きこもりや孤立など社会的孤立、虐待、生活問題、障害、高齢等、何らかの理由により暮らしに不安や支援を必要としている個人や世帯に、自立した生活を支援するため地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係者等とネットワークづくりをおこなっていくこと。
コミュニティソーシャルワーカー	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とした考え方。

### さ行

三市町連絡協議会（三連協）	嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。沖縄市、北谷町及び嘉手納町で構成。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任

	<p>意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、そのほか防災関連のNPOなどがその例である。</p>
就労定着数	<p>採用後から勤続年数が6ヶ月経ったものをいう。</p>
循環型社会	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。</p>
常設人権相談所	<p>法務局沖縄支局内（沖縄人権擁護委員連絡協議会）に設置されている人権相談所。</p>
情報リテラシー	<p>情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。</p>
人生100年時代	<p>「寿命が（100歳前後まで）今後伸びていくにあたって、国・組織・個人がライフコースの見直しを迫られている」という内容を表す。</p>

生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
生産年齢人口	生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
Society5.0	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会として我が国が目指すべき未来社会の姿。

### た行

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
地域社会の教育力	子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えるであろう地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然等を指し、地域に根付いた教育資源となり得る価値あるものにとらえること。
地域主権戦略大綱	地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成 22（2010）年 6 月

	22 日の閣議において決定。第 1 から第 10 までの 10 項目で構成されている。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地方分権一括法	平成 11（1999）年 7 月に成立し、平成 12（2000）年 4 月から施行されている。全部で 475 本の関連法案からなる。コンセプトは、地方分権。もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。
地方分権改革推進法	地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした日本の法律。平成 19（2007）年 4 月 1 日施行。施行後 3 年で効力を失う限時法。
肝ぐる	心の底から湧き出る相手を思いやる心、真心、優しさ、助け合い精神。
ちゅらさん運動	県、警察、市町村、関係機関、県民が総ぐるみで行う防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、将来を担う子ども達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連携と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の 3 つのちゅらづくりのこと。

超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。
テレワーク	組織や企業の戦略的な情報通信技術（ICT）活用により実現することができる、時間や場所にとらわれない新しい働き方。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	「domesticviolence」を略して「DV」と呼ばれている。明確な定義はないものの、日本では一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われる。

### な行

2項道路	幅員 4m 未満で、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁が道路として指定したもの。
年少人口	15歳未満の人口。
ノーマライゼーション	障害の有無に関わらず、地域に暮らすひとりとしての権利が守られ、ごく当たり前で暮らし続けることを保障する地域社会を実現させる考え方。

は行	
パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）	失業などにより経済的な問題で困っている人、働くことに不安を抱いている人、住む所が無い人等、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）に基づき沖縄県が設置している。嘉手納町民は「中部就職・生活支援パーソナルサポートセンター」で相談することができる。
ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々。
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人（乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の労働者や主婦）と育児の援助を行いたい人（資格不要だが活動に必要な講習を受ける）が会員となり、会員同士の相互援助活動（連絡、調整等）を手伝う事業のこと。「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年度からは、「地域子ども子育て支援事業」の1つとして実施している。
フィーダー交通ネットワーク	広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹



	バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク。
防衛局による買上げ用地	法律に基づき、飛行場等周辺の一定の区域を対象に、建物等（建物、立木竹、その他土地に定着する物件）の移転又は除却の補償及び土地の買入れを行っている。移転補償等の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第二種区域（第三種区域を含む。以下同じ。）という。移転補償等は、この第二種区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものとなる。

## ま行

マッピングシステム	コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理統計資料作成等多くの業務で利用されている。
学びのセーフティネットの構築	意欲と能力のある者が高等教育に進学し、安心して学習できる環境を整備する。その際、経済状況にかかわらず、学生の就学機会を確保するため、進学希望者にとって予見可能性を持てる経済的支援を整備する。また、生涯を通じて、高等教育機関で学べる環境づくりを進める。

や行	
有収率	(年間の料金徴収の対象となった水量／年間の実績給水量) ×100
養育力	子どもを育てる力。
要配慮者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
4 R	ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ（Refuse 断る）、リデュース（Reduce 減らす）、リユース（Reuse 再利用する）、リサイクル（Recycle 資源を再利用する）の頭文字をとったもの。

ら行	
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。
レセプト	病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類。診療報酬請求明細書。診療報酬明細書。
老年人口	65歳以上の人口。

## 7. 令和4年度町民アンケート

### ○調査概要

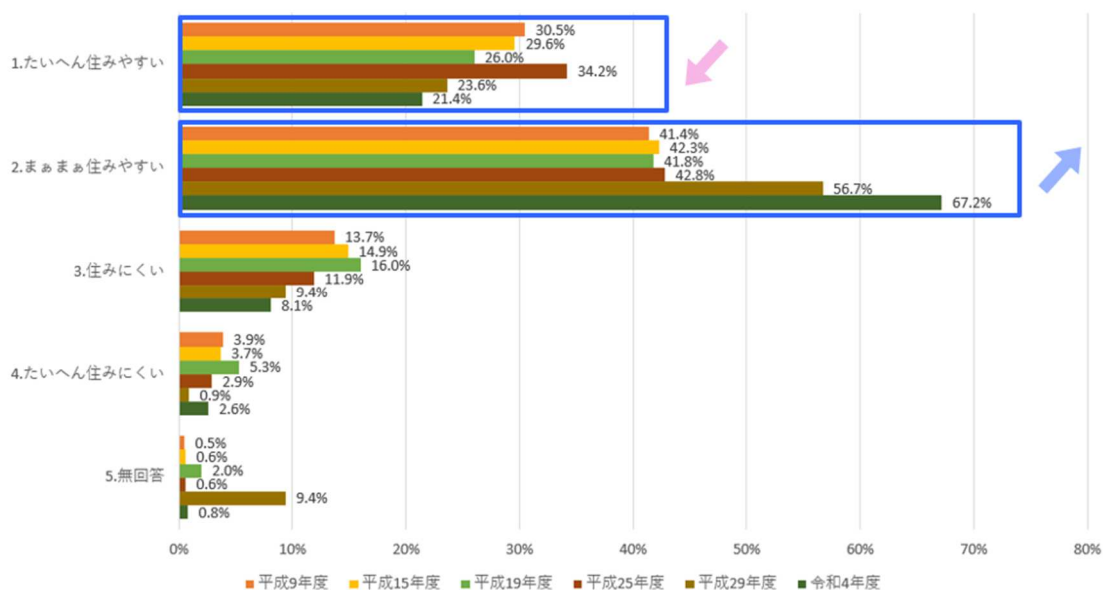
令和6年度からの町政運営の指針となる「第5次嘉手納町総合計画(後期基本計画)」の策定に向け、町民のニーズを踏まえ、町が目指すべき施策の方向性を点検し、重点化すべき施策をとりまとめるため、令和4年度に町民を対象にアンケート調査を実施いたしました。

### ○調査結果

#### 問3.1 住みやすさの経年比較

「嘉手納町は住みやすい地域だと思うか」という質問について、「たいへん住みやすい」と回答した町民が平成25年から減少している一方で、「まあまあ住みやすい」と回答した町民は平成25年から増加しています。

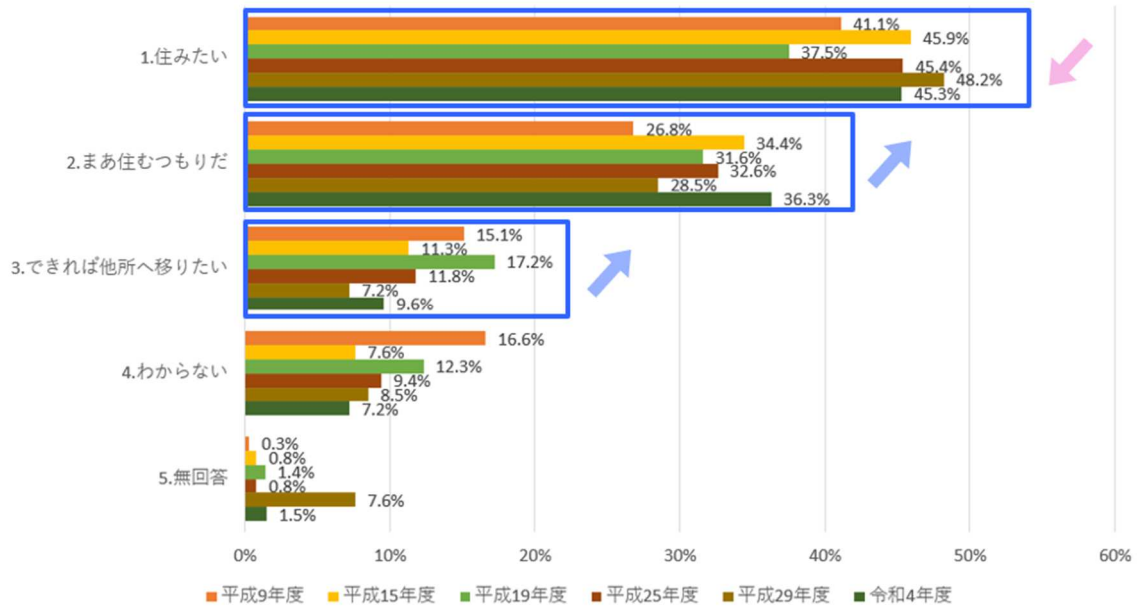
住みやすさについては、総じて「住みやすい」という回答が多い結果となっています。



#### 問4.1 居留意向の経年比較

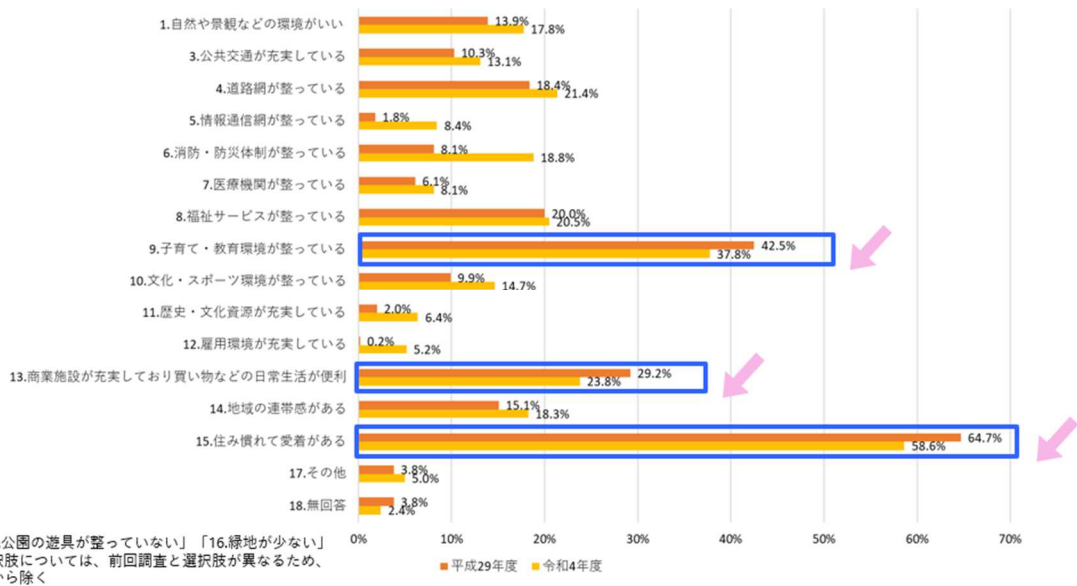
「嘉手納町に今後住み続けたいか」という質問について、平成29年から「まあ住むつもりだ」と回答した町民が増加した一方で、「住みたい」と回答した町民が減少しています。

「できれば他所へ移りたい」と回答した住民は、平成19年から平成29年まで継続して減少していたものの、令和4年度においては増加しています。



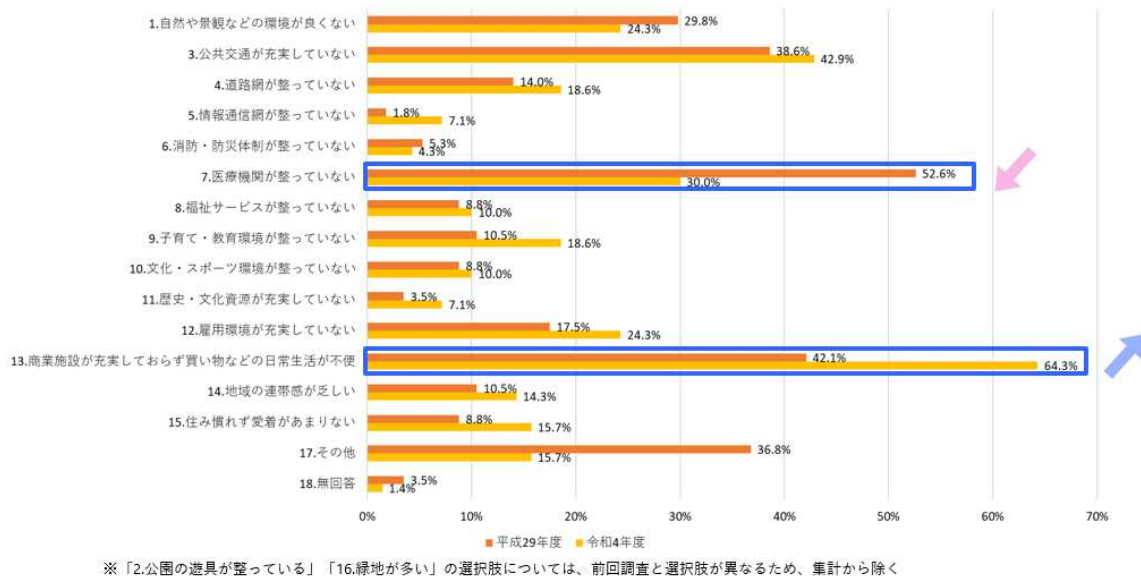
#### 問3.2 住みやすい理由の経年比較

「住みやすい地域だと思う理由は何か」という質問について、「商業施設や買い物などの日常生活」「子育て・教育環境」「愛着がある」への満足度が減少したが、その他は全て増加しています。



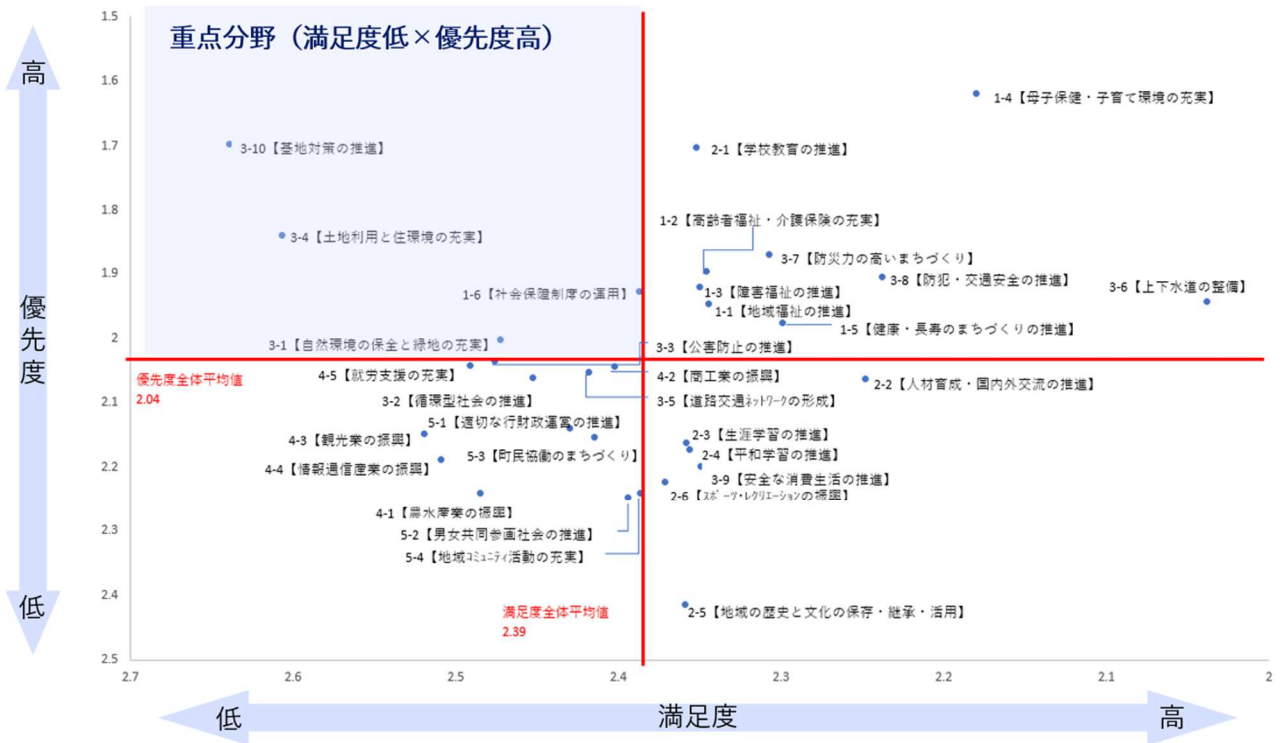
### 問3.3 住みにくい理由の経年比較

「住みにくい地域だと思う理由は何か」という質問について、「医療機関が整っていない」の回答は前回調査と比較して大幅に減少したものの、「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便」の回答が大幅に増加しています。



各基本施策の満足度・優先度

「満足度が低く、優先度が高い象限」(左上の象限)が重点分野と捉えられますが、こちらに該当する基本施策は、「3-10 基地対策の推進」、「3-4 土地利用と住環境の充実」、「3-1 自然環境の保全と緑地の充実」、「1-6 社会保障制度の運用」の4つです。



## 総合戦略資料編

### 1. 策定までの経緯

年月日	内容
令和5年12月21日	第1回総合戦略推進会議
令和5年12月21日	第1回総合戦略庁内検討委員会
令和5年1月21日	第2回総合戦略推進会議
令和5年1月25日	第2回総合戦略庁内検討委員会
令和5年3月21日	第3回総合戦略推進会議
令和5年3月28日	第3回総合戦略庁内検討委員会

### 2. 委員名簿

#### ■嘉手納町総合戦略推進会議

No.	職名	氏名	備考
1	琉球大学教授	瀬口 浩一	会長
2	嘉手納町商工会事務局長	宮城 斉	
3	嘉手納町商工会女性副部長	奥間 耐子	
4	嘉手納町CIO補佐官	二宮 雅夫	
5	嘉手納町役場 副町長	比嘉 孝史	
6	嘉手納地区銀行協会当番幹事	宮平 良浩	
7	自治会長会会長	伊敷 和枝	
8	嘉手納町女性会会長	菊地 一美	
9	嘉手納町PTA連合会会長	我謝 治彦	

■嘉手納町総合戦略庁内検討委員会

No.	職名	氏名	備考
1	副町長	比嘉 孝史	委員長
2	総務課長	金城 悟	副委員長
3	福祉課長	名嘉 義広	
4	子ども家庭課長	仲宗根 さゆり	
5	都市建設課長	天久 昇	
6	産業環境課長	我謝 治彦	
7	教育総務課長	金城 睦和	
8	社会教育課長	幸地 淳次	
9	情報政策課長	喜友名 朝順	



### 3. 嘉手納町総合戦略推進会議設置要綱

#### 嘉手納町総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を推進するため、嘉手納町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、嘉手納町総合戦略の策定に関する事項を調査検討する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、まち・ひと・しごと創生に関して専門的な知見を有する者のうちから町長が依頼する。

3 委員の任期は1年とする。

4 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

#### 4. 嘉手納町総合戦略庁内検討委員会設置要綱

##### 嘉手納町総合戦略庁内検討委員会設置要綱

###### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、嘉手納町の人口ビジョン及び総合戦略を策定するにあたり、基本目標と基本的方向、具体的な施策および指標について、総合的に検討し庁内での合意を図るため、嘉手納町総合戦略庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

###### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 嘉手納町人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認めること。

###### (組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員は、総務課長、福祉課長、子ども家庭課長、都市建設課長、産業環境課長、教育総務課長、社会教育課長、情報政策課長をもって充てる。

###### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

###### (任期)

第6条 検討委員会に属する者の任期は、総合戦略原案の作成が完了するまでとする。ただし、検討委員会に属する者が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

###### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

###### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 月 2 5 日から施行する。